

平成31年第1回山江村議会3月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	3月 6日	水	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
2	3月 7日	木	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
3	3月 8日	金	休 会	村内一円	午前 9時	・現 地 調 査
4	3月 9日	土	休 日			
5	3月10日	日	休 日			
6	3月11日	月	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
7	3月12日	火	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
8	3月13日	水	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
9	3月14日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
10	3月15日	金	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

3 月 6 日 (水)

平成31年第1回山江村議会3月定例会（第1号）

平成31年3月6日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号） |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号） |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号） |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号） |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 発議第 1号 | 山江村選挙公報の発行に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 7号 | 山江村の宝「やまえ栗」条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 8号 | 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 9号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 山江村多目的交流促進施設「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第11号 | 丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第12号 | 小山田農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第13号 | 山江村文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第14号 | 山江村総合振興計画の策定について |

- 日程第18 議案第15号 平成31年度山江村一般会計予算
 日程第19 議案第16号 平成31年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
 日程第20 議案第17号 平成31年度山江村特別会計簡易水道事業予算
 日程第21 議案第18号 平成31年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
 日程第22 議案第19号 平成31年度山江村特別会計介護保険事業予算
 日程第23 議案第20号 平成31年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
 日程第24 議案第21号 平成31年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
 日程第25 陳情第1号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税
 (仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すこと
 を求める陳情書
 日程第26 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 赤坂 修君 | 2番 横谷 巡君 |
| 3番 森田 俊介君 | 4番 西 孝恒君 |
| 5番 立道 徹君 | 6番 谷口 予志之君 |
| 7番 秋丸 光明君 | 8番 中竹 耕一郎君 |
| 9番 秋丸 安弘君 | 10番 松本 佳久君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松尾 充章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治 君	副 村 長 北田 愛介 君
教 育 長 藤本 誠一 君	総 務 課 長 白川 俊博 君
税 務 課 長 山口 明 君	企画調整課長 平山 辰也 君
産業振興課長 新山 孝博 君	健康福祉課長 迫田 教文 君
建 設 課 長 清永 弘文 君	教 育 課 長 蕨野 昭憲 君
会 計 管 理 者 一二三 信幸 君	農業委員会事務局長 柳瀬 真奈美 君
代表監査委員 木下 久人 君	

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。平成31年第1回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

12月9日、議会定例会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。また、地方自治法第199条第9項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が監査委員よりお手元に配付されております。

それでは、諸般の報告を行います。

12月9日、第1分団消防詰所落成式が第1分団詰所で行われております。私と総務文教常任委員長の西孝恒議員が参加しております。大変立派な詰所ができて、団員、また地域住民も大変喜んでおるところでございます。

12月13日、県道相良人吉線改良貫通促進期成会要望活動が県庁にてありまして、私と産業厚生常任委員長の横谷議員が参加しております。

12月17日、郡定例議長会、正副議長会・事務局合同会議がありまして、アンジェリーク平安にて開催されております。

1月1日、山田大王神社元旦祭が行われております。各議員が参加しております。

1月4日、平成31年山江村成人式が役場大会議室で行われまして、全議員が参加しております。

1月6日、平成31年山江村消防団出初式が山江中央グラウンドで開催され、全議員が参加しております。

1月10日、郡定例議長会が多良木町で開催されております。

1月12日、山江村交通安全祈願祭が山田大王神社で開催され、私が参加しております。

また、12日の午後より、山江村新春のつどいが山江温泉ほたるで開催され、各議員が参加しております。

1月20日、第46回山江村新春駅伝大会が万江コースで行われ、大変賑わったところでございます。

1月23日、下球磨町村議会議員研修会が五木村で開催されまして、地域おこし協力隊6名の体験発表が行われまして、山江村は4月から協力隊が採用されまして、私たちが期待しておるところでございます。

1月31日、平成30年度子ども議会が当議場にて開催されまして、子どもたちの活発な意見を聞き、大変楽しみにしてるところでございます。

2月6日、議会総務文教常任委員会研修が玉名郡玉東町に研修に行っていました。これは委員長の報告があると思います。

2月13日、中竹幸利氏交通栄誉章「緑十字銀章」の受賞祝賀会が山江温泉ほたるでありまして、私と副議長の中竹副議長が参加しております。

2月14日、郡定例議長会が人吉市であっております。

2月15日、第65回熊本県町村議会議長会定期総会がホテル熊本テルサで開催されまして、球磨郡の関連要望に対しましては、球磨川における根本的な利水対策の促進についてと球磨川地域幹線道路網の整備促進についてを人吉球磨は要望しております。

2月16日、山江村教育のつどいを農村環境センターで開催されております。

2月17日、関西丸岡会が開催され、議員6名が参加し、大変賑わってまいったところでございます。

2月19日、平成30年度球磨郡町村議会議員研修会がアンジェリーク平安でありまして、全国町村議会議長会総務部長の三宅達也氏が講演をされて、大変いい講演でありました。

2月20日、議会産業厚生常任委員会研修が阿蘇郡小国町にて研修を行っております。これも産業厚生常任委員長の横谷議員のほうからご報告があります。

2月20日、県道相良人吉線改良貫通促進期成会現地調査がありまして、私が参加しております。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつと代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催がされております。関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。

また、2月6日、総務文教常任委員会、2月20日、産業厚生常任委員会が行政視察研修を行っておりますので、研修報告を委員長からお願いいたします。

まず、人吉球磨広域行政組合議員、6番、谷口予志之議員より報告をお願いします。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） おはようございます。

それでは、平成30年第4回及び平成31年第1回の人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されておりますので、主なものについてその報告をいたします。

まず、平成30年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、これは2日目ですが、30年12月21日に人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

まず、日程第1の一般質問では、人吉市選出の塩見寿子議員が特別養護老人ホームの福寿荘民営化について、続いて、あさぎり町選出の加賀山美津子議員が、今後の人事管理のあり方について、それぞれ質問をされております。

次に、日程第2、議案第19号、人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム福寿荘民営化検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について、及び、日程第3、議案第20号、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更については、執行部の補足説明を受け、質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されております。

次に、平成31年第1回人吉球磨広域行政組合定例会が2月28日、午前10時から、同じく人吉球磨クリーンプラザ大会議室にて開催されました。

日程の第1から第3までについては省略をいたしまして、日程第4、議案第1号から日程第13、議案第9号につきまして9議案を一括し、執行部の提案理由の説明を受け、その後、日程第4、議案第1号から日程第7、議案第3号までの3件について補足説明を受け、平成30年度補正予算案件の質疑、採決を行い、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

議会は3月27日までとなっております。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員の10番、松本佳久議員より報告をお願いいたします。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） おはようございます。

平成31年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が、去る2月27日、午後2時から、人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開会されておりますのでご報告申し上げます。

議会への出席者は議員8名全員でありました。執行部からは関係市町村管理者6名及び代表監査委員1名、そして職員8名、事務局より3名、合計26名でした。そのほかに傍聴者6名、報道機関より1名の傍聴がありました。

日程第1、会期の決定については、2月27日、1日間と決定し、日程第2、会議録署名議員の指名の後、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号の条例の制定4議案はいずれも原案どおり可決決定しております。

続いて、日程第7、議案第7号、平成30年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）についてであります。これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,173万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,777万3,000円とするものであります。

歳入の主なものとしては、8款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金の3,399万9,000円でありました。また、1款の分担金及び負担金の中では、新たに発生する市町村からの負担金、山江村からの負担金は発生してはおりません。

歳出の主なものは3款消防費であります。そのうち1項消防費、2目消防施設費のうち17節公有財産購入費として3,018万5,000円の予算が上がっております。財源は先ほど歳入にあった財政調整基金繰入金であり、これは現在の消防本部の西側に隣接する土地2,164.08平方メートルの土地購入費及び収入印紙代等であります。原案のとおり可決決定しております。

続いて、日程第8、議案第6号、平成31年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について説明をいたします。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ10億7,619万6,000円です。対前年度比では9,338万8,000円の減額となっております。

歳入の主なものは、1款分担金、負担金であり、このうち常備消防費負担金は8億21万8,000円であり、このうち山江村の負担金は7,270万2,000円です。

歳出の主なものは3款消防費、1項消防費、1日常備消防費8億3,508万6,000円です。これは主に消防職員110名の給料手当、その他であります。

次に、同じ1項消防費、2目消防施設費の中に31年度の事業として重機及び重機搬送車、指揮1号車、指揮2号車、指令車の購入費及び災害用備蓄倉庫兼消防車庫等の建設費、合計して8,700万円が計上してあります。いずれも原案どおり可決決定しております。

日程第9は一般質問で、私から1、消防車両等の車検や点検について。2、消防職員の事故防止策について。3、法令遵守の精神について質問し、内山慶治代表管理者や深江政友消防長より答弁がありました。

以上で議会の報告は終わりますが、裏面をご覧ください。これは昨年1月1日から12月31日までの災害出動の概要です。右上のほうに全災害総出動件数は3,612件となっており、1日平均約10件の出動となっております。内訳としては、左側の上から火災の件数が昨年よりも4件増えて32件でありました。中ほどの救急件数は昨年度よりも83件増えて3,040件となっております。下のほう

に行きますと、へりの要請件数も前年度比15件で36件のへり要請件数がありました。その下のへり要請内訳、火災について県の防災へりが3回飛来しておりますが、これは昨年10月24日から25日にかけて球磨村で発生した森林火災において、空中偵察や空中消火など防災へりが来ております。

次に、平成31年度の新規採用職員についてご報告申し上げます。今回の採用は6名でした。出身地で言いますと人吉市2名、錦町2名、相良村1名、湯前町1名でした。また新年度におきましても若干の職員採用が予定されておりますので、ぜひ山江村からも応募していただきたいと思っております。

以上を申し上げまして、人吉下球磨消防組合議会の報告といたします。

○議長（秋丸安弘君） 次に、行政視察研修の報告をお願いいたします。

はじめに総務文教常任委員会よりお願いいたします。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） それでは、平成30年度山江村議会総務文教常任委員会先進地行政視察研修の報告をいたします。

研修先は熊本県玉名郡玉東町であります。研修テーマは移住定住促進事業、子育て支援・介護予防事業について学び、本村の事業へ生かすこととあります。研修行程は先月の2月6日、1日間でした。参加者は総務文教常任委員会のメンバー5名と事務局より松尾局長の計6名です。玉東町は人口約5,300人、面積は24.3平方キロとなっています。

まず定住促進施策について、町主導による宅地分譲事業がメインであります。その中でオレンジタウン分譲事業については、総事業費14億9,000万円、計画戸数は118区画、400人規模となっています。定住するための家を建築した場合、住宅建築奨励金として50万円など奨励金や助成金等があります。また、オレンジタウン町並みルールを策定されています。例えば、町のシンボリックな地区とするために建築物の高さ制限10メートル、2階までや緑化に努めること。また、フェンスの高さ1.2メートルなどです。分譲地第2弾としてサクラタウン分譲事業については、戸数は9区画、奨励金制度や町並みルール等、オレンジタウンと同様に実施されています。ほかにもPFI的手法による町営住宅整備のサクラハイツもあり、7割は町外からの移住と言われます。

次に、子育て支援事業についてであります。町全体で子育てを支援されていて、地区サロン25カ所の活用があります。例えば、各種予防接種助成、多子世帯、児童保育料の軽減、英会話教室、フッ化物洗口、チャイルドシート貸出しなど、その他各種祝い金や支援事業があります。

次に、介護予防生活支援については、地区のサロン25カ所の安定的運営と新し

い総合事業の創設、生活支援体制整備事業や認知症総合支援事業の整備などがなされ、地区サロン25カ所で介護予防、生活支援事業が行われています。玉東町は利便性に恵まれてきて、支援事業も本村と同様な事業も多いですが、きめ細かに整備され、その取り組みの成果を感じます。

以上、総務文教常任委員会の研修報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、産業厚生常任委員会よりお願いいたします。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 平成30年度議会産業厚生常任委員会の研修報告をいたします。

研修目的、平成30年度議会産業厚生常任委員会先進地事例研修、期日は平成31年2月20日の1日間、研修地、阿蘇郡小国町、参加者は産業厚生常任委員会委員5名、企画調整課2名の計7名、研修内容、本村でも計画されております再生可能エネルギー木質バイオマスの利活用及び豊富な森林資源を生かした林業振興施策についてであります。内容について申し上げます。小国町は熊本県の最北端に位置し、人口約6,800人、78%を山林が占め、産業としては観光業、農林業であります。特色としては、豊富な温泉資源、わいた温泉郷、杖立温泉などを有し、恵まれた地勢で育った小国杉はブランド杉として知られ、森林の整備、加工、販売から市場開拓まで一貫した戦略的な挑戦が見られます。その小国杉を使用した道の駅ゆうステーション、小国ドーム、木魂館など多くの公共施設。また町独自で鉄骨工法に匹敵する木造立体トラス工法の建築許可を取得、小国地域材としての強度規格の製品は県内、九州管内の公共施設、特に九州国立博物館、沖縄県立博物館など国の宝とも言うべき特徴のある大きな建物にも使われています。町内の木造公共施設を泊まる、学ぶ、食べる、温泉に利活用した地域コミュニティによる観光交流イベントなど盛んな町でもあります。最初に地熱を利用した木材乾燥施設を視察、化石燃料や電気を使わずに自噴する天然の地熱を利用し、環境に優しいエコな方法で健康や環境志向に配慮した良質の小国杉が生産されています。町内の製材業者など8業者が利用、施設管理は森林組合、板材を主に年間2,200立米を乾燥、約800万円の黒字、丸太は1本800円程度ですが、丸太は大体僕の体みたいな1本で800円程度ですが、1立米あたりにしますと1万円前後、今の木材価格、この丸太をスライスして板材に加工、そしてさらなる付加価値を付けて集成材として販売すると1立米あたり数十万円以上になるということでした。

次に、温泉施設を兼ね備えた130名宿泊可能な木魂館の木質薪ボイラーの視察を行い、導入の経緯、稼働状況、現状と課題等について説明を受けました。施設の重油代の価格高騰などから経営を圧迫、年間約600万円の油代、それに代わる熱

源として2016年に薪を使った木質ボイラーを導入したということをございました。稼働している木質薪ボイラーの名称は「薪焚き無圧開放温水ボイラー」で、使われる材料は、スギ、クヌギ、ケヤキなど。薪ボイラーを選定、導入した経緯は先述のとおり重油代の高騰による経営圧迫、豊富な山林資源の活用と雇用、事業費の面であり、事業費は建物建築費、薪ボイラー購入費を含んで4,500万円、内訳は補助金が4,000万円、町から500万円の補助、2名の雇用で薪ボイラーの運営に当たり、光熱費の削減効果は重油削減が80%、全体で40%の削減効果を出しているという説明でした。夏場は1日薪200キログラムを2から3回、冬場は1日薪400キログラムを4回から5回、人的による投入を行い、夏から秋にかけての多忙なシーズンには人手不足もあり、全員で対応するため薪ボイラーの一時休止の措置を取っているとのことでありました。燃料木材の調達状況は、出荷会員49名、年間調達材積134立米、買収、買取り価格1トン当たり6,000円、その代金は町内の商店、温泉などに使用できる商経済の循環と活性化を目指した商品券（モリ券）を発行されています。燃料材料の調達状況は、当初は出荷量も多かったそうですが、最近はお荷者の高齢化や企業など買取価格の高いほうへの流れで材料の取り合いが起り、調達が困難な状況で、今後の対策としては、森林組合や業者、一人親方との協力は不可欠で広域的な調達も視野に入れているとのことでありました。事実、燃料木材のストック状況はわずかな量でありました。木質燃料種類の比較であります、木質ペレットは採算性、業者との価格交渉や温かくなるまで時間がかかること、ストックヤードのための広大な敷地が必要であること。木質チップはペレットとほぼ同様であります、乾燥と事業費に左右され、木材含水率の乾燥工場と予算確保がカギであるとの説明を受けました。本村では木質チップ施設の計画予定のようですが、燃料材料の調達に係る一連のルール作り、現状の把握と経営組織体の問題、そして温泉センターだけの利用ではなく、他の公共施設、民間施設、一般住宅等も視野に入れた利用対策を図らないと、後々の経営維持と経費のかさみに不安を感じたところです。研修の最後に森林資源を生かした活性化策、流木等の災害対策、担い手対策、有害鳥獣対策、森林環境譲与税交付金の森林整備への使い方など、林業振興策について意見交換し研修を終えました。

以上、平成30年度山江村議会産業厚生常任委員会の研修報告といたします。

○議長（秋丸安弘君） 以上で、一部事務組合の議会の報告及び研修報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていた

だきまして、大変ありがたく思います。

本日、ここに平成31年第1回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席いただく中に開催できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

それでは、まず恒例によりまして、先般の議会後の行政報告を申し上げます。主なもののみ申し上げさせていただきたいと思いますが、12月9日でありますけれども、私も山江村消防団第1分団の詰所が完成いたしておりましたので、その落成式及び祝賀会に出席してまいりました。

12月10日、ただいまご報告がありましたけれども、産業厚生常任委員長のほうから報告がありましたけれども、山江村総合エネルギー検討委員会を開催しております。これは2年前から山江村のいわゆる化石燃料、原子力に頼らないエネルギーについて全般的に検討をしていこうということでもあります。去年はバイオガスの研究をさせていただいたということでもありますけれども、今年バイオマス、要するに木質を使った熱発電の検討をさせていただいてるということでもあります。林業振興にも寄与するということでもありますし、熱もしっかり温泉センターに供給できるというような体制の中で事業効率を高めようという事業でございます。ただ、委員長のほうにも若干触れてもらっておりますけれども、ランニングコストが非常に心配されるということでもありますから、しっかりしたランニングコストを見合う形でしかできないなということを思っているところであります。

それから、12月11日は、山江村制施行130周年記念行事の検討会を発足させております。後ほどこれはプロジェクト委員会に変わりますけれども、役場の課長を中心とした130周年どのような事業を起こしてこの地域と、この山江村を見つめなおし、また1歩進めるかというようなことでございます。

それから、12月12日でありますけれども、新規就農者激励会及び青年農業者会議ということで、これは球磨地域の農業活性協議会のほうで、私担い手の会長をしておりますので出席させていただいたということでもあります。今年は26名程度の新規就農者が人吉球磨に出てきたということでもあります。最近40名を超える新規就農者の方々おられるということでもありまして、確かに農業で生業に夢を見るといいますか、農業を生業にしながら頑張るといふ青年が随分増えてきたという気がいたしております。

それから、12月13日は県道相良人吉線の改良促進期成会要望で県のほうに私も出向いております。

そして、12月16日、第66回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会が水上村スタート、ゴールで開催されております。山江村チーム、Aチームが8位、Bチームが

19位という結果でございました。

そして、12月18日であります、山江村の認定農業者との意見交換会を行わせてもらったということでもあります。もちろん認定農業者の方々、山江村の農業をけん引をさせていただいておるところでありますけれども、さらなる課題が降りかかってきております。後継者をどうするか、集積をどうするか、農業の生産の産地化をどうするか等々について、ぜひ皆さん方の力を貸してほしいというような話をさせてもらいながら意見交換会をしたところでもあります。

12月20日、入口ハナ子さんの100歳のお祝いに出向いております。

また、同じ日でありますけれども、村道井手の口県道線、これは山田の井手の口から県道につながる道路でありますけれども、この道路につきまして地元説明会に私も出向いております。

それから12月21日は、山江村地域づくり研究所講演会として研究所の顧問であります東京大学須藤修教授のほうに講演をお願いいたしました。今、人類が生まれ第5の社会が到来しようとしていると言われております。ソサエティ5.0というそうではありますが、第1が狩猟社会だそうです。第2が農耕、要するに稲作が始まったから集落が生まれたというような社会が第2社会、第3社会が明治の産業の改革により工業化であるそうです。第4が最近ではありますけれども、インターネットを中心としたウェブ社会が、情報化社会が到来したんだということではありますが、その間はそんなに経ちませんけれども第5社会と言われるのがAI、IoT、ビッグデータを活用した社会が出現するというようなことを言われて、なかなかぴんと来ないという部分ではありますけれども、確かに私たちの身の回りにもAIの話題がいっぱい出てきております。新聞でもAIという文字を見ない日はないわけでありまして、今朝、テレビを見ておりましたら、京都の高台寺のほうにいわゆるAIを搭載したロボットの和尚さんを導入されたと。その方がいろんな話をされるというようなテレビでありましたけれども、いよいよあらゆる場面にAIを搭載したものが出てくるんだなということを思ったところでもあります。ただ、われわれはコミュニティとか感情とかはロボットにはありませんので、われわれがそのAIまたはIoTをいかに上手に活用するか、便利な社会を築くかという視点が求められてくるんだろうということを感じたところでもあります。

それから、12月28日は、北田総務課長の退任式を行いまして、1月4日には副村長の就任式を行いました。

同じく1月4日、山江村成人式であります。

6日の日は消防団の出初式がございました。

それから、1月9日、村制施行130周年プロジェクト会議、これは検討委員会

がプロジェクトに変わって、この日からプロジェクト会議が始まり、今日、提案をいたします予算の件につきましてもこのプロジェクト会議の中から随分練られた中の抜粋が出てくるということでもあります。

12日が山江村の安全祈願祭と新春のつどいに行っております。

それから、1月15日、山江村地域おこし協力隊、かねがね募集をしておりましたけれども、やっと応募がありました。村長室で面接試験を行ったということでございまして、男性でございますが非常に優秀な経歴もお持ちでありますし、山江村ぜひ活躍していただきたいとお出でいただきたいという合格をさせていただいたところでもあります。4月1日から赴任するというような手はずになっているところであります。

それから、1月16日から18日まで、全国ICT教育首長サミット&アワードに出向いてまいりました。昨年は山江村、総務大臣賞をもらったアワードでありましたけれども、今年は草津市のほうが総務大臣賞をもらえたかと思えます。ただ、その理事会の中で来年ぜひ山江村で現地のICT教育首長サミットを山江村で開催していただきたいというようなお願いをしてまいりました。来年といたしますと、いわゆる2020年の秋でありますけれども、それに向けていろいろ準備も今年はしていかななくてはいけないと思っております。大体、文科大臣もぜひぜひ呼びたいと思っておりますし、1,000人ぐらいの方が来られるのではなかろうかと思っております。

1月20日は、山江村新春駅伝大会が開催されております。今年は万江コースでありました。

それから、1月27日でありますが、熊日郡市対抗女子駅伝大会が行われ、今年は11位でありました。ただ、3人の山江村の中学生が出場し頑張ってくれ、非常に頼もしくも、今後非常に期待されるなということも思ったところでもあります。

1月31日、子ども議会でございます。

それから、2月6日は31年度の主軸事業要望として道路を中心とした要望、球磨郡の町村長全員そろって、国土交通省のほうに出向いております。

それから、私1人残りまして新総合エネルギー対策打ち合わせとしておりますけれども、これは先ほどは熱でありましたけれども、今回は電気で宅内配給ができないかというようなことを考えておまして、そういう電気を作りながら山江村民の方々の家に電気を送るというようなことを検討していきたいなと思っております。

それから、2月8日でありますがけれども、山江村地域問題懇談会が商工会の主催で行われたところでもありますけれども、これに出席し、意見交換会をさせてもらっ

たところであります。

2月10日、第45回の郡市対抗熊日駅伝大会の応援に行っていました。球磨郡チームは6位でありまして、山江村から2名の選手が走っております。

2月12日は、山江村国保運営協議会であります。受けて、本日議案として提案させていただきます。

それから、自衛官募集相談員の委嘱式が定例町村長会議の終了後行われておるところであります。募集相談員、今年から原先利且さんのほうに委嘱状を私のほうから交付させていただいたということでもあります。

2月13日、中竹幸利氏の全国栄誉章「緑十字銀章」受賞祝賀会、温泉センターで行われましたので出席したところでもあります。本当に中竹幸利さん、交通指導も本当に長い経歴の中でのボランティアでご活躍、ご功績もおありでありますけれども、山江村の地域づくり全体において本当に改めていろんな活動をされておるなどということを感じたところでもございます。

それから、2月15日は山江村総合振興計画の審議会を開催し、委員の皆様方に私のほうから諮問をさせてもらったところでもあります。

2月17日は関西丸岡会に私も出席し、翌日はやまえ栗グランディング打ち合わせとありますけれども、実は小山薫堂さんから山江の栗の今後のあり方について相談をかねてしておりました。その小山薫堂さんから紹介されたところがありまして、これが兵庫県の新三田のエス・コヤマさんというお菓子屋さんであります。行ってみたら住宅地の真ん中にお菓子のテーマパークみたいなものができて、総売り上げが20億を超えるそうでありますけれども、そういうことを熱心にやられたところでもあります。そこに山江の栗を使ったお菓子をというお願いをしまして、今栗をそこに送っておりまして、いろいろ検討をしてもらっているというところがございます。

それから、2月20日は県道相良人吉線貫通促進期成会の現地の視察に行っていました。相良のほうから上がってみたり、また山江のほうから現地を見たりさせていただいたんですが、いずれにしても相良人吉線、これは坂本人吉線もそうありますけれども、早く県のほうには路線の確定をしていただきたいということを申しております。今の路線の現地調査のところをしてみると、トンネル掘るしかないというような感じがするわけでありまして、相当な金額を財政投資が必要だということでもありますので、できることから、とにかく住民の方の避難の道路にもなりますので、相良と山江をつなぐ道路をひとつ現実的なものを検討してほしいということを申したところでもあります。

それから、2月22日には川辺川土地改良区6市町村行政連絡市町村会議であり

ますが、向こう3年間、国営の事業が廃止されましたので、その廃止手続きを取るまでに向こう3年間、いろんなやり残した事業をやるということでもあります。もちろん山江村が一番広い面積を持っておりますので、いろんなところにいろんな手を入れてもらうというようなことになるわけですが、その打ち合わせをしたところでもあります。

それから、2月26日は山江村総合振興計画審議会で答申を受け、今日議案として提案をさせていただきます。

それから、2月27日でありますけれども、山江村観光交流促進協議会というのが設立をいたしました。これについては後ほどまた触れさせていただきたいと思っております。

そして昨日でありますけれども、老人クラブのゲートボール大会、そして夕方には春の週間中でありますので、防火パレードの出発式に出向いております。

以上、行政報告申し上げるところでありますけれども、新年度予算を提案させていただき議会でありますので、若干時間をいただきまして施政の方針について申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、31年度の政府予算を見てみますと、総額の101兆4,571億円あります。100兆円を初めて超えた予算ということになりますが、昨年度が97兆7,128億円でしたので、3,700億円程度増えているというようなことでございます。その中で特に地方財政の対応ということではありますが、いわゆる山江村にその予算がどのように影響するかということでもありますけれども、地方交付税が15兆9,850億円で、昨年より4,701億円増であります。いわゆる地方交付税が増額されるということは一安心というようなことであろうかと思っております。それから臨財債は当然地方交付税で足りないところを補てんする起債でありますけれども、これは当然減でありますけれども、過疎対策事業債は昨年より100億円増えて4,700億円が措置されております。地方創生関係では今年5年目ということでもありますけれども、例年同様1,000億の予算がされているということでもあります。それを受け、新年度の予算であります。一般会計の当初予算が32億9,200万に組みさせていただきました。去年から2億3,400万増えたということでもありますけれども、その増の主な原因は下之段橋の大規模修繕事業が、これが交付金から補助金化したということでもあります。これが1億494万円、補助金としての事業でありまして、いわゆるこの分を社交金でほかの事業に回せたというようなことで大きく増えたということでもあります。ただ、社交金は社会整備資本交付金は非常に増減しますので、その増減によってはあきらめなければならない事業も出てくるわけでもあります。その折には優先順位を付けてしっかり本村の財政負担が増えないよ

う、財政を悪化させないような措置を取りたいと思っているところであります。それから、村債ですが、庁舎の非常用電源を整備したいという予算が7,200万増えています。それから不動産売払いは分譲住宅また木材販売により2,653万、これだけで2億円の増でありますけれども、主な理由であります。

また、国民健康保険事業予算が3億8,800万、昨年から7,400万の減であります。簡易水道事業が1億6,000万、昨年から1,000万増でございます。介護保険事業予算が4億4,000万、昨年から3,000万の減であります。後期高齢者医療事業予算につきましては、3,500万の増減ゼロであります。ケーブルテレビ事業予算が9,250万で昨年より750万の減というような当初予算を組ませていただいたということでもあります。この予算編成に当たっては、骨格の部分についてはぶれることなく四つの柱をいつも申し上げておりますけれども、村民の方々の所得の向上に対する予算、暮らしやすい福祉の充実に対する予算、それから生活環境の整備、そして村民の皆さん方が地域づくり、またいろんな活動をしやすいような人材育成の事業についての予算を組んだということでもあります。

特徴的なものについて、また非常に重要しなければいけないなということにつきましては、まず移住定住を希望される方が本当にここにきて耳をするようになりました。実は昨日、第9区の区長さんと区長代理さんが公民館の雨漏りについての要望で来られたということではありますが、その折にも蓑原公営住宅の方の2人の方が宅地を求めておられるけれども、なかなかどこかなかなかという話でもありましたし、分譲住宅3区間今度提供しますけれども、まだまだそれでも足りないんだろうなということを思っております。そういうことで空き家の対策の充実、住宅地の整備、それからPFIの話は先ほど総務文教常任委員長のほうからPFIによる民間住宅の整備の話をされましたけれども、そういうことにつきましても検討していく必要があるんだろうということを思っています。

そして、村内における産業の創出と雇用の確保、いわゆる所得と雇用なんですけれども、これにつきましては、山江村ブランド事業として栗を進めております。引き続き栗もやりたいということでもありますけれども、これは里部での栗を中心とした農林産物であります。林間、山付きのほうをどうしようかと、もちろん森林環境譲与税を今年から対策は打っていくということではありますが、短期作物による収入増を狙って特用林産物を作りながら、それを加工しようという事業を始めたということでもあります。加工については、テーマは混ぜ飯ご飯のもとか炊き込みご飯のもと、林産物を使って、そういうものを使って販売していこうと、加工場をまずは一気に大きな加工場を造るというよりもできるところから取り組みながら徐々に大きくできないかというような話を今させてもらっているところであります。これ

は栗に引き続き山村活性化支援交付金事業におきまして毎年1,000万来ますので、それによりましてこの山間部の所得につきましての対策を売っていければということをおもっております。

それから、万江地区に集落営農を設立されていよいよ動き出したということでもありますけれども、ぜひ万江地区の法人は見本を示していただきたいなど、ぜひ成功していただきたいということもあり支援をさせていただくということですが、働き手の問題を含め、山田地区の法人化も今後話を進めていかななくてはならないと思っております。地方経済の活性化におきましては、商工会のプレミアム商品券も今年も引き続き継続して事業を行うと、400万の事業でありますけれども、トータルでは2,400万がこの山江村で循環するというような事業につきましての予算も組ませてもらったところであります。

それから、村民誰もが夢を語れる村づくりとして、村民主役としての山江村未来塾を作り、いわゆる100人委員会ですけれども、この活動がいよいよ充実をしてまいりました。実践活動も始まっておりますので、しっかりとした支援をしてまいりたいと思っておりますが、その未来塾を含めたフットパスのグループ、またボンネットバスを走らせよう会、NPO万江川塾グリーンツーリズム推進協議会、農業生産法人万江の里、もろもろの地域づくり団体がこの山江村には存在しますので、そういうものをまとめました山江村観光交流促進協議会が先般設立をいたしました。いわゆる地域づくり団体による観光と交流の促進を図ろうということでもありますけれども、これもしっかり支援をさせていただきたいということでもあります、山江村の地域づくり研究所と連携しながら、その交流による山江村のファンを増やし、国は関係人口の増とかいうことを言っておりますけれども、稼げる民泊、農泊、また林泊の充実も模索してみたいと思っております。

それから、先ほどから何回も申し上げます村制施行130周年の事業でございます。この事業のテーマは私「温故知新」と前回申し上げましたけれども、もう一つは「不易流行」というようなことも申し上げてあります。古きを訪ねて新しきを知っていくんだというようなことと、本当に大事なもの不易なものをもとにしながら流行と言われる、そこのAI、IoTの話をしましたけれども、そういう大事なものをもとにしながら新しいものをしっかり取り組んでいくというような年にしたいということでもあります。その事業といたしまして、来年の3月に130周年記念の祝賀式典を行いたいと思っております。これは100周年のときに村長室の前にタイムカプセルが埋められております。これが期日を実は指定してありまして、来年の3月31日に開けなさいということでもありますので、その時期に合わせて式典を開催し、そのタイムカプセルを解凍するというようなことでもありますし、また新たに

今後20年後ぐらいが妥当だと思いますけれども、新しいタイムカプセルも設置をさせていただければと思っております。

それから10月27日、これは日にちを言ってしまいましたけれども、その130周年を記念としたシンポジウムを開催したいと思っております。山江村史を取りかかるといような、近代編に取りかかるといことでもありますけれども、この130年をしっかりと振り返るといことをしたいと思っておりますし、また、山江村にある地名がだんだん失われてきておりますから、もう1回、その地名を大事にしたいなと。それから山江村の道路、これ何度も申し上げておりますが、山江村の役場前を通る県道は県道相良人吉線といいます。万江地区の県道は主要地方道坂本人吉線でありまして、どこにも山江の山田も万江も出てこないわけでありまして。何かおかしいぞといようなことを前々から思っておりますが、例えば山田通りとするとか、万江川通りとするとか、またその主要の地域に分かりやすい道路名を付けていただきながら、例えば山田大王神社に行く道路を大王通りとするのか参道通りとするのか、表参道とするのか、そういうのを各地域でいろいろと付けていただきながら、それをまとめてみたいな、そしてもっと山江に来られる方々にわかりやすい地域として紹介ができたらといような事業を、シンポジウムを開催したいと思っております。また、そのほか冠を付けたイベントとして栗まつりのほかつつじ祭り、産業振興まつりをやりますし、えほんの森と図書館の機能充実のためのイベントも考えておりますし、村政要覧を作成したいとも思っております。また、今回提案しております栗条例につきましても、ぜひ130周年を記念しての条例だといふふうに私考えておりますし、ふるさと応援大使あたりもしっかり適当な方がおられたら、この大使として任命させていただきたいといような事業を思っております。

それから、最後に財政の問題でございます。基本方針として大きな事業費につきましては、補助事業により対応させてもらっております。ただ、新年度予算編成に当たって足りない部分も当然出てきました。130周年記念も出ておりますし、足りない部分につきましては各種基金を活用させていただいております。財政の健全化につきましては、本年も各課横断的連携の中に創意工夫をしながら予算編成をまいりました。その中でも何よりも交付金、補助金がない事業で上がってきた事業はとりあえず切らせてもらっております。何らかの交付金補助事業を見つけて、その事業が現れるまで引き出しにしまっておいてくれと、そういう事業が補正予算でも出たときにやりましょうといようなことでありまして、そのことが財政基盤の充実のための国・県からの補助事業交付事業をフル活用したいといような思いであります。いわゆる今後ともそういう事業を模索しながら事業を進めることを念頭に置いていきたいと思っておりますし、議員の皆様方におかれましても要望活動

を行ってもらっておりますけれども、引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますが、平成31年は平成27年に創設されました地方創生5カ年計画の5年目に位置付けられます。引き続き、山江創生実現のために継続して事業推進にあたりたいと思います。山江村民の方々が安心して安全な生活環境の中で、本年も子どもが夢を持ち、若者が希望を抱き、働く人が生きがいを持ち、お年寄りが安心して暮らせる、そしてみんなが、わがふるさと山江村に愛着と誇りを持つことができるような山江村の実現を目指して頑張っていきたいと思います。村民の皆様が村づくりの主役の場であります山江村未来塾も山江村観光交流促進協議会の設立によりまして、より連携が取りやすくなったというふうに感じております。私も皆様方とともに現場をしっかりと見据えながら、今までの130周年を振り返りつつ、また新しい1歩を踏み出す山江村の将来のために全身全霊取り組んでまいります。改めまして議員並びに村民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日、村長提案の議案は条例の制定を含め、補正予算、当初予算ほか合計21件であります。どうぞ慎重にご審議いただきますよう、そしてよろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。施政方針の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告、あいさつが終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成31年第1回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、7番、秋丸光明議員、8番、中竹耕一郎議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、2月26日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等につ

いて協議がなされております。議会運営委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

○議会運営委員長（松本佳久君） それでは、ご報告申し上げます。

平成31年第1回山江村議会定例会につきまして、去る2月26日、議会委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、本議会定例会全般について協議いたしております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日3月6日から15日までの10日間としております。

本日、開会、提案理由の説明としておりますが、日程第3、議案第1号から日程第8、議案第6号につきましては、先議することとしておりまして、提案理由の説明後、議案審議を経て質疑、討論、表決を行います。その後、残りの議案についての提案理由の説明を行い、散会することとしております。

7日は休会で、午前9時から議案審議、8日は休会で午前9時から現地調査を行い、午後から委員会としております。

9日、10日は休日。

11日から13日までの3日間は休会で、午前9時より議案審議としております。

9日目、14日は一般質問で8名の議員より通告がなされており、終了後、散会としております。発言の順序はくじで決定しており、時間については質問、答弁を含めて60分となっております。

10日目、15日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第3、議案第1号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号）でございます。平成30年度山江村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ845万7,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,113万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

平成31年3月6日、本日提出でございます。山江村長 内山慶治でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第1号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号）を説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、8、地方交付税521万3,000円の追加は普通交付税及び特別交付税の決定額によるものでございます。11、分担金及び負担金21万2,000円の追加は保育料の追加でございます。12、使用料及び手数料158万9,000円の減額は商工使用料、ほたるの荘利用料の減収が主なものでございます。13、国庫支出金1,452万7,000円の増額は民生費、子どものための教育・保育給付費、土木費、社会資本整備総合交付金等の追加が主なものでございます。14、県支出金65万円の増額は民生費、子どものための教育・保育給付費の増額及び農業費、中山間農業モデル地区支援事業補助金、林業鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金等の増減が主なものでございます。15、財産収入100万円の増額は財政調整基金利子が主なものでございます。16、寄附金400万円の増額はふるさと応援寄附金でございます。19、諸収入314万4,000円の増額は熊本県市町村振興協会補助金が主なものでございます。20、村債1,870万円の減額は庁舎非常用電源整備事業債、それから地域振興事業債等の事業実施に伴う不要額の減額でございまして、歳入合計、補正前の額に845万7,000円を追加し、37億1,113万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。1、議会費、報償費及び旅費等の25万円の減額でござ

ざいます。2、総務費2,353万円の減額の主なものは給料など人件費及び庁舎設備設計委託料の実施に伴う事業費の減額でございます。3、民生費30万4,000円の増額は、障がい者福祉サービス費、それから介護保険特別会計繰出金、児童福祉子育て支援事業計画委託料、児童措置給付費等の増減によるものでございます。4、衛生費196万2,000円の減額の主なものは、健康増進事業健康診断委託料の実施に伴います事業費の減額でございます。5、農林水産業費843万1,000円の減額は、中山間農業モデル地区支援事業、くまもと土地利用型農業競争力支援事業、優良家畜導入保留奨励金、学校給食に係る備品購入費などの増減がものものでございます。6、商工費165万5,000円の増額の主なものは、温泉センター管理運営に係る工事請負費等の増額によるものでございます。7、土木費925万8,000円の増額の主なものは、国の二次補正予算で確定しました社会資本総合整備事業によります工事費等の追加によるものでございます。8、消防費287万円の減額の主なものは、消防施設整備工事の実施に伴う事業費の減額でございます。9、教育費96万7,000円の減額の主なものは、事務局費の報酬及び人件費、それから小中学校の光熱水費の減額と村内小中学校ブロック塀改修工事の増額などでございます。

3ページをご覧ください。予備費3,525万円を増額しまして7,642万7,000円とするものでございます。歳出合計、補正前の額に845万7,000円を追加し37億1,113万3,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、村内小中学校ブロック塀改修事業、限度額270万円、起債の方法、利率償還の方法は記載してあるとおりでございます。2、変更、限度額の変更でございます。庁舎非常用電源整備事業債500万円を170万円に、地域振興事業1,510万円を310万円に、プレミアム商品券発行事業債470万円を450万円に、それから道路新設改良事業1億3,530万円を1億3,610万円にするもので、消防施設債2,360万円を1,690万円にそれぞれ変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上で、議案第1号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第2号 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第4、議案第2号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）でございます。平成30年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,652万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第2号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出補正。歳入、款8、財産収入、財産運用収入を3,000円増額するものでございまして、歳入合計、補正前の額から3,000円を増額しまして4億9,652万7,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、款7、基金積立金、基金積立金4,000円を増額するものでございます。款10、予備費1,000円を減額しまして、歳出合計、補正前の額から3,000円を増額しまして4億9,052万7,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第3号 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第5、議案第3号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）でございます。平成30年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,955

万8,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第3号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、2、使用料及び手数料、1、使用料を60万円減額しまして歳入合計を補正前の額から60万円減額し1億5,955万8,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、2、簡易水道事業費、1、簡易水道施設運営費、水質検査料を80万円減額。4、公債費、1、公債費を10万円減額。5、予備費、1、予備費を30万円増額しまして、歳出合計を補正前の額から60万円減額し1億5,955万8,000円とするものでございます。

以上、説明終わります。

-----○-----

日程第6 議案第4号 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第6、議案第4号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）でございます。平成30年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするというものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入を既定の額の1億3,875万5,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、1、総務管理費、修繕料及び

補助金を16万円減額。4、予備費、1、予備費を16万円増額しまして、歳出合計を規程の額である1億3,875万5,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第7 議案第5号 平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第7、議案第5号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）でございます。平成30年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,045万6,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,916万1,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第5号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、款1、保険料、介護保険料につきましては、保険料本算定による286万2,000円増額するものでございます。款3、国庫支出金428万8,000円の減額。款4、支払基金交付金469万5,000円の減額。款5、県支出金218万7,000円の減額につきましては、介護給付費等の実績見込み額に伴い減額するものでございます。款7、繰入金につきましても介護給付費等の実績見込み額の減額に伴い一般会計からの繰入金214万8,000円を減額しまして、歳入合計、補正前の額から1,045万6,000円を減額しまして4億9,916万1,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、款2、保険給付費、実績見込み額によりまして1,255万6,000円を減額するものでございます。款4、地域支援事業費、委託料の介護予防、日常生活支援総合事業の実績によりまして725万3,000円減額するものでございます。款8、予備費935万3,000円を増額しまして、

歳出合計、補正前の額から1,045万6,000円を減額しまして4億9,916万1,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

**日程第8 認定第6号 平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第2号)**

○議長(秋丸安弘君) 日程第8、議案第6号、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 議案第6号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第2号)でございます。平成30年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長(秋丸安弘君) 平山企画調整課長。

○企画調整課長(平山辰也君) それでは、議案第6号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、歳入合計を規程の額の1億752万5,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出でございますけれども、款2、ケーブルテレビ事業費を195万円減額するものでありまして、光熱水費、点検委託料等の減額でございます。款4、予備費を195万円追加いたしまして、歳出合計、既定の額の1億752万5,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長(秋丸安弘君) 以上で先議依頼がありました議案について提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ここで議案審議のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。暫時休憩時間を午後1時30分といたし

ます。

-----○-----
休憩 午前 11時30分
再開 午後 1時30分
-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

先議依頼がありました議案第1号から議案第6号については、議事日程の順に質疑、討論、採決をいたします。

発言につきましては、会議規則第53条（発言内容制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数は3回）の規定と同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。なお、3回を超える場合は、第54条のただし書により議長の許可を得てお願いいたします。

それでは、日程第3、議案第1号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） それでは、ただいま議題となっております議案第1号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号）について、2点だけ質問をしたいと思っております。

ページは20ページでございます。目の49、節の15、工事請負費80万と計上されております。これは当初予算にも上がってはおりませんでしたけれども、移設工事というようなことでございますので、どこに移設をされるのかお尋ねをしたいと思います。

2点は、どういう目的で、一緒になるかもしれませんが、どういう理由でされるのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

今ありました工事請負費ということですが、移転内容ということがございます。現在、学校給食の食材としていろんな野菜等入れております。その野菜が休止になる時期の農作物の確保関係につきましては、農作物の加工業者さんのほうに施設をお借りいたしまして、多目的な加熱器、スチームコンベクションというんですけれどもオープンですね1台と急速冷凍機1台、計2台をリースのほうで導入をさせていただいております。それをもって真空調理パックをした食材を学校給食の

ほうに活用していきたいということでございます。

どちらのほうにということございましたけれども、それにつきましては、現在、学校の現場の中学校のほうに移設をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 大体わかりました。次に備品購入費、これも70万当初になかった部分が上がっておりますけれども、これはどういうものを購入されるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

先ほど申しました学校に移設の2台につきましては、まず真空調理を行う現段階のものでございまして、実際、真空調理パックをする機械がなければその食材を保存できませんので、その真空調理機の機ですね、パックをする機械とそこに移設した関係でいろんな台とかが必要になってまいりますので、それを含めたところの70万円ということでは計上させていただいております。

以上でございます。

○6番（谷口予志之君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 議案第1号、平成30年度一般会計補正予算（第6号）について質疑いたします。

ページは21ページです。目の9、節の13の委託料、丸岡公園管理委託料、この減額の内容についてお伺いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） ただいまの質疑でございます。丸岡公園整備費の委託料の39万円の減額の内容ということではございますけれども、これは丸岡公園の管理委託料の入札契約によります入札残ということの減額でございます。

○議長（秋丸安弘君） 2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 昨年でしたか、丸岡公園に除草剤が振られました。現地も行ってみました。ですから、この除草剤散布による面積のところの減額をしたものかなと私は思いました。全体的な管理委託料ということではございますけれども、当時の課長からの説明で、年6回の下刈りをしているということでした。これはきちんとさせますと。ところが除草剤を振ったところは、やっぱり一遍強力な除草剤を振りますと、

そこは根が枯れますから非常に後は楽なんです。ですから普通の民間だったら、当然、その部分の面積部分の減額というのはちゃんと清算されて契約を結んでされると思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

議員申されましたとおり、年6回の除草という条件で委託をしております。それが今ちょっと精査中でありまして、実際、その除草剤を振られた箇所が除草されなかった、6回されなかったということであれば、実績に基づきまして今年度変更契約のほうを考えたいというふうに思っておりますし、来年度も年6回を計画しておりますけれども、果たしてそこが年6回の除草が必要かなということも精査しながら、来年度の契約もしたいというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今課長の答弁で納得しましたが、やはり一遍除草剤を振ると、非常にその部分は何年かは草が生えません。そして大切な村の公園ですから、部分的にはやっぱり根が枯れますと土壌が崩壊するんです。よく田んぼなんかには除草剤振りますともう土が流れて石ころばかりになりますから、大切な私たちの公園ですから、ぜひそういう面を考えて今後管理していただきたいと思います。ですので、今回できなくても来年度契約するときに現地を見て、そして除草剤を散布されたところが面積の部分、やはりこれは6回は契約するけれども、人数的にこれは若干減らさなければならぬと、十分これは対応できるだろうということが確認できれば、その分を差し引いて契約をしていただければというふうに思います。終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

3番、森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 議案第1号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号）の質問いたします。

ページは19ページの農業委員会の旅費のことでお聞きいたします。52万6,000円の減額になっていますが、この理由をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 柳瀬農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（柳瀬真奈美君） それでは、先ほど森田議員よりご質問がありました内容についてお答えをいたします。

研修費の原因につきましては、委員の参加が諸事情により欠席された方がいらっしやっただめによる減額になっております。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） この農業委員の方々が十何名ですかいらっしゃる。活性化委員会のほうと農業委員会のほうで何名かで委員のほうがおられますけれども、6名以上の欠席があったということではございますでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 柳瀬農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（柳瀬真奈美君） お答えいたします。

農業委員会の委員につきましては、農業委員、農地利用最適化推進合わせて15名の委員構成となっております。森田議員がおっしゃられたように、そのうちの6名の方が欠席された状況となっております。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） これは農業委員会の方々に言いたいと思いますけれども、公務ですのでもっとしっかりとした農業研修、あるいはちゃんと認められた研修ですので、これをしっかりと行きつめて出席していただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

5番、立道徹議員。

○5番（立道 徹君） それでは、ただいま議題となっております平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号）について、2点ほど質疑いたします。

まず1点目は、ページが19ページの4番の農業振興費の中で19番、負担金、補助及び交付金について。一番最後にくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金とありますが、その内容についてが1点と、もう1点がページが22ページの4番、社会資本整備事業費の中で15番の工事請負費1,350万、村道新設改良工事の内容について、その2点質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

農業振興費の中のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金ということではございます。これにつきましては、万江地区のほうにあります農事組合法人万江の里のほうで機械購入の話が出ております。これに伴います県の事業を使いました機械購入の費用としてここに上げさせていただいてるものでございます。これは県のほうからトンネルとなっておりますので、歳入歳出といえますか、歳入がそのまま歳出のほうに出るというふうなことになっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

社会資本整備事業費の15、工事請負費ですけども、こちらは平成30年度国の

第2次補正予算防災安全交付金の中の第2期安心安全な暮らしを実現する道路整備ということで、舗装補修工事のほうを計画しております。

以上です。

○5番（立道 徹君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

1番、赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ただいま議題になっております議案第1号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号）について質疑いたします。

ページは13ページ、14ページになりますが、項1、総務管理費の中の4、企画総務費、8、報償費、ふるさと応援寄附金謝礼30万円の減額。14ページになりますが、役務費、ふるさと応援寄附金配送料30万円の減額と、25、積立金、山江村ふるさと応援基金積立400万円の増となっておりますが、ふるさと応援寄附金が増えて経費が減っているということで、大変喜ばしいことではありますが、普通寄附金が増えますと返礼品、あるいは配送料も増えるというふうに考えがちでございますけれども、内容について質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） ふるさと応援寄附金の内容ということでございます。

当初では1,200万円を見込んでおりまして、今回400万円を追加しまして1,600万円ということでございます。これを返礼品が増えるのではないかとということでございますけれども、一部の事業所から500万円の寄附をいただいておりますので、そこには返礼品はやらないということでございますので、それに伴います歳入歳出の減額ということでございます。

○1番（赤坂 修君） 質疑終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 議案第1号について1点だけ質疑をいたします。

先ほど赤坂議員のほうから10ページの一般寄附金についての質疑がありました。平山課長の答弁では一部の企業からの寄附金ということでございましたが、それは村内の企業ですか、村外の企業です、1社ですか。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 事業所は村内の事業所で1社でございます。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 同じく山江村一般会計補正予算（第6号）について質疑いたします。

ページは17ページ、民生費の目2、障がい者福祉費のところであります。この区分20扶助費のところの障がい児福祉サービス費と、すみません、もう1点ですけども、ページは18ページの児童措置費、今回はほとんど減額ですけども、ここでちょっと増額のところでは区分19の負担金、補助及び交付金のところでは質疑いたします。

まず、この障がい児福祉サービス費、ここのところで増額のところの要素をお願いいたしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えをいたします。

民生費、社会福祉費2の障がい福祉費の20、扶助費の障がい児福祉サービスの増額ということでもありますけども、対象者が15名から19名に増えたことによります給付費の不足が見込まれるため計上させていただくものであります。

また、18ページの民生費、児童福祉費、児童措置費の施設型給付費につきましても、途中の園児の入所によります増額であります。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 施設型給付費ですね、はい。あと、この下の病後児保育負担金と障がい児補助金、ここについてもお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、民生費、2の児童福祉費、2の児童措置費、19の負担金、補助及び交付金の障がい児保育事業補助金につきましては、障がい児の保育を推進し障がい児の処遇の向上を図るため、保育にかかる障がい児を受け入れる保育所に対して交付するものでありまして、章鹿倉保育園、万江保育園に補助金を支給するものであります。これに対しましては歳入のほうで13、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の子どものための教育・保育費の中に含まれております。

○4番（西 孝恒君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、議案第1号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、議案第2号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、議案第2号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第3号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 議案第3号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）について、1点だけ質疑をいたします。

5ページの歳入のところに水道使用料60万円の減額が計上してあります。これは現年度分という説明でありましたが、これはどのような理由によるものか答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

水道料の使用料の現年度分の60万円の減額ですけれども、こちら年間を通して水道料のほう皆様に納めいただいておりますが、そちらのほうが実績に応じて漏水等もない、また使用料も皆さんが節水をしていただいているところで使用料が減っていることで水道料の使用料の減額としております。

以上です。

○10番（松本佳久君） 終わります。

- 議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。
採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、議案第3号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。
日程第6、議案第4号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。
採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、議案第4号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。
日程第7、議案第5号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。
10番、松本佳久議員。
- 10番（松本佳久君） 議案第5号について、1点だけ質疑を行います。
8ページ、最後のページです。4款、地域支援事業費の中の7目、生活支援体制整備事業費の中で7、賃金153万2,000円、非常勤職員賃金が減額してあります。これは人材を確保することができなかったのか事業をしなかったのか、なぜこれが減額だったのか答弁を求めます。
- 議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。
- 健康福祉課長（迫田教文君） 4の地域支援事業、5の包括的支援事業及び任意事業の7、生活支援体制整備事業の4の共済費と賃金につきましては、募集をかけて

おりましたけども応募がなかったということで減額させていただいております。
以上であります。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 応募がなかったという答弁であります。それで事業を進めるには問題はなかったのですか。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

社会福祉士の募集をしましたがなかなか応募がいなくて、それに対しまして残っている職員で対応いたしております。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、議案第5号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第6号、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、議案第6号、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 発議第1号 山江村選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第9、発議第1号、山江村選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

10番、松本佳久議員。説明は答弁席からお願いいたします。

○10番（松本佳久君） それでは、説明申し上げます。

平成31年2月22日に議員提案の条例議案を議長あてに提出しておりますので、ご説明申し上げます。

発議第1号。

山江村議会議長 秋丸安弘様

提出者 山江村議会議員 松本佳久

賛成者 山江村議会議員 中竹耕一郎

山江村選挙公報の発行に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び山江村議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提案理由、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、山江村議会議員及び山江村長の選挙において選挙公報を発行するには条例の制定が必要であるため提案するものです。

2枚目に条文を添付しており、また説明資料として1ページ目の頭に公職選挙法と書いてあるA4、4枚の資料を配付しておりますのでご参照ください。

開けていただきまして、山江村選挙公報の発行に関する条例。第1条には趣旨を書いております。この条例は公職選挙法第172条の2の規定の基づき、山江村の議会の議員及び長の選挙において発行する選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとするとしております。第2条、選挙公報の発行。山江村選挙管理委員会、以下委員会と言いますが、途中を飛ばして、山江村選挙管理委員会は選挙公報を選挙ごとに1回発行しなければならないとしております。第3条、選挙公報掲載文の申請。候補者が選挙公報に載せようとするときは、委員会に申請しなければならないとしております。第4条、選挙公報の発行手続き。委員会は申請があったときは掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないとしております。2項、3項は割愛します。第5条、選挙公報の配布。選挙公報は、ちょっと飛ばして、選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して選挙の期日前2日までに配布するものとするとしております。第6条は無投票の場合などには選挙公報は発行しないとしております。第7条は委任としておりまして、この条例に規定するもののほか選挙公報の発行の手続きに関し必要な事項は委員会、これは選挙管理委員会ですが、委員会が別に定めるとしてしております。

附則としまして、この条例は平成31年6月1日から施行するとしております。

条例の中身につきましては、当初から参考にさせていただいている平成28年に制定された湯前町の条例と平成17年に制定された氷川町の条例、そして平成10年制定の玉東町の条文を参考にしております。3町の条文ともよく似ておりますので、それを参考に作りました。

添付資料の6ページに湯前町議会の取り組みについてちょっと書いておりますので、ところどころ読み上げます。平成28年11月15日告示の町議会議員選挙が近づいたころ、町民から次の2点の声が聞こえてきたということでありました。それには、「議会は何をしているのかわかりにくい。」ということと、「候補者の政策が見えにくく、誰に投票してよいかわからない。」というような声が聞こえてきたところでした。そこで議会は話し合いを続けた結果、賛成意見、反対意見いろいろありましたが、平成28年10月21日の臨時議会で選挙公報の発行に関する条例を提案、可決されております。その1カ月後の平成28年11月20日に町議会議員選挙の投開票がありました。選挙後の町民の声としては、肯定的な意見としては「政策を比べる基準の一つにはなった。」あるいは「出さないよりは出したほうがよい。」また否定的な意見としては、「似たような主張が多い。」「具体的に何をしたいのかわかりづらい。」ということであったそうです。また、選挙後の議会としての検証では、下から3行目にありますように、なお住民に見える議会、議会力、議員力の向上を改革の柱としている当議会にとって改革の第1歩を踏み出したものと一定の評価はできるとされています。

山江村選挙公報条例の中で特に考えた点は施行期日です。この条例では附則の項で施行期日を平成31年6月1日としております。6月1日施行であるならば、本年4月の村議会議員選挙も終わっており、規則や要綱等の具体的な制度づくりにも時間があると考えました。そして、選挙管理委員会には大変ご苦勞をおかけしますが、実際に運用するのは次の選挙からとなります。議員各位におかれましては、地方自治法第172条の2に規定してありますように、選挙公報は条例を制定して発行できるとありますので、そのことを念頭に議会活性化のためにどうぞ提案の趣旨をご理解いただき、賛同してくださいますようお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 一部訂正をお願いいたします。私は添付資料を地方自治法と言ったそうですが、実際は公職選挙法の誤りです。公職選挙法に訂正させてください、お願いします。

-----○-----

日程第10 議案第7号 山江村の宝「やまえ栗」条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第10、議案第7号、山江村の宝「やまえ栗」条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第7号についてご説明を申し上げます。

山江村の宝「やまえ栗」条例の制定についてでございます。

山江村の宝「やまえ栗」条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出です。

提案理由でございますけれども、本村の特産品であるやまえ栗を村民の誇りとし、未来へつなぐことで農業振興と村の活性化を図るため提案をさせてもらうというものでございます。

1枚開けていただきますと、その条例でございます。1条が目的で、先ほど申し上げましたとおり、先人が築き上げたやまえ栗ブランドを村民の誇りとし、やまえ栗を守り、本村の特産品として振興することにより、村の発展に資することを目的といたしております。2条は基本理念でございます。3条には山江村の役割が書いてございます。4条には村民の役割として村民の方をお願いすることが書いてございます。それから5条が生産者の方の役割を記してあります。それから6条が「やまえ栗の日」を作ろうということで、9月27日に「やまえ栗の日」を設けさせていただければということでございますが、9月27日は昭和52年、昭和天皇にやまえ栗を献上させてもらった日でございます。その日を中心にやまえ栗の普及啓発とともに内外に広く発信してこうというものでございます。

附則として、この条例は31年4月1日から施行させてもらうというものでございます。

以上です。

-----○-----

日程第11 議案第8号 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第11、議案第8号、山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別案のお

り制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由といたしましては、人事院規則の一部を改正する規則の公布されましたので、条例の一部を改正する必要があるため提案をさせてもらうというものでございます。

開けていただきますと、その条例でございますけれども、中身につきましては長時間労働の是正の措置として、民間労働法制において働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により時間外労働の上限規制等が導入されまして、原則として平成31年4月から施行されるようになったということでございます。人事院規則ではこのような民間労法制の動向や勤務条件に関する均衡の原則を踏まえまして、超過勤務、時間外勤務命令を行うことができる上限を定める必要があるために、今回、条例の改正を行わせてもらうものでございます。

附則といたしまして、この条例は31年4月1日から施行させていただくということになっております。

以上でございます。

-----○-----

日程第12 議案第9号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第12、議案第9号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由ですが、次年度、31年度でございますが、市町村納付金の提示に伴いまして条例の一部を改正する必要があるため提案をさせてもらうということでございます。

1枚開けてもらいますと、改正する条例でございます。次のページから5ページにわたりまして新旧の対照表が載っておるところでありますけれども、これは平成30年度から財政運営を県へ移行されたということでもあります。それに伴いまして、毎年県より次の年度の市町村納付金及び標準保険料率が提示がされるということでもあります。それらを踏まえて当村の保険税率を改正するということになっております。先般、山江村国民健康保険事業の運営に関する協議会において承認をいただいていたところでもありますけれども、平成31年度におきましては、現行税率と

比べますと低い税率で改正の提案をしておるところであります。県から提示された納付金が安かったということでもありますので、その分を健康保険税に反映させながら、一般分均等割りを1,000円減額いたしております。平等割を1,000円減額いたしておりますし、後期分につきましても均等割りを1,000円それぞれ減額させていただいているところでもあります。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行させていただくというものであります。

-----○-----

日程第13 議案第10号 山江村多目的交流促進施設「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第13、議案第10号、山江村多目的交流促進施設「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

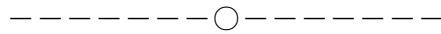
山江村多目的交流促進施設「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村多目的交流促進施設「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、山江村多目的交流促進施設「ほたるの荘」の利用を促進し、地域の活性化及び移住定住人口の増加を図るため提案をさせていただくということでございます。これは議会でも何度も議場でやり取りをさせてもらったということでもありますけれども、1枚開けていただきますと、その改正する条例でございますが、今まではクラインガルテンとして、いわゆる二地域の居住を中心にしながら行ったり来たりするというやり方が主流であったということでもあります。ただ、時代の変遷によりクラインガルテン、二地域居住というよりもゲストハウスとか移住定住が叫ばれるようになってきたということでもあります。従いまして、現在のニーズに合いまして改正するということでもありますけれども、なかなか現在応募者がいないという状況でもありますし、そのような社会情勢を踏まえまして現在の使用料1年間48万から18万円へ減額させていただくというものでございます。

この条例は平成31年4月1日から施行させていただくというものでございます。

以上でございます。



**日程第 1 4 議案第 1 1 号 丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について**

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 1 4、議案第 1 1 号、丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 1 1 号についてご説明申し上げます。

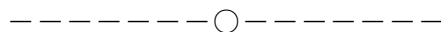
丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおりに制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、丸岡公園農村広場の適正な管理を図るために提案をさせてもらうということでもありますけれども、適正な管理と申しますのが、1枚開けていただきますと改正する条例でありますけれども、要するに使用料を取るといふようなことでございます。今、丸岡公園は使用料につきましては徴収はしていないということでもありますけれども、最近、独占して使う団体も多数見受けられるということでもありますし、適正な管理という観点からも維持管理も当然必要になってくるわけでもありますので、来年度から利用者から使用料を徴収するという条例の改正でございます。使用料といたしましては、近隣市町村の使用料を考慮いたしまして、占用して利用する場合につき半日 1,500 円を徴収するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくというものであります。

以上であります。



**日程第 1 5 議案第 1 2 号 小山田農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について**

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 1 5、議案第 1 2 号、小山田農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 1 2 号についてご説明申し上げます。

小山田農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てでございます。

小山田農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、小山田農村公園の適正な管理を図るため提案をさせていただくというものでございますが、1枚開けていただきますと、一部を改正する条例の中にありますように、いわゆる消費税率分がまだ100分の105となっておりますので、今年10月から改正予定であります。100分の10になる予定でありますので、その消費税率という形に今後改めさせてもらいたいということでございます。当然、108%に変わった時点で職員気付き、条例を改正する条例を制定を提案するというものでありますけれども、今回、発覚したということでありましたので、遅れましたが提案させていただくというものでございます。非常に申し訳なく思いますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第16 議案第13号 山江村文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、議案第13号、山江村文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

山江村文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、村指定文化財の増加に伴いまして条例の一部を改正する必要があるため、提案をさせていただくこととさせていただきますけれども、1枚めくっていただきますと、一部を改正する条例でございます。現在、文化財保護委員6人おられますけれども、それを10人以内に改めるということとあります。文化財保護委員の活動につきましては、本村の文化財の保護、保存、活用に関する諸計画、その他必要な調査研究の指導、助言などを行っていただいております。また、6名の委員で区域を分担して毎月1回程度、村内文化財の定期的な巡視を行ってもらっているということとございます。しかしながら、ご案内のとおり指定文化財の追加、65カ所が96カ所指定の文化財が増えてきましたので、巡視箇所が増加し範囲が広がっているということとあります。巡視を円滑に行うために委員数を

増加させていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例は31年4月1日から施行させていただくというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第17 議案第14号 山江村総合振興計画の策定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、議案第14号、山江村総合振興計画の策定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

山江村総合振興計画の策定についてでございます。

山江村総合振興計画を別案のとおり策定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、山江村総合振興計画基本構想並びに基本計画の策定につきましては、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成24年山江村条例第12号）に基づきまして、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

第6次山江村総合振興計画の冊子をおあげしているかと思っておりますけれども、この計画につきましては、山江村行政の全般にわたる今後の計画となっております。総合的な指針となる計画であります。基本理念として10年間、基本計画として5年間を見通した計画を作っております。この計画の策定に当たりましては、村民の方々からいろんな意見を吸い上げまして、この計画に反映させるためにワークショップを開催したり、アンケートを実施したりしながら、また専門部会、審議会、策定委員会の協議を経まして策定したものでございます。先ほど申し上げましたとおり、この計画の策定は議会の議決に付すべき事件でありますので、今回提案するというものでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を14時40分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、訂正をお願いをいたしましてお詫びを申し上げたいと思っておりますけれども、まず議案第10号でございます。山江村多目的交流促進施設「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定として、表題には「一部を改正する」というのが入っておりますけれども、次の行におきましては、「「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例を別案」となっておりますので、「条例」の次に「一部を改正する条例を別案のとおり制定する」を付け加えさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ありませんけれども、これにつきましては後日差し替えもお願いできればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、議案第9号でございます。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、1枚めくっていただきますと、その改正する条例が書いてその改正の条文があります。その中のこのページの一番下の部分に「なお、従前に例による」と書いてありますが、「従前の例による」でありますので、「に」を「の」に書き換えていただければと思います。大変失礼をいたしました。以後気を付けます。お詫びをして訂正方よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは訂正申し上げます。

議案第5号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）につきまして、松本議員より質疑がありました款4、地域支援事業、款5、包括支援事業及び任意事業費、7の生活支援体制整備事業費の4の共済費及び7の賃金につきまして、私のほうで社会福祉費と申しあげましたけども、生活支援コーディネーターの非常勤でありました。お詫び申し上げ訂正いたします。申し訳ありませんでした。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ただいまの訂正につきましてはご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

-----○-----

日程第18 議案第15号 平成31年度山江村一般会計予算

○議長（秋丸安弘君） それでは、次に、日程第18、議案第15号、山平成31年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第15号についてご説明を申し上げます。

平成31年度山江村一般会予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成31年度山江村一般会予算でございます。平成31年度山江村の一般会計の予算は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ32億9,200万円と定めるものがございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものがございます。

次に、地方債についてでございますが、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものがございます。

次に、一時借入金でございます。第3条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めさせてもらうものがございます。

歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の定期の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めさせてもらうものがございます。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除くとしておりますが、に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の流用としております。

平成31年3月6日提出、山江村長 内山慶治でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第15号、平成31年度山江村一般会計予算について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、1、村税でございますが、税収の確保という点から昨年比531万5,000円の増の2億982万1,000円を見込んでおります。率にしまして約2.6%の伸びでございます。次に、2、地方譲与税から11、地方消費税交付金につきましては昨年度の実績と国の地方財政計画に基づき計上いたしております。また、9、地方交付税につきましても国の地方財政計画に基づき、これは県のほうから試算書が来ておりますけれども、普通交付税額総額を14億6,000万円を見込んでおります。

なお、特別交付税につきましては、本年度は予算には計上してございません。従いまして、地方交付税は昨年と比較しまして200万円増額で、率にしまして約0.13%の増となっております。

2ページをご覧ください。11、地方消費税交付金はほぼ昨年並みの5,170万円で計上しております。それから、12、負担金及び交付金、民生費負担金が主で、昨年度の実績に基づきまして1,375万3,000円を計上いたしております。13、使用料及び手数料、住宅使用料が主で、昨年度の実績に基づきまして見込額を4,604万7,000円を計上いたしております。次、14、国庫支出金、社会資本整備事業の新規事業への組換えによります事業費の増でございます。昨年度と比較しまして1億909万円の増の4億5,223万1,000円で計上いたしております。次に15、県支出金、昨年度の実績に基づきまして昨年並みの1億9,871万円を計上いたしております。16、財産収入、土地売却収入及び立木売却収入など、昨年度と比較しまして2,618万7,000円増の3,093万7,000円で計上いたしております。17、寄附金、昨年度と同額の1,200万円を計上いたしております。18、繰入金でございますけれども、昨年度と比較しまして1,540万5,000円の増額で2億3,472万6,000円を計上いたしております。内容としましては、財政調整基金1億6,000万、山江村定住化促進基金1,800万、減債基金3,500万、ふるさと応援基金1,350万円などが主なものでございます。19、繰越金は昨年度と比較しまして350万円の減でありまして、1億307万円を見込んでおります。

3ページをご覧ください。20、諸収入1,982万6,000円を計上いたしております。21、村債でございますけれども、昨年比で7,340万円の増の4億950万円を計上いたしております。

以上、歳入総額32億9,200万円でございます。

4ページをご覧ください。歳出でございます。1、議会費でございますけれども、昨年比28万9,000円減の5,958万4,000円を計上いたしております。2、総務費6億7,070万6,000円で昨年比9,687万7,000円の増となっておりますけれども、主なものは役場庁舎非常用電源設備工事などが増額の原因となっております。3、民生費6億1,349万7,000円を計上いたしておりますけれども、昨年比1,584万7,000円の減額となっております。児童福祉費におきまして、保育施設型給付費の負担金の減額、また障がい者福祉給付費等の減額などが主な要因でございます。4、衛生費3億8,021万円を計上いたしております。昨年比で681万9,000円の減額でございます。5、農林水産業費3億1,199万6,000円を計上いたしております。昨年比で2,988万3,

000円の増となっております。主なものは農業費で地方創生を活用したやまえ栗生産振興事業委託料など、また林業費におきましては、公有林整備事業などが増額の要因でございます。6、商工費につきましては5,498万4,000円を計上いたしております。昨年比102万2,000円の減額となっておりますが、人事異動によります人件費等の減額によるものが主なものでございます。7、土木費4億4,011万1,000円を計上いたしておりますが、昨年比で1億2,385万4,000円の増額でございます。主なものは社会資本整備事業の新規事業への組換えに伴う工事費増などによるものでございます。8、消防費1億3,485万7,000円を計上いたしておりますが、昨年比で332万5,000円の増額でございます。主なものはヘリコプター離着陸場を新たに整備するものでございます。

5ページでございます。教育費2億3,003万1,000円を計上いたしておりますが、昨年よりも675万6,000円の増額となっております。事務局におきまして人事異動による給料などの人件費、それから村指定に係る文化財保護費などの増額が主なものでございます。10、災害復旧費におきましては、昨年度と同額の450万円を計上いたしております。11、公債費3億7,026万6,000円を計上いたしております、昨年比で550万3,000円の減額となっておりますが、過疎債等の償還が減額したのが主な要因となっております。12、予備費としまして2,125万8,000円を計上いたしております。

以上、歳出合計32億9,200万円でございます。歳入歳出予算の総額は前年度比で2億3,400万円の増額でございます、率にして約7.6%の増でございます。

次に6ページをご覧ください。第2表、地方債でございます。地方債の目的、限度額について説明いたします。臨時財政対策債5,600万円、再生可能エネルギー導入事業500万円、庁舎非常用電源整備事業7,200万円、地域振興事業750万円、ケーブルテレビ施設整備事業4,970万円、農業振興事業550万円、プレミアム商品券発行事業460万円、道路新設改良事業1億5,770万円、消防施設費2,250万円、教育ICT環境整備事業2,900万円をそれぞれ限度額といたしております、起債の方法、利率、償還の方法は記載してあるとおりでございます。

次に、104ページをご覧ください。地方債の前々年度末における現在高並びに年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成30年度末現在高34億6,660万円に当該年度中起債見込額の4億950万円を加え、当該年度中元金償還見込額3億4,836万1,000円を差し引いた35億2,777万9,000円を当該年度末現在高の見込みといたしております。

以上で、議案第15号、平成31年度山江村一般会計予算の説明を終わります。

-----○-----

日程第19 議案第16号 平成31年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第19、議案第16号、平成31年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第16号についてご説明を申し上げます。

平成31年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成31年度山江村特別会計国民健康保険事業予算でございます。平成31年度山江村の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,800万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

一時借入金、一借でございますけれども、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第16号につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、国民健康保険税、保険料の現年度及び過年度見込額6,565万5,000円とするものでございます。款6、県支出金、普通交付金及び特別調整交付金、県繰入金等見込額2億7,984万5,000円とするものでございます。款9、繰入金、一般会計からの繰入金4,096万3,000円とするものでございます。款10、繰越金、平成30年度からの繰越金を見込みまして146万

9,000円とするものでございます。

以上、歳入合計3億8,800万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款1、総務費、役務費及び委託費等が主なものでありまして281万2,000円とするものでございます。款2、保険給付費、1、療養諸費2億3,744万6,000円、及び3、高額療養費3,286万7,000円等、療養給付費等の見込額ほか合わせまして2億7,261万5,000円とするものでございます。款3、国民健康保険事業費納付金、県からの見込額によるもので、村が県に対して納付する保険料、療養給付費、後期高齢者支援分、介護納付金合わせまして8,350万2,000円とするものでございます。款6、保険事業費、人件費及び特定健診審査等、保険事業関係に伴うものでありまして1,182万7,000円とするものでございます。款10、予備費1,673万9,000円といたしまして、歳出合計3億8,800万円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第20 議案第17号 平成31年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第20、議案第17号、平成31年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

平成31年度山江村特別会計簡易水道事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成31年度山江村特別会計簡易水道事業予算でございます。

平成31年度山江村の特別会計簡易水道事業の予算は、次に定めるところによるものとなります。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,000万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金であります。第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のと

おりと定めるものでございます。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に関わる共済費は除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の流用となっております。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第17号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算。主な款項についてご説明いたします。歳入、2、使用料及び手数料、1、使用料、現年度過年度使用料見込額を4,907万円。6、繰入金、1、繰入金、一般会計からの繰入額を1億800万円。7、繰越金、1、繰越金、平成30年度からの繰り越しを見込みまして264万8,000円とするもので、歳入合計を1億6,000万円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、1、総務管理費、主に人件費として544万4,000円。2、簡易水道事業費、1、簡易水道施設運営費、水道施設の維持管理費など2,633万3,000円。2、簡易水道施設整備費580万円を計上し、合わせて3,213万3,000円。4、公債費、1、公債費、元金及び利子の償還金を1億2,040万1,000円。5、予備費、1、予備費を202万円とするもので、歳出合計を1億6,000万円とするものでございます。

歳入歳出それぞれ前年比で100万円の増となっております。

以上、説明終わります。

-----○-----

日程第21 議案第18号 平成31年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第21、議案第18号、平成31年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第18号についてご説明を申し上げます。

平成31年度山江村特別会計農業集落排水事業予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成31年度山江村特別会計農業集落排水事業予算でございます。

平成31年度山江村の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,500万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金であります。第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費は除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の流用となっております。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第18号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算。主な款項についてご説明いたします。歳入、2、使用料及び手数料、1、使用料、現年度、過年度使用料見込額を3,559万円。4、繰入金、1、繰入金、一般会計からの繰入額を9,500万円。5、繰越金、1、繰越金、平成30年度からの繰り越しを見込みまして417万2,000円とするもので、歳入合計を1億3,500万円とするものであります。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、1、総務管理費、主に人件費として585万8,000円。2、農業集落排水事業費、2、農業集落排水施設管理費、農業集落排水施設の維持管理費など5,438万2,000円。3、公債費、1、公債費、元金及び利子の償還金を7,244万8,000円。4、予備費、1、予備費を231万2,000円とするもので、歳出合計を1億3,500万円とするものであります。

歳入歳出それぞれ前年比で100万円の減となっております。

以上、説明終わります。

-----○-----

日程第22 議案第19号 平成31年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第22、議案第19号、平成31年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第19号についてご説明申し上げます。

平成31年度山江村特別会計介護保険事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成31年度山江村特別会計介護保険事業予算でございます。平成31年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億4,000万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金についてでございます。第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4,000万円と定めるというものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第19号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、保険料、介護保険料、現年度及び過年度見込額7,842万7,000円とするものでございます。款3、国庫支出金、介護給付費負担金及び調整交付金、地域支援事業交付金等見込額、合わせまして1億1,977万4,000円とするものでございます。款4、支払基金交付金、第2号被保険者見込分1億1,431万7,000円とするものでございます。款5、県支出金、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等見込額、合わせまして6,403万3,000円とするものでございます。款7、繰入金、一般会計からの繰入金6,146万4,000円とするものでございます。款8、繰越金、平成30年度からの繰越金を見込みまして100万3,000円とするものでございます。

以上、歳入合計4億4,000万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款1、総務費、人件費及び球磨郡認定審査会負担金等、合わせまして606

万7,000円とするものでございます。款2、保険給付費、居宅介護サービス給付費負担金及び施設介護サービス給付費負担金が主なものでありまして、4億757万6,000円とするものでございます。款4、地域支援事業費、介護予防生活支援に伴う人件費及びサービス委託料等が主なものでありまして、2,432万9,000円とするものでございます。款8、予備費、1、予備費197万円といたしまして、以上、歳出合計4億4,000万円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第23 議案第20号 平成31年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第23、議案第20号、平成31年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第20号についてご説明を申し上げます。

平成31年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成31年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算でございます。平成31年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,500万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

一時借入金でございますが、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は300万円と定めるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第20号につきまして説明申し上げます。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、後期高齢者医療保険現年度及び過年度見込額2,053万9,000円とするものでございます。款3、繰入金、一般会計からの繰入金1,375万4,000円とするものでございます。款4、繰越金、平成30年度からの繰越金を見込みまして64万3,000円とするものでございます。

以上、歳入合計3,500万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたし

ます。款2、後期高齢者医療広域連合納付金、村が広域連合に対しまして納付する保険料でありまして、広域連合からの見込額3,413万2,000円とするものであります。款4、予備費65万6,000円といたしまして、以上、歳出合計3,500万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第24 議案第21号 平成31年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第24、議案第21号、平成31年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第21号についてご説明を申し上げます。

平成31年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成31年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算でございます。平成31年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,250万円と定めるものがございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものがございます。

一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は600万円と定めるものがございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、議案第21号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入でございますが、款1、分担金及び負担金1,000円、加入負担金でございます。款2、使用料及び手数料2,540万6,000円、ケーブルテレビ光ケーブルの使用料及び放送手数料などがございます。款3、繰入金5,710万円、一般会計からの繰入金でございます。款4、繰越金992万円、前年度からの繰越金の見込額でございます。款5、諸収入7万3,000円、雑入などがございます。

以上、歳入合計を9,250万円とするものがございます。

続きまして、2ページをご覧ください。歳出でございますが、款1、総務費1,371万4,000円、ケーブルテレビセンターの運営に伴います旅費、需要費、役務費、派遣業務に係ります委託料などがございます。款2、ケーブルテレビ事業

費7,832万2,000円、需要費、役務費、CS番組受信、機器点検、放送設備など機械購入費などの予算でございます。款4、予備費といたしまして46万4,000円を計上しております。

以上、歳出を9,250万円とするものでございます。前年度と比較しまして750万円の減となっております。主なものとしましては、点検委託料、施設設備や機械整備の委託料の減額によるものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第25 陳情第1号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第25、陳情第1号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書を議題とし、お手元に配付しております陳情書の写しのとおり、一般財団法人 日本熊本協会 会長 室谷悠子様より、「国産林業の振興、奥山等の人工林の天然林化に向けた陳情」であります。

そのほか各種団体より陳情要望として、日米地位協定を見直す会 共同代表 難波希美子様より、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書。

沖縄県弁護士会会長 天方徹様より、辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組み日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議書。

法輪功 熊本代表 林龍鶴様より「中国共産党による法輪功への迫害及び臓器狩りの停止を求める意見書」の提出を求める陳情書が提出され、議会へ届いております。この件についてはそれぞれ議員各位へ資料配付することにします。各議員で内容を研究され、必要な場合は、後日、議員提案等をされるようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第26 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第26、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは本議会の議決が必要であることから、会議規則第126条の規定により配付

してあります議案のとおり議員を派遣するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時25分

第 2 号

3 月 1 4 日 (木)

平成31年第1回山江村議会3月定例会（第2号）

平成31年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松尾 充章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治 君	副 村 長 北田 愛介 君
教 育 長 藤本 誠一 君	総 務 課 長 白川 俊博 君
税 務 課 長 山口 明 君	企画調整課長 平山 辰也 君
産業振興課長 新山 孝博 君	健康福祉課長 迫田 教文 君
建 設 課 長 清永 弘文 君	教 育 課 長 蕨野 昭憲 君
会 計 管 理 者 一二三 信幸 君	農業委員会事務局長 柳 瀬 真奈美 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（秋丸安弘君） 本日は、会期日程、日次第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、8名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに3番、森田俊介議員より、1、行政事務職など非正規公務員の待遇改善について。2、児童虐待の緊急対策について。3、平成30年の自然災害の復旧、復興の状況についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。3番、森田俊介議員。

森田俊介君の一般質問

○3番（森田俊介君） おはようございます。それでは、3番、森田より議長のお許しが出ましたので、一般質問を行います。

質問内容は通告に従いまして行いますので、よろしくお願いいたします。

1. 行政事務職など非正規公務員の待遇改善について。2. 児童虐待の緊急対策について。3. 平成30年度の自然災害での復旧、復興の状況についての三つの質問であります。今回もくじで1番を引き、くじ運がいいのか、当初から一般質問する際にいつもなっております。1番バッターでやらせてもらいますので、よろしくお願いいたします。

また、1月から副村長をはじめ、各課長の就任、誠におめでとうございます。初めての答弁もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

1点目、行政事務職など非正規公務員の待遇改善についてお尋ねいたします。この件につきましては、12月の一般質問の中で立道議員が質問されている答弁が、任用、服用義務整備を図り、職員の厳正化を行い、会計年度職員については昇給や期末手当などの支給が可能になるという答弁がありました。新制度、2020年4

月にスタートするに伴い、県内自治体で働く非正規公務員約8,000人が新たに団体交渉権などの労働基本法を制限される見通しであるが、労働組合関係者は制度の趣旨に反して労働条件が不利にならないように注意が必要だと述べてありました。県内自治体の臨時・非常勤職員は地方公務員法で首長や議員のほか、一般の事務職や職員らを含む特別職、事務補助員や給食調理員といった一般職、職員の産休・育休などに埋める臨時的任用に分かれているが、本村山江村での非常勤や臨時として働く非正規職員は、臨時職員、非常勤職員、学校給食員、土木、ケーブルテレビ、各種運転手などの職員は、各人材派遣会社に委託されていると聞いているが、派遣会社は何社あるのでしょうか。任用、任務に基づく業務規定をやっている状況ではありますが、丸投げの状況ではないかと思いますがどうでしょうか。労働条件などの契約書はあるのかないのかをお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） おはようございます。3月定例会、今日は一般質問となっております。8名の方質問をされるということではありますが、丁寧に答えさせていただきたいと思います。ただ中身については、質問の考え方やその村政の方向性について、私のほうから答弁させてもらいたいと思いますけれども、業務に対する具体的な内容については、担当課長のほうから答えさせますので、どうぞよろしくをお願いします。

ご質問の件は法律の問題でありますから、総務課長が答えます。よろしくお願ひしておきます。

○議長（秋丸安弘君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

まず新しい制度についてでございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公共団体における臨時・非常勤職員の全体の任用根拠を明確化、適正化を行うこととなり、それぞれの自治体が職の設定の見直しが必要となってきております。職務の内容、勤務形態が不明な非正規職員の任用の見直しを行うもので、原則として2020年の4月から施行するものでございます。特別職非常勤職員、それから臨時的任用職員、一般職非常勤職員、以上の三つの分野に分かれている非正規職員の任用を見直すものでございまして、改正内容では特別職非常勤職員は専門的知識、経験、識見に基づき、助言、調査、診断、その他総務省政令で定める事務を行う者に限定と厳格化となっております。それから臨時的任用職員は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に任用し、期間を6カ月から1年以内と設けるものいたします。この特別職非常勤職員、それから臨時的任用職員の要件を満たさない任用職員を、今回の改正で会計年度任用職員制度を

創設し、会計年度任用職員とするものでございます。従いまして、現在の一般職非常勤職員がこの制度の適用を受ける職員となります。ご質問のありました給食調理員などの職員等ですけれども、これは業務委託職員として従事しております、学校給食、それから道路維持管理、公用車及びスクールバス、それからケーブルテレビ等職員は、現在、臨時・非常勤職員などの非正規職員として任用しておりません。その業務を行う企業と委託契約を締結しております、それぞれの企業から従事していただいているところでございます。学校給食、それから道路維持が同一の企業でございます。それから公用車及びスクールバス運転も同一、それとケーブルテレビが1社ということで、計3社と業務委託をしているところでございます。業務内容や職につきましては、従事者の意見をもとに仕様書を作成、相手企業との契約を取り交わしており、契約期間を平成29年度から31年度までの3年と定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 大変厳しい財政状況の中で多様化する住民のニーズに対応するために、非正規職員に行政サービスを頼らざるを得ない村の現状ではないでしょうか。非正規職員は昇給もなく、手当や福利厚生面で正職員との差が大きいのも問題だと思います。2020年4月から非常勤勤務職員と臨時職員は会計年度任用職員として移行されます。フルタイムやパートタイムの変更など、民間には同一労働、同一賃金を求めておきながら、旗を振る公務員の世界にほど遠いと思いますが、村は住民にとって最も緊密な行政サービスを頼らざるを得ない市町村が現状ではないでしょうか。平成29年5月11日、地方公務員法地方自治体の一部が改正、特別職非常勤勤務の地方公法3条3項や17条や一般職非常勤勤務員22条の2項、臨時任用職員を適用して任用されてきた自治体に働く消費生活相談員の多くは、新たに「会計年度任用職員」という名義で任用されなおすこととなります。2020年4月1日施行に向けて行われますが、総務省が示しているスケジュールに基づいて、遅くとも2019年、平成31年春には会計年度任用職員の募集活動が開始されることや、3月議会までに全国すべての自治体で条例や規制の制定、改正が行わなければならないとあるが、任用の方法は各自治体でのことでありましたが、本村の体制や状況はどのように向けた方法になるのか教えてください。

また、現在、人材派遣会社との情報交換や協議などはどのようになるのかをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

会計年度任用職員の制度の適用を受ける職員ということで、まず任用をフルタイム任用職員と、それからパートタイム任用職員とに分かれます。任期を1会計年度という任期で定めておきまして、採用する場合は試験または選考により採用することとなっております。給料、報酬は勤務時間、それから休暇などの条例規則等で定めることとなっております、服務としては厚生福利、人事評価、分限、懲戒処分は常勤職員と同じということになっております。いずれにしても、条例・規則等で定めなければなりませんので、今後は関係法令、それから他市町村の状況などを参考にし、平成31年、2019年度中に制度制定に向けて事務を行い、2020年4月1日施行と進めていきたいと思っております。

また、先ほど申しましたけれども、学校給食、それから道路維持、公用車、スクールバス、それからケーブルテレビの職員のほうも31年度で委託契約が完了することですので、次年度以降に契約に向け、職員の意見を伺いながら業務内容、処遇等を検討し、2020年度以降もさらに企業への業務委託として取り組みたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 今、非常勤で働く人たちが悩みで雇用期間が1年とか、それから、毎年選考会で試験をしなければならない。それから、いつも雇用がかなうようになるのかということが心配だそうです。速やかな情報をいただいて対応していただきたいと思っております。山江村も130周年記念行事やイベントなどで元号も変わる多様な年ではありますが、山江村の雇用の大切な働く場でもあります。ほかの市町村よりも早めに対応され、非正規公務員との意見、対話にも期待し、待遇改善は待たなしの課題だと捉え、早急な対応をされることをお願いいたします。

2点目ではありますが、児童虐待の緊急対策についてであります。児童虐待防止、千葉県野田市の4年生女子が虐待を受けて亡くなり、乳児を強く揺さぶり、重いけがを負わせた上で、天草市の父親が逮捕されました。最近、全国各地で事故・事件が毎日のごとくテレビやニュースで報道され、国も児童福祉法や児童虐待法の改正案の検討に入ったとありました。行政と政治が一体となって、虐待根絶の姿勢を示す改正の意義は大きいと思っております。新たなルールを空文化させないためにも、子どもを救う現場体制を速やかに立て直し、決め細やかな対応を実現すべきだと思っております。傷害容疑で逮捕された父親はしつけのつもりだったと、過去の事件で逮捕された保護者の多くも同じ言葉を口にしている。「しつけ」と名した体罰が虐待につながった事例は少なくないと。必要なしつけすらできなくなると誤解される慎重な意見もありました。体罰禁止の法制化が虐待防止につながる期待は大きいですが、児童相談所の現場はパニック寸前だそうです。熊本県内の児童相談所は熊本市内中央区と

東区、八代の3カ所に児童相談所があるということですが、村民の方は知られているのかお聞きいたします。県家庭福祉課は児童福祉士職員の増員などは球磨人吉管内に設置や増設するお話しはないのか。もし虐待が発覚された場合は、どのような相談や対応に取り組みを速やかにする連絡の対応は、どのようにするのかをお尋ねいたします。

○議長（秋丸安弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

本村も山江村児童虐待防止及びDV対策協議会設置を要綱に伴い、児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会として位置づけ、虐待または各福祉分野における問題の虐待が生じたとき、協議会、構成される教育関係機関、福祉関係機関、警察関係機関、県行政関係機関を招集し、情報招集、情報交換、家庭支援対策等、虐待及び問題解決について協議を行っております。また、随時、個別ケースにて検討会議を開催し、チーム内外の情報交換を頻繁に行っております。

児童相談所の設置の質問でありますけれども、県によりますと、虐待が増加する中で国は虐待防止について力を入れております。人吉球磨地域や天草地域などに児童相談所はありませんが、今後、検討していくということでありまして、いつ動き出すかわからないということでした。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えしたいと思っておりますが、先ほどから話が出ておりますように、全国で児童虐待による痛ましい事件が大変発生しております。1月には、先ほどありましたように千葉県で小学4年生の児童が父親の虐待を受けまして死亡するという痛ましい事件が発生しているということでございます。この事件につきましては、新聞・報道等によりますと、学校と教育委員会及び児童相談所の連携がここに問題があったと指摘がなされているところでございます。また、この事件を受けまして、先ほどありましたように、国のほうでもいろいろ児童虐待防止を、それから児童福祉法の改正案あたりを国会に提出するというような方向で進んでいるという報道もあっております。文部科学省におきましては、児童虐待防止対策の強化に向けました緊急総合対策というのがまとめられまして、通知があっているということでございます。

そこで、山江村のことについてお話させていただきたいと思っておりますが、幸い、山江村では今回の事件のような事例は報告されておられませんけれども、再度、学校、それから教育委員会、福祉課、児童相談所及び警察あたりの連携のあり方を再度点検をいたしまして、密に連携を取りながら児童虐待の早期発見、早期対応に努め、子どもたちの命を守ることをまずは最優先として取り組んでいきたいと考えておりま

す。

そこで、少し本村の児童虐待に対します対応と連携について申し上げたいと思います。学校においてでございますけども、児童虐待につきましては毎日行っております健康観察、それから体育の授業あたりでは半袖、半ズボンで行いますので、その折に、一応観察をしながら把握をする。それから月1回、児童・生徒全員に対して行います身体検査、それから心のアンケートというのをやりますけども、これは無記名でございます。無記名でやります。その後、教育相談を行いながら随時把握を行っていくというような方向で今進めているところでございます。そしてその後、全職員で児童・生徒理解の時間を設けまして、しっかりいじめとか虐待、それを含めまして観察をしていくというようなところでございます。また、家庭訪問等もそれを受けまして随時行って、重大事案につきましては教育委員会へも報告を上げてもらっているという状況でございます。それを受けまして委員会の対応といたしましては、学校への児童虐待と思われる児童・生徒を発見した場合は、速やかに教育委員会、福祉、児童相談所へすぐ通告するように通知を行っております。それから、本村ではスクールソーシャルワーカー、SSWを雇用しておりますので、すぐSSWを派遣して把握するように努めております。それから、山江村いじめ問題対策連絡協議会、それから山江村教育支援委員会というのがございますが、こういうのをしっかり開催しながら、各学校、福祉課、児童相談所、それから駐在所、それから主任児童委員の方々にご指摘いただきながら、児童虐待防止を含めた子どもたちの支援、それから家庭教育支援、こちらのほうも大切かと思っておりますので、そのあり方につきましても検討を重ねているところでございます。さらに、先ほどありましたように、福祉課で開催されますいわゆる「要対協」でございますけども、これにつきましても学校関係者、それから教育委員会も参加をいたしまして、情報を共有しながら児童虐待の早期発見及び未然防止に努めてるところでございます。いづれにしましても、山江村から命にかかわるような児童虐待事案を出さないということをしっかり考えながら、関係機関と連携を密に取りながら、チーム一丸となって子どもたちの命を守ることを最優先とした取り組みを今後も行っていきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 教育長の今言われました関連機関との連帯の子どもを守る取り組みでいくということで、学校や警察と児童相談所などで関連機関との連帯を強めて、安心安全な方向でやっていただきたい、指導していただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

3点目、平成30年度に起きた24号台風や水害など自然災害の山江村での状況についてお尋ねします。県道山田線、人吉坂本線や、農道の被害の状況については何箇所かは復旧工事をやってもらっていますが、まだ応急処置の箇所があり、手つかずの状況であります。全被害の場所、把握されているのか。また、対応の計画はないのかをお尋ねいたします。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、森田議員のご質問にお答えいたします。

平成30年におきましては、大阪府北部地震をはじめ北海道胆振東部地震、また多数発生した台風により日本国内においても多数の災害が発生した年となりました。西日本に甚大な被害をもたらしました平成30年7月豪雨では平成31年1月9日現在ですが、全国で死者が237名、住宅被害が約5万軒、26名の方が現在でも避難所での生活を送っている状況です。山江村におきましても、避難勧告を2回発令し、避難所を開設した際は8名の方が非難され、そのほか4名の方が自主避難をされております。そのような中、特に被害が大きかった岡山県、広島県、愛媛県のうち愛媛県宇和島市につきましては、本村から1名の職員を派遣し、早期復旧に向けた支援を行ったところです。

本村における災害の状況ですが、梅雨前線による豪雨や9月に発生しました台風24号の影響により、法面の崩壊や護岸の浸食など、災害が発生しております。災害箇所の復旧につきましては、道路など特に公共性の高いものにつきましては、早期の復旧が求められるため、行政が主体となって応急的な作業を行っております。併せて、災害復旧の工事につきましては多額の経費を要するため、国の補助の対象となる事業につきましては国の支援を受け、災害復旧工事として計画的に進めているところです。村内の災害の状況につきましては、今回、国費による災害復旧工事の箇所としましては10カ所あります。その10カ所につきましては全て入札が終わり、契約を終了しているところでございます。併せて、単独による復旧工事につきましても計画的に現在進めているところです。県道におきましても災害復旧箇所、坂本人吉線につきましては、県に確認しましたところ災害復旧箇所はございませんということでしたが、維持管理として工事を2カ所ほど計画しているという回答でございました。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 台風の風倒木の処理や除外など、どのようにするのか。以前から課題になっている万江川や山田川の流石、蓄石の除外などは手づかぬ状況であります。お尋ねします。説明では埋め立て地や除外する場所があればのことであり

ましたが、その後、除外地域調査はされましたでしょうか。また、山田川や万江川に流木、倒木が妨げになっている箇所がありますが、現場調査はされたのかお尋ねいたします。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

自然災害による倒木ですが、山江村のみならず球磨管内においても多数見受けられます。しかしながら、これらの倒木につきましては、そのまま放置されているところもございます。今回ご質問がありました万江川、山田川の流木、倒木につきましては、河川に隣接する土地からの倒木も確認しているところです。しかしながら、これらの倒木の処理につきましては、まず土地の所有者による倒木の処理をお願いしたいと思います。

続いて、山田川、万江川の工事予定の計画についてでございますが、議員が申されましたとおり、河川の掘削が必要とする除外地域の調査ですけれども、県が管理する山田川、万江川につきましては事前に調査を行い、単県河川事業として村内8カ所の河川掘削を要望しているところです。平成30年度におきましては山田川の河川掘削工事が行われ、約3,400立米、延長にして約400メートルの土砂の掘削が実施されております。今後の工事につきましても継続的に河川の掘削を実施していただけるよう、県に要望を行っていますが、河川掘削時に発生する土砂の搬出先につきましては、県のほうから市町村へ協力の依頼がっております。依頼に對しまして、山江村といたしましても平成25年度に庁内において埋め立て地の候補地の検討や現地調査を行っておりますが、地形的条件などもございますので、埋め立て地の指定までは至っておりません。埋め立て地の選定につきましては、今後も継続的に検討を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） この除外地域調査はまだなされていないということで、速やかに早急に対応されてもらいたいというふうに考えます。特に目に付く場所が万江川では淡島地区の大木の倒れです。それと流域に川の流れに沿って大木が倒れております。そこも確認をお願いしたいというふうに思います。山田川では尾崎地区の椎谷地区から尾崎地区の地域で流木や大木の折れや倒れが大量に流出している状況であります。さっき言われました、個人で持ち主が除外しなければならないということを知りましたが、この山林の持ち主とか所有者は高齢化で作業ができない状況でもあります。また、河川関係者や議会の了解が必要だとは思いますが、例外として自然災害の場合は早急な処理対策ができるともありましたので、対策を強くお願い

したいと思います。村長の公約の一項に安全安心な暮らしの確保、住みよい生活環境の整備と掲げてありますので、雨季に入る前に早めな対応を強く要望し、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） 次に、2番、横谷巡議員より、1、組織団体等の運用の制度疲労に対する新たな制度改革について。2、果樹農園物産販売所の運営状況について。3、子どもの命を守る万全の対策の必要性についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問

○2番（横谷 巡君） 2番議員の横谷巡です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

質問事項の1点目、組織団体等運営の制度疲労に対する新たな制度改革の考えについて通告をしております。人口減少社会の到来や少子高齢化社会の急速な進展、個人の価値観や住民ニーズの多様性が増す中、中央集権型行政システムの制度疲労が顕在化し、自己決定、自己責任の原則を徹底する地方分権改革が求められてきました。本村においてもその趣旨に添い、行政改革を進めてきたところですが、しかし、昨今の急速な社会情勢の変化は著しく、村における決まりごとの行政組織、団体、行事や人口減、高齢化によるそれぞれの地域の様変わり、目的にそぐわない地域組織の機能低下など、過去に定められた組織体制と運用体制であることから、うまく順応できていない組織疲労を起こしていると言わざる面も見られます。本年度は皇位継承が行われ、新たな元号に移行する大きな時代の変化の年でもあります。また、国政の参議院議員選挙、消費税の10%増などが実施されます。そして、何よりも本村では山田と万江が合併して村制施行130周年という記念すべき年を迎えます。村におかれましてもいろいろな記念イベント、行事等を計画されています。温故知新、130年という先人が培ってきた重い歴史を引き継ぎ、少子化・高齢化社会の次に来る新たな社会を村づくりを描く、極めて重要なスタートとなる大きな年であります。そこで、村制施行130周年の節目に、行政組織や行政区、消防団、婦人会等の組織団体など、制度疲労が見られる事案について点検、見直しをはじめ、これから先のあるべき新たな社会と村づくりに効果的に運用、対応ができる新たな制度へ改革を図る、まずホップとする元年にする考えはないか、村長に伺います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。

今のご質問を聞きながら、人口減少社会が起こす構造的問題というのはこういうことですねというようなことを感じました。これはもちろん山江村だけではなく、日本各地で構造的に起こってる課題だというふうに考えます。特にそういう中であって、今、持続可能な地域社会づくりとかいう言葉をよく使います。持続可能な地域社会づくり。私いつも申しておりますのは、ややもすると持続可能というのは何も変えないことによってしっかり今の社会を守っていくんだと考えがちでありますけれども、持続可能とは持続可能なために変えるべきところは果敢に変えていかないと、この社会は持続できませんよ、持続可能になりませんよというふうに常々考え申しているところでもございます。従いまして、「温故知新」という言葉をおっしゃいました。また私、「不易流行」という言葉を使わせてもらいながら、本当に今まで培ってきた山江村の一つ一つの財産を大事にしながら、変えるべきものは変えていかないと、この山江村の存続が持続可能な山江村が難しいんだろうということを考えているところであります。幸いにもおっしゃいましたとおり、村制施行130周年の年を来年度迎えるということでもあります。各種シンポジウム、イベント、式典等々も控えておりますし、そういう中でもいろんな議論をさせていただければと思っているところでもございます。おっしゃいました地区の問題につきましては、行政区をどうするかというようなことだろうかと思いますけれども、行財政改革推進委員会等で話し合わせていただきたいと思っておりますし、もろもろの諸課題につきましても、役場だけでは解決できない問題もありますので、しっかり関係機関と協議をさせてもらいながら、対応をしていきたいと考えてるところでもございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） まさしく本村は村制施行130周年という長い歴史があります。やはり守るところは守り、変えるところは変えていくというようなことをお願いしたいというふうに思います。

そこで、今非常に組織団体がある中で、現状が非常に機能低下とか、やはり対策をしなければならない点を2、3だけ質問させていただきます。本村は行政区が16区あります。消防団が8分団で構成されております。しかし、いずれも山間地域等を抱える行政区、消防団は人口減少や過疎化で機能、活動、コミュニティの維持に限度があり、厳しい現状下にあるようです。スムーズな運営を図るためには、それに対応できる制度仕組みに改革を図っていくことも大事なことであり、必然でもあると考えます。そこで、今後の行政区、消防団の再編への考え、これは総合的に考えていかなければなりませんけれども、今の時点での考えについて伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

議員が申されましたように、現在は地域格差による人口の減少、それから若者の都市への流出、地方は時代とともに変化をしております。本村におきましても各地の状況を見ますと、地域によっては若者の定住化が進まず人口減少、特に山間地におきましては高齢化が進み、区の運営にも影響を来してるところもあると思われま。区の編成につきましてはいろいろな課題等もありますが、村民がより住みよい地域にしなければならないとされているところでございます。今後、地区の懇談会等で地域の皆様の意見を伺いながら、それぞれ課題解決に向け検討をしていきたいと考えているところでございます。

また、本村の消防団の状況ですけれども、これまで団員の確保という観点から女性消防隊や機能別消防団の編成を行って、団員の確保を行ってきたところでございます。しかしながら、各分団員数においては地域によって偏りあり、このような課題を解決しなければならないと考えているところでございます。現在も団員減少は年々進んでおり、団員確保が困難となっている状況です。消防団幹部会議でも団員の確保は喫緊の課題として常に話題となっているところでございます。そのような中で各分団の編成につきましては、内部協議を行っておりますが、なかなか進まないのが現状でございます。諸問題を解決し、柔軟に進めていかなければならないとされているところでございます。いずれにしましても、社会情勢の変化の中、村民が安心して暮らせる豊かな生活を送る地域社会を実現していくためにそれぞれの課題を検討し、行政と村民との共同を推進していくことが重要と考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 山間部等の行政区では高齢化や人口減で、本当に機能維持がもう難しくなっております。人がいないから何回も同じ人が役員が回って来たりとか、連絡、いろんな周知徹底がしづらいなどのような現状が今見られております。また、ある消防分団では60代後半の分団長がされていて、数人の団員で活動をされていると。消防団としての機能の限界を超え、職業消防との連携模索の必要性などを感じているところです。今後、行政区として消防団としてさらなる機能の低下がどんどんと予想されます。実情に合った再編等の検討の時期に来ているような気がしますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

次に、婦人会等のことを申し上げました。今婦人会は会員減少によって組織が弱体化し、本来の目的活動など難しい運営に直面しているようであります。婦人会組織の活性化についての考えを伺いたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

確かに村や各種団体で取り組んでいる活動、行事及びイベントなど、時代が流れていくうちに社会情勢が変化し、各世代の目的と実情にずれが生じ、うまく機能しなくなるということもあるかと思っております。議員ご指摘のとおり、社会教育団体の中でも婦人会や青年団などは、地域の活性化を図る上でもなくてはならない団体であると認識をしております。どちらも組織されてからかなり経過してるかと思いますが、時代の変遷に伴い会員が徐々に減少していき、少ない人数で限られた年間計画を立てて活動してるのが現状であるかというふうに思っております。教育委員会といたしましても、活動における経済的支援、社会教育団体の育成を図るための研修の場の提供、それから、自立した活動団体として視野を広げていくための広報活動や情報提供などの支援が必要ではないかというふうに今思ってるところでございます。このように社会教育団体の活動につきましては、現在の状況や活動内容を把握し、その団体に応じた支援策を検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 婦人会は社会教育関係団体ということで、貴重な団体であります。特に赤十字奉仕とか災害救助など婦人会ならではの目的があります。教育委員会には学校教育、社会教育、大きな柱がありますが、学校教育のほうでは教育委員会と学校と連携のもとに、非常に前向きな取り組みによって、他の自治体の追随を許さないような一律の長があるような学習成果を上げられております。しかし、もう一方の社会教育事業はどうも今のところ活動もないようですけれども、特に婦人会が自主的に自分でできないところを社会教育事業の推進によって婦人会と連携して活動をしてもらったならば、非常に婦人会が輝いてくるのではなかろうかというふうに考えます。昨今のこのような社会環境の変化の今こそ社会教育事業の推進は、他の町村も一時期は非常に盛んでしたけれども今ほとんどしてません。いまこそ取り入れると非常に効果があるのではなかろうかと。これは女性、婦人、高齢者、成人教育も合わせてですけど、そういったことで、ぜひ婦人会活動も頑張っておられますから、支援と助言をお願いしたいというふうに思います。

次に、質問事項の2点目、これは村民の声からということで、合戦ノ峰物産販売所の運営状況について伺います。この物産販売所は本村における地方創生の拠点事業として昨年7月落成、9月から開館、運営しておりますが、事業推進に当たっては観音堂を核に観光交流の増加により、地域に元気と活性化を図る。斬新な設計の施設で収益を上げる。地元等の農産物販売による所得の向上を図るなど、地方創生

に係る斬新な企画性が認められ、地方創生拠点整備交付金の対象になったものであります。しかし、現状は閉館したままで、村民の声として「いつも閉まっている。」「お客様を連れて行ったけど何もなかった。」「場所がどこにあるのかわかりにくい。」など落胆の声が聞かれます。そこで現在の運営状況についてお聞きしますが、開館日数、農産物の集荷販売状況、施設の管理状況、この3点についてお伺いします。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

合戦ノ峰物産販売所につきましては、先ほど議員が申されましたとおり地方創生の拠点整備交付金を活用して整備をしたものでございます。事業費が関連の事業費を含めまして、総額で約5,300万円ということであります。施設の管理は昨年の9月から地域の合戦ノ峰物産販売所管理組合に委託しておりまして、委託からの開館日数につきましては、毎月掃除をされてますけど、その掃除の日を除いて彼岸を中心に物産販売を目的にされた開館日数は9日ということで報告を受けております。物産の集荷と販売額につきましては、地域の方5名と村内の農産物生産者によりまして農産物を販売し、収益が約30万円の売り上げがあったというような報告を受けております。なお、この施設の利用者としましては秋の彼岸が主に多いわけですが、秋の彼岸を中心に約1,200名の参拝者が訪れたということでございます。今現在も毎日朝夕はちゃんと施設の管理に努めていただいているということですので、施設の管理、開館日数につきましては、以上のとおりでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今回の答弁の中で開館日数が約7カ月の間に9日間だけということです。これはどういうことかなというふうに思います。この物産販売所の開館目的、春秋の彼岸の観音巡りのときだけ開館し物産を販売させる施設なのかが1点。村の物産販売所として年間を通じ、幅広いお客様を対象にした施設なのか、どちらなのか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） この施設整備の目的は、生産量の拡大や収益性を生み出す仕組みを構築するとともに、外部からの集客によります交流人口の拡大によって、地域での仕事創出などにつなげようという目的で整備したものでありますので、彼岸のときだけの開館ということではなくて、年間を通して物産販売を行うという目的の施設でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今の課長が答弁された内容と実態が非常に違っておりますよね。この物産販売所は村の施設であります。施設の管理主体が主でなく、開館日数を多くして地元の新鮮な農産物等を販売して、多くのお客様に喜んでいただき、地域に元気を与える物産販売所となるように、この施設管理組合に指導徹底をお願いすることはできないのでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） この施設につきましては、地方創生の総合戦略の政策の五つの原則であります自主性、将来性、地域性、直接性、そして結果重視というのが5原則として上げられております。この原則に基づきまして確実に実現する必要があると考えております。この施設につきましては、地方創生の拠点整備交付金を活用しまして整備した施設でありますので、地方創生の政策に沿って確実に実現する必要があるというふうに思いますので、今後の施設の運営の方法、仕組みづくりについて、地域の方と十分協議しながら、そして十分話し合っていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 次に、地域が活性化する施設になっているか、農家所得の向上がなされているか、利益を上げる施設になっているか、この地方創生拠点事業の目的を達成しているか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） この施設につきましては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の四つの柱の一つであります村の活性化につながる雇用づくりの中の「稼げる仕事づくり」の実現に向けて観光資源を磨き上げ、観光客の増加を図り、特産物販売等を行うことによって生産量の増大や収益性を生み出す仕組みを構築するとともに、外部からの集客によります交流人口の拡大によって地域での仕事の創出につなげようという目的で整備した施設でありますので、現在、この総合地方創生の拠点事業の目的にはまだちょっと達してるかということは難しいとは思いますが、今後、目的に達成しますように、地域の方々と十分協議しながら話し合っていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今の答弁がありましたように、この施設は地元の要望のもとに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の拠点事業として整備されたものです。大きな柱である「稼げる仕事づくり」を申されました。しかし、現状ではこの実現にはほど遠いような気がいたします。合戦ノ峰観音堂のほかにも類似した文化施設が本村ではたくさん散在しておるわけですから、今後、その周辺に係るいろいろな活性

化事業を展開する観点からも、その影響は大きいものがあります。地方創生交付金を使った拠点づくりですので、この整備目的の実現を図られるよう、強く要望をしたいと思います。しかしながら、できたものはあとどのように運営するかであります。紆余曲折があつたけれども、要はこの施設をどう運営するかであります。村の公共施設として、費用対効果、それから採算性など、今後どのように運営されていくのか、方向性について伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 今後の施設の運営の方向性ということでございます。

この施設は最初目的としましては、年間の集客が約2,000人、販売額が約102万円を目標ということで整備したものでありますので、整備の目的をしっかりと再認識しまして、更なる地域の活性化、所得の向上などを図るために、開館日数の増加はもちろんですけれども、農産物の生産量の増加に向けて費用対効果、採算性なども含めまして、しっかりとした検証をしながら、今後も地域の方と一緒に話し合いながら協議を行っていききたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 方向性ということでありますから、私のほうから補足して答弁させていただきます。

この施設、議員冒頭おっしゃいましたとおり、山江村の入口にありまして、山江村の観光交流の拠点として地方創生の拠点の施設として整備させてもらったということでございます。運営は地域のほうにお願いしているということですが、当初、いろいろ戸惑っておられる面も見受けられますので、引き続き、しっかり支援をしていきたいということでございます。特に春の彼岸から夏場に向かい、また秋に向かうというような季節でありますから、開館日数も多くなるのではなかろうかと思っておりますけれども、その付近も役場としてしっかり支えさせていただきたいと思っております。

もう1点申し上げますと、地域だけで物産をそろえ、販売するというような方法だけではなく、山江村のいろんな物産をあそこに展示しながら販売をする。その所得により活性化、また出される方の生きがいがづくりでもありますし、楽しみでもありますし、いろんな方と交流をするような場所でもあります。そういう目的に沿って、その目標が年間が2,000人、販売102万と言わずに、これ以上の方々がしっかり訪れ、また効果が上がるような施設運営を支援をしていきたいと思っております。特に今回、観光交流促進協議会というのが100人委員会、また地域づくり団体の方々を含めて組織が出来上がりました。今からいよいよ本格的に動き出すということでもありますけれども、ここが動き出しますと、いろんな食の部会、また後ろ

におりますが山江村物産館もおりますので、あそこで栗まんじゅうを売ったりもできるということでもありますから、そういう無理をしない程度、いろんな物産を集めてあそこで物産販売、また交流できる場にしたいというふうに思っています。ちなみに、ちょっと私も調べてみますと、クリスマスローズ等の花を200鉢ほども作って、もう実際販売しようという体制にもあるということでもありますから、ぜひぜひそういう方々の支援もやっていきたいということでございます。議員の皆様方もぜひそういうことをご理解の上、また運営に対してのご支援もお願い申し上げたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今村長が答弁されましたように、せっかくできた施設、本当に今のままの現状、やはり皆さんが注目されてるんです。閉まっているから何も活用していない。せっかく地方創生拠点事業ですから、やっぱりそのところをしっかりと認識していただければと思います。課長が言いましたように、地方版総合戦略の創生事業の推進に当たっては、五つの柱を謳ってあります。自主性、将来性、地域性、直接性、結果重視の5原則であります。村が企画立案した施設が想定どおり結果を出しているかどうかを見分ける、見極めする機能は私たち議会にもあり、責任もあるわけです。今のままの状況で運営していきますと、非常に、先ほど言いましたように費用対効果とか採算性等が初期の目的から逸脱して、村としての責任は大きくなってまいります。そうならないように、先ほど村長がおっしゃったように、村の施設の物産館としてしっかりと行政も施設応援するし、勤める皆さんにも呼び掛けるし、地元の管理組合ももう一步突っ込んだ管理運営意識の醸成を持っていただくように協議し、指導をお願いしたいというふうに思います。

では次に、質問事項の3点目、子どもの命を守る万全の対策の必要性についてを通告しています。今回、議員の皆様4名から社会的に問題になっている事案ということで質問の通告がなされております。「お父さん、暴力を受けています。先生どうにかありませんか。」この言葉は学校で実施した秘密にするということのいじめアンケートの自由記載欄に書かれたものです。千葉県野田市小学4年生女兒が発した秘密のSOS、助けてほしいと発した悲痛な叫びで、父親からの暴力、虐待を受けて死亡した事件です。何とも痛ましいできごとでしょうか。私たち議員は3月10日、山江中学校の卒業式に参列いたしました。次代を担う36名のたくましく成長した威風堂々の姿は頼もしく、これからの日本、村を背負い、夢と希望を持って大きく成長してくれることを心から願ったところです。改めて、その羽ばたいて行く姿を見たとき、父親の虐待で亡くなった小学校4年生女兒の尊い命と重ね合わせ、1人の未来ある幼い命を奪った悲しい事件のむごさ。暴力虐待から子どもの命

を守り保護する対策の必要性を強く感じたところです。そこで、この小学4年女児の虐待死事件を受け、教育委員会としての教育長の率直な所感を伺います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 今申されましたとおり、私も同じような考えをもっておりますけども、絶対こういうことは繰り返してはいけないということは強く思っているところでございます。今回の場合にいろいろ連携のあり方等が非常に問題になっているところでございますけども、まずは山江村の子どもたちをどう守るかということとをまず私は最優先に考えました。そのためにしっかりと学校、それから教育委員会、福祉課、児童相談所との連携の強化をもう1回見直そうということを思いますし、まずはやはり命を守ることを最優先というような考え方で、しっかりと虐待から守っていきなというのを強く思っております。また学校だけではなくて、やはり家のこともありますので、家庭教育のあり方ですね、これをもう1回見直す必要があるのかなと、しっかりとそういう家庭教育のあり方も考えながら、村P連、そういう組織もございますので、しっかりとそこと連携を図りながら家庭への支援、これ支援も必要だと思いますし、啓発、こういう面からもしっかりとやっぱり取り組んでいく必要があるのかなと思っているところでございます。そういうふうにして、各機関との連携、それから家庭への支援、そういうのをしっかりと繰り返しながら、絶対これは山江村からそういう事件を出さないように、子どもたちの命を守ることを最優先ということで取り組んでいきたいと思っておりますし、またもう1点は、やはり国のほうにも、先ほどありましたように虐待防止に向けた法整備、このあたりもしっかりやっていたらありがたいなと思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） よろしく願いしておきます。

通告しています2点目の本村における現在の対応、連携状況については、先ほど森田議員から質問がありましたので、割愛させていただきます。

近年、全国で子どもに対する身体的、心理的虐待や育児放棄などの相談件数が急増しているというような報道がありました。県内でも児童虐待相談件数が増えています。その背景にあるのは、家庭が複雑多様化した今、子ども時代の愛着関係の記憶に乏しい親たちが子育てに苦悩し、孤立し、閉じこもり、時には虐待に走ると言われています。そのような家庭の姿を確認することの重要性、DV、ドメスティックバイオレンスなどの事実や子どものSOSサインを見逃さず、その事実を子育て支援機関、医療機関、行政福祉機関が連携して、情報共有の強化を図り、他人任せでなく、日常的な業務体制から本気で虐待から救う、守るための対策が欠かせない

のではないのでしょうか。先ほど教育長が言われてましたように、国は虐待事案の緊急点検や、守秘義務の徹底、児童相談所の体制強化など緊急対策を打ち出しました。また児童虐待に関する法の整備の抜本的な見直しも動き出しました。わが村におきましても、今後の対策や連携について答弁がありましたが、この事案はこれまでの対応の仕方から一歩突っ込んだ子どもの命を守る、保護する万全な対策と覚悟、これが必要と考えます。この点についてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたしたいと思います。

今議員申されましたとおりと、私も全く思っております。まずはより早く家庭の状況等をしっかりと把握しまして対応することが肝要かなと考えております。学校におきましては、先ほど申し上げましたような対策を講じて、早期発見、早期対応に努めているという状況でございます。そこで、来年度からでございますけども、各学校も公務文書の中に児童虐待防止対策に係る担当者、これをまず位置付けて組織的な対応を取っていきたいということで考えております。それから、やはり先ほどありましたように、子育てに悩んでいるということもございました。そういうことも考えまして、保護者会等におきまして虐待防止に関する講演会、そういうのを開催したり、それから主任児童委員さん、それから民生委員さんの方々、それから学校にはコミュニティスクールというのがございますので、そういう組織あたりをしっかりと活用しながら、地域の人材の方のご協力をいただきながら、家庭教育支援チーム、こういうのを立ち上げまして、虐待防止へ向けた取り組みを行いながら、子ども、それから保護者、地域の方々から発生られますSOS、これをいち早くキャッチして虐待の未然防止、それから早期発見、早期対応に万全を期してまいりたいと考えてるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今教育長から学校には虐待等に対する担当を置くと、また、家庭教育の充実を図っていくと、保護者や地域、家庭教育支援チームを作ると、本当にこのような考えをしてもらっておりますので、この実施によってわが村から大切な子どもへの暴力や虐待がないように、またあったときには、先ほど言いましたように一歩突っ込んで、これはやっぱり家庭やプライベートな問題がありますけれども、なかなか難しいですけれども、そこはやっぱり民生委員さんとかいろいろ児童福祉の担当の民生委員さんもおられますから、いろいろ連携していち早くキャッチして早く対策を立てるということをお願いしたいと思います。大切な子どもの命を守り、保護する万全の対策を関係機関連携のもとに構築していただくよう切望して、一般質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後11時25分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、7番、秋丸光明議員より、1、カメ石、ワクズ石、ハナグリ石について。2、太陽光を活用したソーラーパネルについて。3、温泉センターについて。4、宿泊施設ほたるについての通告が出ております。

秋丸光明議員の質問を許します。7番、秋丸光明議員。

秋丸光明君の一般質問

○7番（秋丸光明君） 議長のお許しを得て、7番、秋丸光明が一般質問を行います。

カメ石、ワクズ石、ハナグリ石について質問いたします。これは新層地区にあり、昔は亀石部落とも言われ、東側の方は（ウラタ）とも言われていました。私は水が流れる迫にカメが多くいて石が多いところだと思いましたが、縁ありまして、カメ石を初めて見ることができ、すごい、本当にカメに似た大きな石がそこにありました。ほかにも牛が座っているハナグリ石、ワクズ石等があります。観光部会で整備、手すり、説明、立て看板をしてあり、カメ石からハナグリ石へと通じる山道の整備をしてはどうかということはどうでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

先ほど申されましたカメ石、ワクズ石、ハナグリ石ということでございます。この三つの石につきましては、ご利益があるというふうに言われておりまして、今までは道路等が整備されておらず、なかなか身近に見ることができませんということでもございました。この資源を地域の活性化に生かそうと100人委員会の観光交流部会の方々が整備をしていただきました。大変、皆様には感謝をいたしてるところでございます。本村では自然あふれる村の魅力を探してのんびり歩き、交流を深め、フットパス事業を展開しておりますけれども、今回、この三つの石の魅力を

村内外の方々に知っていただくためにも、最近、新層奇石コースとしてフットパスのコースに設定されたというところがございます。このコースを含めると、本村のフットパスのコースは5コースということになります。このフットパスは今月の3月17日に最初のフットパスが開催をされる計画であります。そしてまた2月に観光交流促進協議会が立ち上がりまして、今後、この協議会を中心に新層の奇石をパワースポットとした本村の観光資源の一つとして生かし、地域の活性化に努めてまいりたいと思っております。この奇石コースのフットパスの実施につきましては、村といたしましても支援をしていきたいと思っておりますし、先ほど申されましたコースの整備ということでございますけれども、その整備、道路の補修につきましても、あまり人工的にするとフットパスのイメージ的にも崩れるというふうに思いますので、観光交流促進協議会の方々とも相談しながら、村としても一生懸命支援をしていきたいと思っております。道路の整備についても同じく支援をしていきたいというふうに思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 山世の散歩、ウォーキング、フットパス、観光コースとして生かされるかと思えます。まだ見たこともない方は自然が与えた3大パワースポットに行ってみてはいかがでしょうか。

次に、太陽光を利用したソーラーパネルについて質問します。私は以前から山江村体育館の屋根に太陽光発電を設置したらと南から見るたびに思っておりまして、太陽光発電システム工事が始まるのを見て同じ考えだなと思うが、ある部分だけの工事だけでした。やはり前面にソーラーパネルを設置するには相当な経費を伴うと思われませんが、再生可能エネルギーとして南側前面に太陽光発電システムを提案いたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

この太陽光発電設備、体育館に設置してあります発電ですけれども、災害時の避難所としてしております山江村体育館の機能の充実を図るため、平成25年度に県の補助金を活用して設置したものでありまして、事業費的には約2,130万円ということでございました。設置容量としましては、太陽光パネルが10キロワット、蓄電池が15キロワットということになります。この容量は災害発生時の初期の救援物資設備等が届くまでの時間、また避難された方々の携帯電話等による情報伝達、いわゆる安否確認や夜間の明かりを確保し、避難生活の不安の解消を図るための必要最小限度の容量となっているというところがございます。体育館側の南側前面にということになりますけれども、現在の必要の最小限の容量でありますので、災

害ですね、昨今の予期せぬ災害に備えまして事前に整備していくことは必要であるというふうには思っております。災害の活用ばかりでなく、今後再生エネルギーとしてもという意見でございますけども、必要な事業であります。体育館の屋根の補強も必要となり、大幅な経費がかさみますので、山江村の総合エネルギー検討委員会という委員会がありますけども、その中でも十分に今後のために協議していきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 体育館の電気代の省エネにもつながると思いますので、予算が伴うことですが、よろしく願いいたします。

次に、温泉センターについてでございます。温泉センター、宿泊施設ほたると一括してお願いします。3年前までは赤字で苦勞されたことと思われまゝです。現在はどくなってるんですか。熱料代の高騰で経営が悪化した経緯があると過去に聞いたこともあります。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 株式会社やまへの収支状況ということでございます。

この収支状況につきましては11月までしか監査が終わっていませんので、11月分までの数値についてはご報告をさせていただきたいと思っております。まず売上でございますけども、今年度ですけども、今年度が約1億3,200万円ということで、前年に対しまして101%、売上原価が約5,300万円の前年度に対しまして126%、売上総利益が約7,900万円の前年に対しまして約90%ということで、販売管理費が約8,000万円の前年度に対しまして98%ということでございます。11月末時点では約90万円の黒字経営ということでございます。前年の同時期と比較しますと、前年の黒字の割合としましては前年に対しまして約10%ということであります。前年度は現時点では約900万円ぐらいの黒字が計上されてたということでございます。今後、今から昨年並みの売上とした場合、3月期末決算では、昨年ほどではありませんけども黒字が計上できる状況と思われまゝです。平成28年度は約1,000万円、平成29年度は約1,100万円の黒字でありますので、3年連続で黒字が計上できるものというふうに思っております。しかしながら、累計ではまだ赤字ですので、しっかりとした経営策が必要であります。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） やはり燃料のいらぬ手段を取らなければ、いつまでたっても綱渡り状態が続いていくのではないかと思います。宿泊温泉ほたるのほうはどうですか。温泉を楽しみに来られるお客さんのためにも努力をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 温泉ほたる亭ということだと思いますけども、どうですかということでもあります。30年度としますと、平成29年度の宿泊者数が約4,000人ということでありまして、これは去年の29年度の4月から3月までということでございますけども、30年度につきましては、4月からまだ3月は終わっておりませんので、2月末時点で4,073人ということでもありますので、2月時点で昨年度の宿泊者数を上回っているということでございます。いろいろ宿泊者に対するニーズもありますけども、しっかりとした宿泊者のためにも誘致を図るよう一生懸命頑張っていきたいというふうに思っています。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時00分といたします。

-----○-----
休憩 午前11時39分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、中竹耕一郎議員より、1、取り巻く諸課題についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。8番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

○8番（中竹耕一郎君） それでは、午後一番ですけれども、議長のお許しが出ましたので、8番、中竹です。一般質問させていただきたいと思っております。

先ほど来、児童虐待、いじめ等の対策について、いろいろ質問出ておりましたので、私も通告をしておりましたが、ほかの議員からの質問がありましたので、重複する部分も多いということで、撤回をしたいというふうに思います。

今日は、ところで質問事項は特別支援学級の今後について、それからもう一つは、いよいよ今年で地方創生の第1期が終わるわけですが、第2期に向けてどのよ

うに担い手を育成、そして組織をどのように活用していくかという点、それからもう一つは、高齢者専用集合住宅の必要性について、この3点について絞ってお尋ねをしたいというふうに思います。

本年度は特に国のほうは全世代型の社会保障の一環として子育て支援のほうに力を入れるよう、政策を打ち出しているところではありますが、まさに少子化政策の最たるものだというふうに思います。早速ですが、そのような中ですが、今回は児童・生徒についてお尋ねしたいというふうに思います。現在、発達機能の偏りとか、ケアが必要な身体障がいによる子どもたちがさまざまな状況で特別支援教育を受けてるわけですが、何と全国では、その対象となる子どもたちが小中学校合わせてですが20万人ぐらいおるといような話でもあります。とりわけ発達障害児については増えつつあり、今や10人に1人の割合と言われているわけでありまして。要は目の前の子どもにどのような支援をして、どのような学校生活を送らせれば、その子どもたちの将来の幸せにつながるかというような素朴な観点からお尋ねしたいと思います。一人一人の特性に合わせた方法で支援をしていくということは極めて大事なことだろうというふうに思います。生活や学習上の困難を改善し、また克服をしていくために適切な指導がなされなければならないというのを通達は出ているわけですが、そこで本村の場合も、それぞれ一生懸命お取り組みいただいているところなんです。現在の状況についてまずお尋ねをしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

村内の特別支援学級の現状ということでございますけども、特別支援学級につきましては、先ほどお話がありましたように、障がいのある児童・生徒の自立、それから社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ちまして、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力をしっかり高めながら、生活や学習上の困難を改善するため、あるいはまた克服するため適切な指導及び必要な支援を行うというものでございまして、学級の種類といたしましては、知的障がい、肢体不自由、それから病弱、弱視、難聴、それから自閉症、情緒障がいがございます。各学校で児童・生徒の実態に応じて設置をされているわけでございますけども、本村のちょっと現状を申し上げますと、小学校でございまして、小学校に知的障がい児学級が1クラス、それから自閉症・情緒障がい児学級が2クラス、それから肢体不自由児学級が2クラス、それで中学校に知的障がい児学級が1クラスということで、計6学級の16人の児童・生徒が現在学習に頑張っているという状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今16人の子どもたちが6学級ですか、一生懸命やっってるわけですが、今後、この支援学級についての流れですが、増えていくような予想があるわけでしょうか。その辺お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 今の件でございますけども、この特別支援学級は全校的に年々増加傾向にございまして、人吉球磨の学校でもやはり同じような傾向にあるということでございます。来年度でございますけども、来年度の人吉球磨全体でございますけど、70人の児童・生徒が減少します。しかし、特別支援学級は11学級の増でございます。そういう状況になっております。そのため、学校によっては教室が不足してきているというような状況がございます。本村の場合は幸い不足はしておりませんが。そしてまた本村では、来年度は中学校に新たに自閉症・情緒学級の学級が新設をされるということございまして、7学級の17人の児童・生徒となる予定でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今から増えるというようなお話であります。まず、要は大事なことは、その子どもたちにはもちろん生まれてきた責任はないわけですが、一番マッチした支援策を探り出すのにどのような、山江の場合はいろんな教育支援の協議会があるわけですが、その辺を使ってやられたと思うんですが、要は一番支援する方のコーディネーターというか、支援教育のコーディネーターが一番大事だというふうに思います。もちろんソーシャルワーカーも必要なんですが、その辺の組織をどのように動かしているのか、そしてまた、そういう協議会がすでに何遍も行われているのか、それがいつ、大体入学前にされているのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 特別支援学級についてでございますけども、コーディネーターが各学校に1名おります。それから、村に主任のコーディネーターが1名おるということで、その主任をもとにまとめているということでございます。それから開催につきましては、定期的に行っているわけでございますが、特に就学の子どもがおります10月以前の9月に大体うちでは就学の子どもに向けた協議会を開催している状況でございます。あとは定期的に行っておりますけども、大体、年3回程度ぐらいやりながら、もう1年間を通した支援、就学だけではなくて1年間を通した支援をやっという方向で今やっるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 一生懸命取り組んでいただいているのはわかります。キーパーソンとなるコーディネーターですが、この先生は各学校に1人づついるわけですか。そしてまた、この先生方は専門的な支援の教員免許状ももちろん持たれているわけですか。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） コーディネーターにつきましては、教諭が務めるという形でしておりますけども、その先生が必ずしも特別支援の免許を持っているという先生ではございませんで、まだなかなかそういう専門的知識を持っている先生は少のうございますので、担当の先生を各学校で選出しながら、その先生を中心に特別支援教育を各学校で進めながらやっているということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） なかなかコーディネーターとなる先生が配属されない面もあるわけですが、できるだけ県教委のほうにも要望していただいて、できれば各学校、専門的な教育を受けられた支援の教育のコーディネーターが欲しいなというふうに思います。ぜひその辺お願いしたいというふうに思います。

それから、今国のほうはトライアングルプロジェクトといいまして、いろんな面で、要するに家庭とそれから教育と福祉と3者連携をして、さまざまな協議会を作ろうというふうな話になってるんですが、山江村の場合、そのトライアングルプロジェクトの地方版としてどのようなことを想定されてますか。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 先ほどございましたトライアングルプロジェクトでございますけども、発達障害をはじめといたしました障がいのある子どもへの支援に当たりましては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であると思っているわけでございます。教育と福祉の連携につきましては、現在、本村では学校と家庭、それから人吉球磨の管内の指定放課後等デイサービス事業所というのが14カ所ほどございますけども、そこと連携を図りながら支援を行っているという状況でございます。さらに、学校教育委員会、それから福祉課、教育支援学校、こういうところとも定期的に、先ほど申し上げました教育支援委員会を開催しておりますし、子どもたちの情報共有やその支援のあり方等をその中でしっかりと検討しながら、どういう指導がいいのかということをしかり検討した上で指導を行っているということでございます。今後もさらに、先ほどございましたトライアングルの家庭、教育、福祉、このトライアングルでの連携をしかり強化して、自立に向けた切れ目ない支援をしかりと行ってもらいたいということで考えてるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 切れ目ない支援ということをやっていたわけですが、義務教育を終了した後、高校の高等部に行くのか、今、実際、公立高校にはそういう支援学級はないわけですが、その辺は高校に入ってから何らかの支援策というのはあるわけですか。その辺をお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 義務教育終了後ということでございますけども、義務教育終了後の進路支援につきましては、日ごろより進路指導の充実を図っているというようなどころでございます。中学校におきましては職業体験、それから職業講話等を行いながら自分の将来を見据えた職業についてしっかりと理解させながら、そのために、じゃあどういふ進路に進むのかということもしっかりと子どもたちに理解させながら、しっかりと細かく支援を行っているところでございます。そして進学をする子どもがいるということでございます。本年度は特別支援学級の生徒が普通高校に合格をしているといったところでございます。高校につきましては、高校の中には特別支援学級というのはございませんけども、高校に行きますと今度は特別支援学校というのがございますので、それぞれの障がいに応じたその学校に進んで、そこで教育を受けるというようなシステムでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 特に高校ではないわけですが、支援学校のほうの高等部ということになると思うんですが、そこではもちろんキャリア教育というか、卒業してから仕事に就く、その仕事をやり遂げていく、そういうふうな支援ももちろん高等部でされると思うんですが、まだ義務教育の段階ではキャリア教育はないわけですね。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 今のお話でございますけども、義務教育の中では先ほど申し上げましたような職業体験とか職業講話ぐらひはやっておりますけども、特別にその子の障がいに応じた訓練といいますか、そういうのは実際はやっていないというような状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 特別支援学級にもそれぞれ委員会上げて一生懸命取り組んでいただいているところです。来年度17人で7学級になるということですが、前向きに考えて、移住定住促進という面からも、村長が言われてたんですが、鹿児島島からICTがいいから移住定住ができたというような話もありました。この辺も支援学級についても山江らしい心配りを支援をしていただければ、もしもそういう移住定住したいという人が増えていく面もあるのではないかと思います。ある面は

移住定住でネックとなっているのは子どもの教育のことだというふうに思いますので、その辺も当てるポイントにもなるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ心配りのある支援の教育のほうをお願いしたいというふうに思います。

次に、第2点目の質問に入らせていただきますが、最初申し上げましたとおり、一応、平成31年度で地方創生の第1が終わることになるわけです。さまざま過去5年間にわたって総合戦略策定をされて取り組んできていただいているところですが、なかなか一朝一夕に、これは仕事が終わったということにはならないというふうに思いますので、いろいろ継続してやっていく必要があるというふうに思います。課題は要するにこの地方がいつまでも持続するというようなのがポイントになっているわけですが、実は、私はたまたま1月1日の朝日新聞見ておりましたら、エイジング日本という特集があったわけです。30年後、今からいきますと2050年頃の持続可能性について、今の日本の分岐点を人工知能で予測するとどういうふうになるかというのは予想が出ていたわけですが、これは京都大学のこころの未来研究センターと日立製作所が共同で人工知能を用いて未来を予測したんですが、今の状況をいろんな社会的要因をコンピューターの中にインプットして、将来の可能性をはじき出したわけです。そしたら7、8年から9年後、ですから2025年に一つの分岐点があると、分かれ道が。そこで持続するかしないかがそこで1回わかると。このまま都市集中型に進んでいって地方に進まなければ、もう要するに人口は減ってしまうわけですから、地方はなくなるだろうと、持続困難だというふうな記事であります。逆に、一極集中が減って地方に人口が流れてくれば、16年後にはもう1回分岐点があるんだというような話でした。ですから、今後は一極集中ではなくて地方分散型に若者が今流れつつありますが、それが非常に有効だと、今から若い人たちがどういうふうに動くかによって地域が残るか残らないかは決まるんだという、そういうような話もありましたんですが、そういうことを見ますと、非常に最近若者が地方に流れてくるというのがいい傾向だということに思うわけです。ですから、なるべく地方にも若い人を引っ張り込むというのが今から大事だろうと思います。それがおのずとこの山江村の持続性につながっていくのではないかなというふうに思うわけです。そこで、過去5年間、一生懸命企画調整課あたりで取り組んでこられましたけど、現在、持続完了したもの、事業を完了した。それからまだ継続中のもの、そういうもので一応大雑把でいいんですけども、実態を答弁願いたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

山江村本村におきましては、平成27年の7月に山江村人口ビジョン及び山江村

総合戦略を作成をいたしております。11月に策定をいたしております。人口ビジョンにおきましては、2060年の本村の人口の推計値が2,074人というふうになっておりますが、総合戦略に基づいた施策の実施によりまして3,000人にするということを目指して計画を策定をいたしております。また、総合戦略におきまして、1、村の活力につながる雇用づくり。2、移住定住の促進。3、妊娠、出産、子育ての希望をかなえ、笑顔の絶えない村づくり。4、安心な暮らしを実現する村づくりの四つを基本目標として、その実現に向けて62の施策を掲げております。これまでに実施しました事業としましては、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業におきまして、消費喚起と生活支援型事業といたしまして、まずはプレミアム商品券の発行事業、低所得者向け商品購入助成事業、地方創生の先行型事業といたしまして、山江村総合戦略策定事業、山江村地域仕事支援事業、山江村地域自立支援事業、山江村総合情報化システム等構築事業、それと地方創生の拠点整備事業としまして、日本遺産の活用を含めた合戦ノ峰地区に物産販売を目的とした拠点の施設を整備したところでございます。その他の地方創生に関連した事業としましては、山村活性化支援交付金事業、農村集落活性化支援事業、学校給食等食材拡大モデル事業、山江村地方創生情報化戦略策定、東京大学との共同研究による山江栗の現状調査研究などを実施しております。また、今もですけども、現在の進行中としましては、地域づくり研究所や100人委員会の運営、そしてフットパスツールの開発、移住定住促進ツールの作成などを今継続中でしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 総合戦略作成をさまざまな事業に取り組んでいただいているところであります。今後も新しい別メニューで支援金とか交付金とかあれば、そんなのを利用してもらってさまざまな地方創生に係る事業を推進していただきたいと思っております。

ところで、どうも私、気になるというか、よくわからなくなってきたんですが、もともと創生法は、「まち・ひと・しごと」というふうな法律の名前ですが、今まで5年間状況を見ておりまして、やっぱり最初「しごと」を持ってきて、「ひと」を持ってきて「まち」と、そのほうがいいのではないかなと思うんです。仕事がないと人が来ない、人が来ないと村が活性化しないと、その辺の流れがあるんですが、その辺は執行部としてはどのような認識をされてるのか、確認ではありませんが、一応認識をお尋ねしたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、「まち・ひと・しごと」に対する考え方ということですが、地方創生総合戦略の中で別名「まち・ひと・しごと総合戦略」と言っているというふうに私理解しておりますけれども、その「まち・ひと・しごと」が最初から町があって人がいて仕事があるということですから、言い方としては「まち・ひと・しごと」で言いやすいんですけども、どうも私自身も反対だろうと、仕事があるからこそ人が集まってきて、人が集まるからこそ町が活性化できるというような考え方でないと、なかなか考え方の流れとして、事業の組み合わせとして間違ってしまうのではなかろうかということをやっと言ってきました。まず産業を作りたいというのはいつも言っていることでありますし、雇用の場を作りたいということでもあります。それを主に栗を中心として今回は特用の林産物も始めたということでもありますけれども、そういう事業を仕事しているということでもあります。議員、先ほど第1期目が終わって第2期目がというような話だったんですけども、まさに第2期目のテーマは「地方創生わくわく地方生活実現政策パッケージ」といいます。「わくわく地方生活実現政策パッケージ」という呼び方をしまして、完全に目的としているところは移住定住を目的とした地方創生のメニューが国が示してきているということです。これは現在、地方から関東圏に3,463万人流れているということだそうです。その流れを止める、またその逆のほうに流れを作りたいというようなことでありまして、一つは若者の移住、それから女性の移住、高齢者の移住も視野に入れてありますし、外国人材の活用も入れてあるようであります。もちろん山江村の課題としては、まず若者をどうにかして移住してこの地域にとどませたい。またUターン、Jターン、Iターンで人を増やしたいということではありますが、そのためにはまず仕事が一番最初に来るんでありましようし、人の流れを作るという意味では、先般、観光交流促進協議会ができましたけれども、その中で人が来て見て泊まって物を買って帰る仕組みをしっかりと作っていければということをおっしゃっているところであります。いずれにしましても、地方創生、冒頭言いましたとおり、何ら人口減少社会の中にあつて東京への一極集中をどうにかして地方分散させるという目的は一緒であります。第2期目に当たっては、いよいよ具体的に田園回帰という言葉もありますとおり、具体的に移住を、また定住を目的とした政策を、メニューを作りなさいということになっておりますし、またそれに向けて31年度はしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今のは言葉の捉え方でお尋ねしたわけですが、いずれにしてもどちらも大事なことで、欠かしてはならないことだろうというふうに思います。さて、そこで本年度も事業として予算計上されておりますが、いわば事業はまだ道

半ばでありますので、今後、山江村をどう創生していくかと今話がありましたが、やっぱり人材をどう育てていくか、そして、要するに担い手、それから運営する組織をどのように作り上げて運営していくかということがネックになってくるのではないかなというふうに思います。前から私思うんですが、せっかく地域づくり研究所がありますから、そこを司令塔にしてよそから人を引っ張ってくる。例えば、東京あたりから人材を紹介してもらおうとか、もちろん協力隊もできるわけですが、それも大事なことですが、地方にやっぱり人材を引っ張ってくる。そして、その人たちがうまくコーディネートしてくれると、その辺も一番大事だろうと思います。もちろん行政職員も担い手として頑張ってくださいわけですが、なかなか仕事もしながらそこまで手は回らないと思うんです。今日は福祉の仕事、明日は教育の仕事、それぞれ一人何役持っておりますから、なかなか業務的にはもう無理が来ると思います。ですから、そういう若い人をよそから引っ張ってくる。そのような基本的な流れが必要かなというふうに思うんですが、ここで地域づくりのインターン制度等を作ってすれば、半年ぐらいかけて要請をしていく、そういう制度が必要ではないかなと思うんです。それでもって人材を作り上げて、そのうちの何人かたまたま残ったというような方法もいいかなというふうに思うので、その辺、それから大学生のゼミを誘致を図って、交流を盛んにするというようなことは考えておられませんか。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 地域づくりインターンと学生ゼミの誘致ということでございます。地域づくりインターン制度は3大都市圏で生まれ育ち、地方の暮らしを知らない世代の人が地方での生活体験をしてもらいまして、地域の生活の場と地方を認識する機会を用意し、地域の特色を生かした暮らし、地域づくりへの取り組み、地域産業等への体験や交流プログラムを提供し、地域のよさを知ってもらい、地域の活性化やU、J、Iターンの促進を図る目的ということであります。これは国土交通省が事業主体でしております事業でありまして、本村でも数十年前だったと思いますけども、2名の東京の学生の方が、本村に約2週間ぐらいだったと思いますけども入られた経緯があります。そこで、その事業が2週間後の事業が終了した後も数年間は山江にまた足を個人で自費で運ばれて、地域の方々と交流するなど、山江村の魅力を大変気に入っておられたという実績もございます。都市部の学生が地方をどのように考えているか、またどのような地方に魅力を感じるかなど、フレッシュな感覚を持つ外部の目を通じて得られる提案は今後の施策の参考になると考えておりますので、地域づくりインターン制度の活用につきましては、今後、前向きに検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、学生ゼミの誘致ということでございます。この学生ゼミにつきましても、以前、熊本県の大学生が学生ゼミを本村で開催をさせてもらっております。この2、3年はちょっとないと思うんですが、その中で地域の情報発信や地域の方々との交流を通じて、地域づくりの研修をしてもらったという実績もございます。学生は山江村をPRし、地方の魅力を伝えるという情報発信力が非常に優れておりますので、今後も学生ゼミの誘致についても前向きに受け入れたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 最近、若者がどちらかと言いますと地方のほうに目を向けているようです。ですから、ちょっと誘い水をかけてやるとか、言い方悪いですが、そういうふうにしてやれば、案外うまくできるのかなという気もいたします。ぜひそういう機会を捉えてお願いしたいと思います。

それから、もう一つは、今職員採用する場合、毎年1回共同試験で採用しておりますが、これほどこもそうですが、途中でゼミ辺りに来た青年とか、それから東京からも紹介してもらった青年とか、そういう若者を山江でいろんな体験をしながら勉強をしている子どもたちが、もしも、この子はいいなというふうなことがあれば、中途採用とかそういうふうなことも考えていかれることはありませんか。インターン事業制から中途で採用するというようなことは考えておられませんか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。

「まち・ひと・しごと」が本当は「しごと・ひと・まち」なんだというようなことを言いましたけれども、インターンにしろ学生ゼミにしろ、しっかりこの山江村を知ってもらい、また山江の人とふれあってもらい、この村が好きになってもらうということがやっぱり第一にくるんだろうということを思っています。その上で、生業としてこの山江村に生涯暮らしていくんだというようなことを思っただけならなおいいということでもありますけれども、じゃあ、いきおい役場の職員でいいのかということも含めて、その付近は考える必要があるのではなかろうかと思えます。先ほど仕事と申ししたのは、実は観光交流促進協議会も将来はこの全体を運営できる、要するに法人として運用できる人材に座ってもらって、いわゆるビジネスモデルを作ってもらいながら、よそから来た人を山江村内を回し、お金が回るような仕組みを作りたいと、いわゆるDMOというような形ですけれども、それを目指していきたいというふうに思っているところであります。そういうところに自分の仕事は自分で作るんだというような若者もぜひこの山江に訪れていただきたいと

思いますし、そういうある意味では、山江村全体が変わっていくダイナミズムな仕事を自分からやっていきたいというようなこともあるんだろうと思ってます。また、そういう方の中途採用ですけれども、もちろん現在職員採用試験を行っておりますので、一般職としての採用であれば、ぜひ山江村の一般職の採用試験を受けていただきながら、堂々と職員として入庁してもらいたいと思います。ただし、当然、いろんな特別な専門的な知識、また物が必要なものもございます。従いまして、そういう専門的な職務に対する人材については、一般の公募だけでは集まらないだろうということを考えておりますし、当然、そういう人材も将来的には必要になるだろうということを思いますので、そういう人材につきましては採用試験に留まらず、広く人材を求めていければなと思っております。また、そういう都市部から山江に移住して、その専門職を生かして役場でも頑張りたいんだという方がおられるということであれば、またその人材がしっかりとした人材で、この山江村の行政、また村民の方々の幸せづくりに対して有益だということ判断できるとすれば、積極的に採用することもあろうかというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 人材の確保についていろいろ答弁していただいたところですが、今年は話によりますと、地域おこし協力隊についてはもううまく計画がいったということですが、以前、地域おこし協力隊として来てもらった方がなかなかうまくいかなかったんですが、なぜうまくいかなかったか、自分たちもやっぱり検証する必要があると思うんです。1人孤立させてしまったのではないかなと、そういう危惧もあるわけですが、本人さんの意思ではあるんですが、今回また新しく来ていただいて、地域おこし協力隊として頑張ってもらおうということですが、その辺の配慮もぜひ検証するというか、再度、また途中で終わるというようなことがないように、最低3年間ぐらいいけるように、やっぱり配慮していただく必要があるかなというふうに思いますので、その辺もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、最後の質問にいきたいと思います。最後の質問であります、非常に昨今、先ほど話がありましたように、人口が非常に減っていく。特に高齢化した高齢者という形が多いと思うんです。しかも、1人暮らしが増えてくるというふうなことが予想されるわけです。そこで、今1人暮らしされてる方もいると思うんですが、実態を、将来10年後、20年後、かなりで1人暮らしになるというような実態がわかるようであれば、概数でも結構ですからお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

65歳の世帯でありますけれども、平成31年3月で370世帯のうち独居世帯の

ほうが197世帯となっております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 独居世帯、これはいわば村の中心部であろうと、ちょっと離れたところであろうと、合わせての数字だろうというふうに思いますが、どうしても隣近所が少しずつ減っていくと、歯が抜けたように減っていくわけですが、そうになると高齢者だけが取り残されたような状況が出てくるんです。そうになると災害時の対応とか買い物の不安とか、住居環境が不安が付きまってくるわけですが、できればもちろん住み慣れたところで住み続けたいというようなことは人情だろうと思うんですが、しかし、ある程度この辺で、今ではありませんが将来に向けて合理的な居住環境を準備する必要があるのではないかなというふうに思うわけです。しかし、なかなか急々にはできないわけですが、要するに、周辺がいなくなって一人暮らしになったと、じゃあどうにもできないという場合に、低家賃で住めるような、できれば真ん中ではなくても年の地区の人々がいるところに低家賃で住めるような、そういう住宅の仕組みづくり、もちろん作るのはまだまだ先のことなんですが、そういう仕組みづくりが必要だろうというふうに思うわけです。そういうふうな住宅についても、規模にもよるでしょうけども、そういうふうなのに取り組めるような補助制度というのはあるわけですか。制度があればお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

高齢者を対象とした施設について、少しだけご説明いたします。自立状態の方を対象とした施設と要介護状態の方を対象とした施設に分けられます。その中で公共方と民間型があります。自立状態の方を対象とした施設ではサービス付き高齢者住宅、健康型有料老人ホーム、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、シニア向け分譲マンションなどほとんどが民間型であり、費用も高額です。また要介護状態の方を対象とした施設では、民間型の場合、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、グループホームがあります。また公共方では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、小規模型居宅介護、地域密着型介護老人施設があります。議員が申されます高齢者専用住宅につきましては、自立度の高い元気な高齢者を対象とした施設かと思われまます。現在、村で管理している高齢者専用住宅はございません。しかし、可能な限り住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせる環境を整備する必要があると思います。既設の公営住宅の改善を行う場合は、必要に応じてユニバーサルデザイン化や高齢者の生活を支援する機能を充実を図り、公営住宅の新設を検討する場合については、高齢者が安心して生活できるような環境整備を推進しています。本村の高齢者人口は平成34年まで

前期高齢者が増加し、団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる平成37年に高齢者人口はピークを迎えます。今後、独居高齢者及び高齢世帯が増え続けることが予想されます。村営による高齢者専用住宅は難しいかもしれませんが、民間事業などによって設置、運営されている賃貸住宅も視野に入れながら、生活支援の仕組みづくりを考えていきたいと思っています。今後とも地域で暮らす人たちがお互いを助け合い、支え合いながら地域の絆を深め、ニーズ調査と合わせてより良い方向性を満たして、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、継続的な見守りの充実を図ってまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 福祉制度によるそういうふうな住宅があるわけですが、それ以外の要するに取残された年の方が住めるというようなことを考えてたものから、場合によってはそういう住宅を民間の方がされたら投資をする、出資をしてやる方法もあるわけです。そのほうが民間の活用ということである面ではいいのかもわかりませんが、それはまだまだ先の話だと思うんですが、そういうふうなこともやっぱり頭のどこかに入れて施策を組んでいかれるのもいいかなというふうに思います。最近、景気の良くない話題が多いわけですが、地方にいとまさに試練の連続であります。そのときそのときに応じた的確な対応で、住民が安心していつまでもずっと暮らせるような村に仕上げていきたいということを考えます。いろいろ課題は多いわけですが、ぜひ頑張ってください、そういう村にしていきたいなというふうに思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） 次に、6番、谷口予志之議員より、1、村道及び作業道等の改良及び維持管理について。2、台風24号による河川への倒木処理についての通告が出ております。

谷口予志之議員の質問を許します。6番、谷口予志之議員。

谷口予志之君の一般質問

○6番（谷口予志之君） 議長のお許しがありましたので、6番議員、谷口より通告書に基づき一般質問を行います。

まず最初に、村道及び作業道等の改良及び維持管理についてというようなことで、3点ほど通告をしております。その中の村道大平戸屋線の改良計画について質問をしたいと思います。村道大平戸屋線は大平集落から横手集落の上を通り、戸屋

集落までつながる山田と万江を結ぶ重要な村道であります。そこで、この大平戸屋線の延長、幅員、また通行状況や災害時の迂回路としての利用状況等がわかっておりますら、どのような状況か答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、村道大平戸屋線の延長及び幅員、通行の状況、災害時の迂回路としての利用状況についてご説明いたします。

村道大平戸屋線は延長が5,687メートル、幅員については約3.6メートル、セメント系、アスファルト系で舗装された村道でございます。もともと村道として管理しておりましたが、道路が未舗装であったため、平成13年5月7日の議決を経て林道に編入後、市町村営林道路舗装事業を活用し、全面舗装の整備を行ったところです。さらに、平成21年3月19日の議決を経て、再度村道に編入し、現在では村道として管理をしております。村道大平戸屋線は山田地区と万江地区を結ぶ道路であり、災害時には緊急避難迂回路として整備進められましたが、急峻な山間部の路線であることと、近年の集中豪雨により落石、路肩の決壊が絶えないため、迂回路として使用する場合には道路の安全を確認後、使用している状況です。利用状況につきましては、山田地区と万江地区を結ぶ生活道路としての利用のほか、道路沿いにある森林からの木材の搬出などにも利用されており、大型車両の交通もある状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今答弁いただきましたように、大平戸屋線の路線延長ですか、約5.7キロというようなことで、かなり長い距離であります。大平集落から戸屋集落までの道ということで、森林の尾根筋、上のほうを通る路線であります。この路線に係る利用区域の中にはかなりの森林の資源があるかと思えます。この路線に係る森林の利用区域といいますか区域面積、またその中の人工林、スギ、ヒノキ等の面積や蓄積等についてはどのような状況になっているか答弁を求めたいと思います。わかる範囲で結構です。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

村道大平戸屋線沿線の森林資源の状況ということでございますが、議員が申されましたとおり、延長が5.7キロもあることから、沿線には相当な森林資源があると推測されます。わかる範囲でということでございますのでお答えいたします。当時の旧林道台帳からの数値等で言いますと、利用区域面積は216.14ヘクタール、人工林の面積は針葉樹、スギ、ヒノキ、165.66ヘクタール、蓄積等につきましては、現在までを積み上げてみますと針葉樹5万9,791立方メートル、

広葉樹も入れますと9,517立方メートル、計の6万9,308立方メートルといった状況のようであります。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 路線の沿線には答弁していただきましたとおり、スギ、ヒノキの人工林も165ヘクタールと、また蓄積も広葉樹も含めまして約7万立方メートルというような、かなりの森林資源が蓄積されていると思います。また、本年度でしたか、山江村におきましても約36ヘクタールの分収造林地を購入されております。この購入された分収造林地を含め、この区域内の森林もかなり充実している林分が多いような気がします。そのため、今後、間伐の計画や場所によりましては皆伐というようなところも多く出てくるのではないかなというふうに思っております。木材価格が低迷している今日、いかにして生産コスト、また輸送コストを下げることが大きな課題というか問題でもありまして、それによりまして立木の売買価格に大きな影響を与えます。生産コストの削減につきましては、今は高性能の林業機械があります。素材の搬送コストを下げるということでは、小さいトラックとかそれでは何回も往復しなければいけないというようなことで、現在では大体大型のトラックの運行が必要な感じがします。また、答弁にもありますように、通常の通行や災害時の迂回路としても、また山田と万江を結ぶ路線というようなことでもあります。この路線も急カーブなところもあり、今後木材搬送のため大型のトラック等が通行する場合を考えますと、離合車なんかもかなり少ないのではないかなというふうに思っているところです。現にこの路線利用区域の中でございますけれども、山田地区のほうの人工林の伐採が行われております。伐採されました木は山田のほうですから山田のほうに搬出したほうが距離が短く速いのですけれども、山田のほうへの運行が困難というようなことで、遠回りですけれども戸屋のほうに今搬送されているのが現状でございます。このようなことから、この大平戸屋線はもちろんですが、それに接続する路線についてでも、今後の林業の振興とか山村集落の生活環境の向上とか、災害時の迂回路としての通行の安全性を考えた場合、この急カーブとか離合所の増設が必要ではないかと考えますが、村としての考えはどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えします。

カーブの改良や離合箇所の増設についてですが、村道大平戸屋線につきましては、現在、舗装が完了しているところですが、ご質問がありましたカーブの改良、離合箇所の増設につきましては、大平戸屋線のほか接続する道路につきましても、

災害時の迂回路や大型車両の交通も考慮し、施工可能な場所であるか、地権者の協力が得られるところなのか、そういったところを検証しながら今後も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 改良等についてはカーブの拡幅や離合所については、今後検討をしていくというようなことでもございました。その村道等の改良等には地権者の理解と協力が必要であり、急傾斜のところにつきましては、工事費も高額となります。しかし、この路線を利用し木材の搬出等も現在されておりますし、重要な路線でもありますので、現地等を確認いただきまして、早期に対応をされることに一応期待をしたいというふうに思います。

次に、今度は作業道ですけども、既設の作業道の維持管理についてというようなことで通告をしておりますので、この件について質問をします。森林作業道ですけども、森林作業道は間伐をはじめとする森林整備、木材の集材、搬出のために用いられる道であります。昭和50年代の中盤ぐらいから森林組合を中心に森林所有者より委託を受け、補助事業等や自力により長年にわたり作設をされております。そこで、山江村内にどれだけの森林の作業道が開設されているか、これもわかる範囲で結構ですでお尋ねをしたいと思います。

それと、既設作業道の中で開設後その目的、作業道を作るときには例えば間伐をしますから何メートルの作業道を作りますとかいうようなことであるわけですけども、その目的を果たした路線の中に現在通行できない路線が多いような気もするところです。通行できない路線数や延長等がどれだけあるか、わかっている範囲で結構ですので、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

まず村内にどれだけの作業道が開設されているかという質問でございますが、作業道の中には個人で開設された小規模な作業道等、数多くあることから正確な数値は把握しておりませんが、熊本県が平成30年度から作成した球磨川流域森林計画の資料によりますと、記載されております作業道の路線数が264路線、延長が26万9,096メートルとなっておりますのでございます。こちらにつきましては、国・県の補助金を活用して、個人の管理組合、村などが事業主体となって開設した作業道を主に記載されています。先ほど申しましたが、個人が森林管理のために開設された作業道につきましては把握できないため、計画書には掲載されておりません。

次に、既設作業道の中でということですが、通行できない路線数及び延長はどのことですが、台風とか大雨などの自然災害により通行の支障のきている作業道や森林の手入れがなされなくなったための管理されなくなった作業道などがあると思います。災害に伴うものについては、各作業道の管理者等からの報告がないものは確認ができておらず、その中でも報告等により聞いているところでは、万江地区の川平線の約2キロ、宇那川線地区にある登尾線、延長約3キロ、現在は途中区間が倒木や崩土、路面崩壊等の災害により通行ができない状況にあると把握しております。村管理の作業道については、災害発生後の見回り時に発災が確認される簡易なものについて、その都度通行できるように対応を取っております。手入れがなされなくなったため通行ができなくなった作業道につきましては、近年の木材価格の低迷や後継者不足、不在者所有者の増加などの社会的要因により、年々増加傾向にあるのではないかと予想されております。このようなことから、路線数、延長については実際のところ把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 答弁をいただきましたように、既設の作業道については26万9,000メートル、かなりあるようでございます。通行できない路線の把握についてはいろいろな問題から把握はできてないというような答弁でございました。作業道は先ほども言いましたように、森林整備や木材の搬出等を行い、健全な森林を作り、水資源の涵養など重要な役割を担っております。また、先ほども言われましたとおり、木材価格の長期にわたる低迷や後継者不足、林業従事者の高齢化等で木材の生産活動が滞り、山林に出向くことがなくなり、作業道も利用しなくなってきております。また、崩土や草や木が生い茂り通行できない路線も数あるというふうに思います。この通行できない作業道について、通行できるようにすることで今後の林業の振興や有害鳥獣の捕獲等にもかなり優位になるのではないかなと思うところでございます。また、本年度より森林環境譲与税というのが施行されます。その譲与税を利用しての作業道の維持管理に対する助成なり補助なりができないものか答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

維持管理に対する助成はという考えはということでございます。まず村の単独補助事業として農林道及び作業道開設事業補助金として、ここでいう3戸以上の山林所有者で申請し作業道等の開設をする場合、申請者自身が重機の借り上げや資材費といった事業費に対して9割を補助しております。

維持管理に対する助成という質問ですが、基本的には作業道の維持管理は管理主体や個人で行っていただくものであり、維持管理に対する助成は現在考えておりません。

森林環境譲与税の活用のことということですが、31年度より開始される森林環境譲与税においては、私有林における伐採、路網等の森林整備等に利用ができるようになっております。こちらにつきましては広報紙等でお知らせをしておりますが、新たに森林経営管理制度が31年度から施行されます。これは森林管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり、森林所有者の林業経営者をつなぐ制度であります。森林経営に適した森林は市町村が意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託でき、林業経営に適さない森林は市町村自身が管理できる制度となっております。この制度に取り組むに当たり、森林所有者の意向調査が必ず必要となり、この意向調査や森林経営に適さない森林の管理に伴う経費に森林環境譲与税が活用できることから、管理されなくなった森林における作業道についても管理・整備できるような取り組みを作っていきたいと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 本年度より施行される森林環境譲与税、また森林経営管理法ですか、これも同年度から施行されるわけです。そこで、2月か何かだったと思いますが、山江村において山江村林業対策検討委員会というのが立ち上げられたと思います。その委員会の中で森林環境譲与税の用途について検討されるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

先月立ち上げました山江村林業振興対策検討委員会のみではありませんが、森林環境譲与税の用途として、使い方ですね、森林所有者の意向調査の実施、林業経営に適さない森林管理に伴う経費、境界の確定、人材育成、担い手の確保等に森林環境譲与税を活用していくことを確認していますので、今後は森林所有者等と一体となって、地域の実情に応じた森林整備等に係る管理、不十分な作業等々に対する支援も委員会も含めたところで検討し、協議しながら対応策を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 答弁いただきましたように、森林環境譲与税の用途は、私有林における間伐とか路網等の森林整備に利用できるというようなこともあり、作業道についても管理・整備ができるような取り組みを行うというようなことござい

ました。また、新たに立ち上げた山江村林業振興対策検討委員会の中でも検討され、対応策を考えるというような答弁であったと思いますので、今後、前向きな取り組みに期待をしたいというふうに思います。

次に、台風24号による河川への倒木処理についてというようなことで通告をしておりますので、この件について質問をしたいと思いますが、この件は3番議員の森田議員より同じような質問がされておりますので、違う視点から質問をしたいと思います。被害の状況等につきましては、建設課長から答弁がありましたので、私は村内の森林に対する被害状況について質問をしたいと思います。

昨年、発生しました九州を直撃した台風24号は森田議員の質問や建設課長の答弁のとおり、各地区に甚大な被害をもたらしました。村内の森林でも風の通り道というか、そういう部分的には倒木が発生しているように見受けられます。大規模な広範囲に及ぶ倒木とか林地の崩壊等はありませんでしたが、場所によっては村内において倒木が見受けられますけれども、村内の森林に対しどのような被害状況だったか、わかっていたら答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

平成30年9月に発生しました台風24号においては、村内の森林にもいたるところで被害が発生をしていると聞いているところですが、台風通過後、現地調査や各箇所、森林組合等の被害状況を確認を行っていたところ、林道2カ所、屋形線、亀谷線、作業道2カ所、湯原線、光の畑線で、台風によると思われる崩土や倒木による通行不能が確認されましたので、通行できるように対応したところでございます。

また、立木等の倒木については、議員が言われたとおり、風の通り道と思われるところが部分的ではございますが倒木が発生をしております。村有林でも部分的に倒木はありましたが、大規模なものはありませんでした。民有林を含める、確定ではございませんが、被害としまして10ヘクタールから20ヘクタール程度の倒木があると報告をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 村内の森林に対する大規模な倒木とかはなかったというふうなことで、それでも村内でも10から20ヘクタール程度の倒木があったというふうなことでございます。大規模な森林の崩壊とか倒木がなかったことは何よりだったかなというふうに思っているところでございます。

次に、河川への倒木の処理計画ということで通告しておりましたけれども、最初

の森田議員の質問と重複しますので、この件については質問を取りやめたいと思いますけれども、最後に、この河川への倒木の処理が所有者でとの答弁であったかと思えます。河川への倒木は森田議員も言われましたけれども、奥地のほうに多く発生しております。所有者の方は高齢化しており、風倒木を含め、河川内での倒木の除去作業というのも技術が要りますし、大変危険が伴う作業だと思います。そのために除去できずにそのままに放置されますと、倒木の下流域には数多くの橋梁等があり、梅雨時期の大雨により押し流され橋梁等にかかりまして橋梁の損壊とか堤防等の決壊が心配されるわけですが、何らかの対策が早急に必要ではないかなというふうにも思っているところですが、村長はこのことについてどのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 河川へ倒れている倒木の処理についてということでありました。これは森田議員のほうからも話があったところであります。実は区長会においても2区の区長さん方から河川への倒木をどうにか処理してもらえないかというようなことが来ております。まず災害に対しての村の対応ですが、まず人命を何としても大優先させてもらいますし、それに伴う財産がどのような被害が起きたかということでもあります。その次に、管理をしております道路をはじめとした生活インフラの災害の状況を調べまして、それに対する対応、お金がかかるような復旧につきましても、災害復旧事業により国・県の補助をもらうということでもあります。ただ、もう人力でできるような倒木の問題は、本来なら道路に対する倒木問題はこれも所有者の方でお願いするということでもありますけれども、まさにおっしゃったとおり、非常に高齢化がも進み難しい問題もありますので、役場のほうから業者の方々にお願いし、また地域の方々もそれぞれ自分の身の回りの倒木、竹を切ったり、倒木を処理したりしてもらってますし、消防団も機動力を生かしながら総力を作業していただいているということもございます。ただ、当然道路でありますから、明日からの生活に非常に不自由を来すというようなことでもありますので、そこまではしっかりしているということでもありますけれども、河川への倒木については非常に難しいなということを思っております。実は、私も山江村内の倒木の状況も実際確認をしております。先般、相良人吉線の現地調査に行ったおりに、相良のほうからずっと先のほうに萩のほうに向けて道路を上がってきたおりに、その河川も相当倒木が来てまして、これを処理してくれという要望も多分相良のほうにも上がってるんだろうし、これは莫大な予算が要るなということも考えたところでもあります。従いまして、おっしゃいますとおり、河川への倒木については二次災害を起こすようなものでもあります。橋に触ったり、自然のダムを作ったりするということも

ありますので、非常にそういう危険性もあるというようなことも踏まえまして、ただ、予算が相当かかるということもありますので、何とか河川管理者も含めて、国・県へ同じような地域がいっぱいあろうかと思えます。何かこの問題につきましてもちょっと地域の市町村だけでなく、大きな課題として捉えてもらえるように要望をしてみたいというふうに思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思えますし、なかなか難しい問題でもありますけれども、いろんな方法で検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今村長答弁していただきましたように、生活道路とかそういうのについては地区とか村のほう、それぞれで協力しあいながら通るようになるわけですが、河川については特にその時点では問題がないからそのままになるし、また先ほども言いましたとおり、「おどま切りきらんもん。」とか、そういうような感じでそのままになってる状況ではないかなというふうに思えます。村長の答弁の中でも今後いろいろと調査をしながら、また調べをしながら取り組むような方向で進めていきたいというようなことのでございましたので、対応されることの期待をしまして、一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を2時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時18分

再開 午後2時28分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10番、松本佳久議員より、1、エネルギーの自給計画について。2、土地利用計画について。3、役場新庁舎の建設計画を進めてはどうか通告が出ております。

松本佳久議員の質問を許します。10番、松本佳久議員。

松本佳久君の一般質問

○10番（松本佳久君） 10番議員、松本佳久です。通告文に従い、一般質問を行います。質問は3点で、1、山江村のエネルギー自給計画について。2、住宅建設用

地を確保するための土地利用計画について。3、役場新庁舎の建設計画についてです。答弁者はいずれも村長としており、順次質問をいたします。

1点目のエネルギー総合自給計画について質問をします。山江村ではかねてより山江中学校や山江村体育館等に太陽光発電装置を設置され、また、個人住宅への太陽光発電装置設置補助金制度も創設されるなど、先進的な再生可能エネルギー政策を進めておられます。そんな中で自然エネルギーの重要さに着目し、総合エネルギー導入計画に取り組み、平成28年3月31日には、山江村総合エネルギー検討委員会設置要綱を告示、翌日から施行されています。その第1条には設置の目的として、国・県による原発依存からの脱却というエネルギー政策の転換の中、本村においても自然エネルギーを推進していく必要がある。また、省エネ再生可能エネルギーの有効活用及び地球温暖化対策を実行するために、山江村総合エネルギー検討委員会を置くとしてあり、早速に検討委員会を立ち上げられ、各種の総合エネルギー導入に向けて着々と実践されていることは、来るべき新しい時代を先取りする地方自治体の先駆的な政策として大変評価するところです。山江村では総合エネルギー検討委員会の提言を受けて、平成29年度に調査費の全額が補助金というバイオガスエネルギーの調査研究を実施されていますが、これは焼酎粕や家畜糞尿等の原料確保のめどが立たず、計画を断念しました。これに代わり、平成30年度には一般社団法人環境技術普及促進協会から1,500万円ほどの補助金を受けて、それを財源にバイオマスエネルギー導入の調査研究を実施しています。その結果、本村の基幹的産業でもある林業のさらなる振興と、山江温泉ほたるの重油燃料削減を目的として、木質チップボイラーの導入計画を進めておられるところです。この事業を実施すれば、世界的に問題となっている地球温暖化防止対策にも効果があり、二酸化炭素排出削減効果もあります。そこで、新年度予算には山江温泉への木質チップボイラー導入に向けた一連のシステム作りのための予算500万を計上されていますが、導入した場合の効果についてはどのように考えておられるのか、執行部の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） エネルギー政策につきましては、国・県が進める施策でありまして、本村でも豊かな自然が育む自然エネルギーの活用と省エネルギーの推進を図り、地球温暖化に資するため山江村総合エネルギー計画を策定をいたしており、環境に優しい村づくりを目指しております。これまでさまざまな検討を行ってまいりましたが、今回、現在衰退状況にあります林業の振興策を図る目的も踏まえまして、林業の活性化、並びに山林保全策の一助となる間伐材及び森林に残っている木材を燃料とした木質バイオマスエネルギーの推進強化をエネルギー施策の一

つとして掲げ、山江村総合エネルギー検討委員会で議論を行い、設備導入計画を作成をしたところでございます。計画では比較的安価で、村内で加工が可能であり、村の産業として伸びしろがある薪、同じく有事の際に近隣から調達可能であるチップの2種類を選定をしたところでございます。検討委員会としましては自動運転が可能であり、燃料を代替可能であるチップボイラーが適当であると結論に至ったところでございます。設置箇所につきましては、災害時の指定避難所でもあります山江温泉ほたるを候補地といたしております。効果ということでございますけども、効果といたしましては、現在、山江温泉ほたるの重油代が年間約1,300万円ほどかかっておりまして、この金額につきましては、ほとんど村外に支払われておるという状況でございます。今回、導入することによりまして、山江温泉ほたるの燃料削減費が約620万円、それとそこに生まれます雇用によります人件費とチップの調達費で約370万円、合わせまして地域経済効果は約990万円を見込み試算をしております。チップボイラーを導入した場合には、導入費用としましては約1億1,100万円を見込んでおりまして、その3分の2が補助金ということでございます。補助残の3,700万円につきましては、先ほども申しあげました燃料費削減は年間約620万円ですので、1億1,100万円の投資の回収年と年数ということとは約6年で回収するという試算をしております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 3月定例議会初日に、山江村議会産業厚生常任委員会の横谷巡委員長から阿蘇郡小国町研修の報告がありましたが、その研修の成果として山江温泉に木質チップボイラーを導入した場合の留意すべき点についても報告されました。例えば、木質チップを調達する方法や木質チップ製造工場を建設した場合の経営の難しさ、山江温泉だけの利用ではチップ工場の維持、経費面の不安等もあるので、ほかの公共施設、民間施設、一般住宅等も視野に入れた対策が必要ではないかなどと報告されました。そこで、山江温泉へのチップボイラー導入を念頭に計画を進めておられるようですが、原料の木質チップの調達についてはどのような計画なのか。よそから購入するのか自前でチップ工場を建設するのか、どのように検討されていますか。

また、山江温泉へのチップボイラー導入後、村内での普及についてはどのように考えておられますか。例えば、すでに球磨郡内のビニールハウス農家でも木質燃料ボイラーで加温するイチゴ農家もおられます。山江村の今後の課題として農家や一般住宅への薪ストーブや木質燃料ボイラーの利用も進めるべきではないかと思えます。

以上の点について執行部の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 質問の原料の木質チップの調達方法はどういう計画なのかということでございます。この木質ボイラーの導入に当たっては、今から計画を進めていくということでございますけども、経費の削減だけではなく、林業振興の面からも計画を立てていくということでもありますので、今の調達方法にしては山江村内の木材の調達を考えているというところでございます。

それから、ということはチップ工場、工場というそういう大きな想定ではありませんけども、チップにする機械の購入も考えてるということでございます。

それから、村内での普及についてはということでございますけども、近年地球温暖化や環境に優しいクリーンで再生可能なエネルギーへの関心が高まっており、環境志向が高まり、また省エネ暖房器具として注目を浴び、最近薪ストーブユーザーが増加している状況でございます。また施設や農業用ハウスで使用されてる重油ボイラーをバイオマスボイラーにすることによって、地球温暖化防止及び省エネ対策にもつながります。今後、再生可能エネルギー推進のためにも薪ストーブ、そしてバイオマスボイラーの設置を推進していきたいと思っておりますし、ニーズが高まってきましたら、設置に対します支援も検討をしていきたいというふうに思っております。いずれにしましても、やっぱり調達方法が一番の課題というふうに思っておりますので、しっかりした計画のもとに推進をしていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 林業振興の意味からもそんなに大きくはないけれども、村内にチップ製造機のようなものを購入したいというような答弁ではなかったかと思っております。それは山江村の発展のためにもぜひ進めるべきであるし、そしてこの地球温暖化が今いろいろな、例えば想定できない雨とかいろいろなことにも関わってきますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思っております。これはフリップにする暇はありませんでしたが、最近地球温暖化の影響がどんどん大きく出てきて、例えば動植物も大絶滅時代の到来とか、このようなことも報道されております。そのようなことから今回の取組みは大変良いことだと思っております。

それでは、そのような地球の将来を考えたときに、先ほど来、答弁があっている木質バイオマスエネルギーの導入、利用に加えて、そのほか太陽光であるとか、水力であるとか、風力とか再生可能エネルギーの獲得もとても重要だと思っておりますが、山江村としてエネルギー自給の村を目指す考えはないか、執行部の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 山江村としてエネルギーの自給の村を目指す考えはないかということでございます。議員おっしゃるとおり、将来を考えたときに再生可能エネルギー獲得は非常に重要な施策だと認識をいたしております。今後、エネルギー問題は原油価格の高騰化などが懸念される状況が予測されますので、さらなる省エネルギーの推進、再生可能エネルギーへの転換が必要ということでございます。山江村の豊かな自然を生かし、環境や景観の調和を図りながら、安心安全で、かつ持続可能なエネルギーの導入に向けて協議し、将来は山江村のエネルギーはすべて村内で賄えるような国や県のエネルギー施策と連携しながら、地産地消エネルギーで持続可能な社会を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今回の一般質問では答弁者はすべて村長にお願いしておりますので、村長にも質問いたします。まず先ほど来、担当課長が答えますように、将来は地産地消のエネルギー自給の村を目指したいとのことでありましたが、山江村のエネルギー自給計画について、村長はどのようにお考えでしょうか。その答弁をお願いしたいと思います。

それから加えて、私たちは原子力発電によるエネルギー獲得政策からはできるだけ早く撤退するべきではないかと私は考えております。東日本大震災は8年前の3月11日に発生しました。ちょうど3月議会のこの時期には東日本大震災関連の特集ニュースもとても多いです。それを見ますと8年が経過しても復興は遅々として進んでいないように見えます。中でも福島第一原子力発電所の近隣自治体では人口減少が激しく、また住民アンケートでも将来も帰りたくないと答えられる人も多いとのニュースもありました。今でもまだ村に帰れない地区もあります。そのような中で各政党のエネルギー政策を比較してみれば、どの政党も再生可能エネルギーの比率を増やすとか、水素社会の実現を目指すなど、クリーンエネルギーの実用化推進には同じ方向を向いているように見えます。でも大きな違いがあるのは原発政策です。私が調べたところでは、自民党、幸福実現党以外は原発ゼロを掲げています。公明党は原発の新設は認めず原発ゼロを目指すとしており、立憲民主党は原発ゼロを1日も早く実現させるため、昨年3月9日に原発ゼロ基本法案を賛同する共産党、社民党、自由党とともに国会に提出しています。今、山江村は総合エネルギー検討委員会を設けて、未来のあるべきエネルギー獲得の方法を模索されていますが、村長は山江村エネルギー自給計画についてどのように考えておられるのか。それと、原子力発電からの早期撤退についてどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） ではお答えいたします。

課長が最後、「地産地消エネルギーで持続可能な社会を目指していきたいと思えます。」というような答え言いましたけれども、これは課長の考えではなくて、山江村総合エネルギー検討委員会の考えです。ということでご理解をいただきたいというふうに思いますけれども、まさに総合エネルギー検討委員会では木質バイオマス、太陽光、水力、風力等の再生可能エネルギーを使いながら、熱と電気、両方から自立をしようというようなことを考えております。バイオガスの計画が断念したということをおっしゃいましたけれども冒頭に、断念はしておらずにしっかりバイオガスのエネルギーも引き出しにしまっている。というのは、焼酎粕を使って熱を使おう、それから電気を発電しようという計画であったわけですが、その焼酎粕が、実はまず焼酎粕が思ったように手に入らないということがありました。それは焼酎組合のほうで焼酎粕の処理場を持っておられますので、どうしてもそちらのほうに搬入しないといけないという決まりがあるということでもあります。ただ、海洋投棄が現在焼酎粕できませので、1万3,000円のお金を使って焼酎粕は1トン当たり処理をされている状況でありますから、それより安い金額で処理できるということであれば、当然、山江のほうに持ち込めるということにもなりますし、その焼酎粕が持ち込めさえすれば焼酎粕だけではなくて、家畜糞尿も必要でありますけれども、バイオガス事業を復活するというところでありますので、そういう総合的な形で熱と電気の面から自給を目指していきたいということを考えているところであります。もろもろありましたけれども、特に電気の自給ということは、FITという電気を売って一つの企業を作るのではなくて、自給ですから電気を作って山江村内に配電できないか、九電の電気網を使ってというようなことも考えております。現在、いわゆる化石燃料といわれる石油、それと原子力も含めてですが、で発電される電気に対して山江村から3億5,000万のお金が外に出ているという状況です。それを自分のところで熱と電気を持つことができれば、3億5,000万以内でできるということであれば、実は山江村民の電気料が下がる。所得を上げるということと同じような効果が出るということでもありますので、そういうことも含めて今後検討をしていくということになるわけであります。

最後、原子力の考え方ではありますが、原子力の考え方は国策としてそれぞれの政党の意見がありますので、そのことは言及しませんが、日本のモデルを目指しますと言った人吉新聞が実は第1面で出ました。これが再生エネルギーの総合エネルギー検討委員会を開始しました。これは平成28年の9月5日の新聞であります。そのときに私が言っているのが、原発もしくは化石燃料もCO₂削減として

の化石燃料からの代替エネルギーとして豊富な山江村内の資源を活用したエネルギーを確保し、住民の暮らしを豊かに実現したいというようなコメントをしておられるわけであります。またそのことがまさに原発に頼らない日本のモデルになる。各政党がいろんなことをおっしゃってますけれども、そういうことではなくて山江の施政としてしっかり自然エネルギーで自立できるような村を目指していきたいという方向を向きながら、今エネルギー検討委員会進んでいるところであります。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 総合エネルギー検討委員会各位の結論等も尊重しながら、そして今、村長が申しましたように、日本のモデルともなる、そして村民も幸せになる、豊かになる、そのようなエネルギー政策の展開をお願いしたいと思っております。

それでは次に、2番目の山江村の土地利用計画について質問をします。山江村の村営住宅は大変人気が高く、ありがたいことに入居希望の待機者が常におられます。宅地分譲についても以前に本城の森28区画が分譲販売され購入者が住宅を建設されているところですが、現在も堂園地区の3区画が販売中です。今年の2月6日、議会総務文教常任委員会では玉名郡玉東町の研修に行き、本議会初日に西孝恒委員長からその報告があったところです。その中の宅地分譲について報告を申し上げますと、玉東町では第1期、118区画のうち1区画は駐在所用地として熊本県に貸し付けてありますが、ほかの117区画は平成17年度から10年間で完売、私たちが見せてもらったときはニュータウンのように整然と真新しい住宅が並んでいました。第2弾として9区画も完売されており、第3弾の29区画は新年度ですけれど、今年の10月に造成完了予定というのに、1月10日から受け付けたら、もうすでに私たちが行った2月6日には13区画の契約が成立済みでした。山江村でもこのような政策が必要ではないかと思うわけですが、まず山江村全体を見直ししての宅地開発が必要ではないかと考えますが、執行部ではどのように考えておられるか答弁を求めます。

また、村内には空き家も増えつつあります。空き家バンク事業や空き家改修事業もなかなか進まないようですので、もし所有者が希望されれば、山江村で購入して解体し、整地して宅地と売り出すような考えはないか、これも答弁を求めます。

3番目に、農地を宅地として開発するには、農業振興地域の整備に関する法律、農地法等クリアしなければならないことがたくさんあります。農振地域の除外はなかなか難しいということもわかっています。ですが、現在は産業振興課長である新山課長が議会事務局長だったときに研修した富山県舟橋村では、あらゆる手段を使って10年ほど努力をされた結果、広い範囲での農振地除外が実現し、お隣の富山

市のベッドタウンとして立派な村づくり、まちづくりをされておりました。そういうことから考えますと、きちんとした村づくりの方針と土地利用計画があれば、難しい農振地の除外も、あるいは実現可能ではないかと思うのですが、執行部ではどのように考えておられるのか。

以上の3点についての答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） まず1点目のご質問でございます。山江村全体を見直して宅地開発が必要ではないかということでございますけれども、住宅、宅地政策は定住化の重要な施策でもありますことから、住宅整備や分譲住宅、空き家の活用などは必要と考えております。住宅の造成につきましては、宅地として活用できる村有地が少ないということから思うように整備が進んでおりませんでした。今年度、堂園地区に3区画でありますけれども分譲地の造成を行い、現在入居者の募集を図っておるところでございます。山江村全体を見直しての対地開発がということでございますけれども、総合戦略の基本目標に移住定住の促進ということでございますので、取り組みの方法につきましては、空き家の整備、公営住宅、宅地分譲整備、移住定住者への支援、情報提供とありますので、今後もこの戦略につきましては推進していきますし、全体見直しにつきましては宅地開発につきましてはクリアすべき法的な課題もございますので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目でございます。空き家を購入して宅地として販売する考えはないかということでございます。村内の空き家につきましては平成26年度に調査をしているところでございまして、空き家が112件、山田地区65件、万江地区が47件ということでございます。目立った損傷がなく利活用が見込める物件が30件、一部修繕をすることで活用が見込める物件が50件となっており、利活用が見込める空き家は80件ということであります。その後の調査は実施しておりませんが、空き家自体は増加傾向にあるのではないかなというふうにも思っております。それを受けまして、平成26年度に山江村移住定住促進委員会を設立をいたしまして、空き家及び空き家の利活用の情報提供をいただいているというところでございます。所有者には相談がありますと空き家バンクを紹介しておりますけれども、登録件数はごくわずかというところでございます。所有されてる家屋を売りたい、貸したいと考える方はいらっしゃると思いますが、大切な財産であるとともにクリアしなければならない問題もあるかと思えます。現在、山江村では空き家の改修につきましては、改修費の2分の1で上限100万円を補助する制度を設けておりまして、ぜひこの制度を活用していただきたいというふうにも思っております。今後も不動産事

業所と連携しながら、村内の物件と購入希望者のマッチングも現在も進めておりますけども、今後も進めていきたいと思っておりますし、それでも難しく村で購入してほしいということをございましたら、村の今後の施策に基づきまして購入と購入後の利活用につきまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

それから3点目でございます。きちんとした土地利用計画を立てて農振除外を進める考えはないかということでございます。農振地区につきましては、おおむね5年ごとに見直しが行われるということをございまして、平成29年度がその見直しの年でございます。今回の見直しにつきましては、住宅に介在している土地とか川辺川利水事業の変更計画に伴う土地を除外としたところでございます。除外の要件につきましては五つの要件がありまして、議員がおっしゃられるのは、変更に係る土地を農用地等以外の目的に供することが必要かつ適当であって、当該地以外に代替可能な土地がないことということに宅地開発としてはこれに当てはまるということでございます。人口減少、定住促進の施策としまして、さまざまな取り組みが考えられますが、この中で宅地分譲、宅地造成、分譲住宅及び公営住宅の整備も一つの重要な施策ではあるというふうに思っております。具体的な事業計画につきましては、今回見直しの際にあらかじめ農振地の除外として許可の協議が可能でありますし、定住促進は本村の重要な施策でもありますので、この施策に対しましては、農振地の除外を進めるに当たって分譲地、住宅地の計画につきまして、具体的な土地、山江村の土地利用計画を立てて進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 平成29年度に見直しがありました。その報告を30年6月に製本にして私たちもいただいておりますが、この平成29年度の農振地除外地域は、そのほとんどが川辺川地区の対象地区だった山林、あるいは傾斜地であったと思います。結構面積は広うございました。それをこの中からどこそこ拾い読みしてみますと、山江村の集団的農地は588ヘクタールを確保するものとしてあります。これは水田、畑、それから栗園等であろうかと思っております。その中で③住宅地についてというところがありますが、それは土地区画整理事業などによる居住環境の整備を図る。それから、上下水道等の施設に隣接する場所であって、集落に介在する土地への誘導を図るなどとなっておりますし、また先ほど説明がありました農用地区域の設定方針、ここにも方針が書いてありまして、ア、現況農用地についての農用地区域の設定方針。本地域にある現況農用地590ヘクタールのうちAからCの該当する農用地で、次の地域の農用地約437ヘクタールについて農用地区

域を設定する方針であるとしてあります。その437ヘクタールはどこかと言え
ば、A、集団的に存在する農用地。これは10ヘクタール以上の集団的な農用地。
B、土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地。もう少
し下までありますが、そしてC、A及びB以外の土地で農業振興地域における地域
の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保すること
が必要である土地。これらのことが合わさって農用地区域437ヘクタールを設定し
てあるんだと思います。しかし、「ただし」があります。ただし、Cの土地であつ
ても、Cの土地というのは農業振興地域のために農業上の利用を確保することが必
要である土地、このCの土地であっても次の土地については農用地区域に含めない
とあり、(A) 集落区域内に介在する農用地で、山間部においては団地規模がおお
むね1ヘクタール以下の農用地。(B) 自然的な条件等から見て農業の近代化を図
ることが相当でないと認められる農用地。(C) 中心集落の整備。これは中小企業
の誘致とか住宅の建設だろうと思いますが、中心集落の整備に伴って拡張の対象と
なる農用地。これらのところはただし書きでCの土地であっても農用地区域には含
めないというようになっているようでございます。そこで、次の大幅な見直しは5
年後になるのでしょうか。それに向けて、この付近は宅地でいいんじゃないかと
か、そのような土地利用計画が必要ではないかと考えております。基本構想の中
にも宅地の確保については若干触れてはありますが、それをよく読みますと耕作放棄
地等を考えたような政策になっているようであります。もちろんそういうところの
利用も考えなければなりません、改めて村全体を考えて、この農振地域の条件に
も合うようなただし書きなども活用した、この付近は宅地としても整備していい
のではないかなど、そのような計画を今から進めるべきではないかという質問をして
いるんですが、いかがでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 農業整備地区の議員も持っておられた計画書ですけど
も、この農振の除外というのは村がもちろん申請はしますけども、許可は県がする
ということでありまして、では実際にはどういう計画が具体的な計画がありますか
ということが一つの条件というふうになります。それで、その計画が先ほど申され
ました山江村土地利用計画に今後5年間の計画がちゃんと載ってるということであ
れば、その辺は和らぐというふうに思っておりますので、その辺も踏まえて、農振
地も今いろいろな補助制度を農業のほうも持っておりますので、果たしてそこを除
外した場合、今度は今まで来てた補助金がもらわれないという可能性もありますの
で、その辺はちゃんと精査しながら土地の利用計画については慎重に進めていき
たいというふうに思ってます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 要は宅地の確保からそのような話になってるということを感じてますが、山江村の土地の面積ちょっと調べております。田んぼが220ヘクタール、154ヘクタールが経営面積です。畑が412ヘクタールある。合計の637ヘクタールあるということですのでけれども、実は山林は4,900あります。原野は実は2,131ヘクタールということでありまして。こういう中において、やはり原野を活用できないか、山林を活用できないかということ为先にちょっと考えさせていただきながら、また農業振興地域、山江村、もちろん農業立村、林業立村をしつかり中心に据えながら、今後の土地利用計画というか立村計画やっていくべきでありますので、農振地域の1等地を最初に目指しながらそのように転換するということは最後の手段であろうかというふうにも考えております。いずれにしても、先進地も視察なさっているいろんな研究もなさっているということでありまして、宅地をどのような形で提供できるのかというのは大きな課題でもあろうかと思っておりますし、今後とも検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 広大な山林、原野も含めたところで宅地の開発にも研究するというのでございますので、ぜひ住みたいという人がいるからには、宅地を提供して移住定住に結び付けていただくことが最善の村づくりではないかと思ひ、そのようにお願いいたします。

それでは、3番目の質問をします。3点目の質問は役場新庁舎の建設についてとしております。今は「時代の駅むらやくば」と命名をされ、農村レストランなどに利用されている旧山江村役場庁舎は昭和12年に建設され、昭和55年まで多分43年間山江村役場庁舎として利用されてきました。赤い屋根瓦とピンクの外壁など、昭和10年代建設とは思えないとってもモダンで素敵な木造2階建ての建物です。その後、山江村役場庁舎は現在のこの場所へと引越したわけですが、ここは旧繊維工場の2階建て寮を改築して役場庁舎へ模様替えした建物です。数年前には耐震工事も実施し、また会計室などに雨漏りもしたために屋根の防水工事もしました。新年度の予算には非常用電源新設工事も7,000万円ほどで計画されています。よその町の例でも、例えば、今は合併して宇城市になっていますが、合併前の三角町役場も相当古い木造の建物でした。先般、総務文教常任委員会で研修した玉東町役場も古い学校校舎を利用してありました。私は山江村の先輩方が中古の建物を改築されて役場庁舎として長く活用されてきたことや、近年の耐震工事の実施など、時に応じて安くて安全な建物を利用してこられたことは誇りにさえ思っています。ですが、こちらに引っ越してから約40年が経過しており、今が新役場庁舎建

設の検討を始める時期ではないかと思えます。10年後、15年後になるかわかりませんが、その頃の新庁舎建設を見据えて、新しい役場庁舎は日ごろから村民のよりどころともなり、また災害の際には避難所ともなって、さらに防災センターなどの役目も果たせる山江村にふさわしい新庁舎建設の検討をそろそろ始める考えはないか執行部の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、まず本村の役場庁舎を含みます公共施設ですけれども、施設の長寿命化を図るため、山江村公共施設等総合管理計画に基づき、施設の管理計画を行っております。この公共施設等管理計画は、本村の財政負担を軽減、平準化し、現有する公共施設等の適切な配置を実現するために長期的な視点で公共施設の更新、統廃合、長寿命化を計画したもので、平成28年度に策定したものでございます。計画書の策定に当たっては、建築物において各施設の健全度の調査と緊急度の調査を行い、施設改修または更新時期の目安としてランク付けがされており、その健全度、緊急度を調査したものでございます。役場の庁舎につきましては、議員申されましたように公共施設耐震診断、耐震改修を促進する取り組みから、本村の耐震改修促進計画に基づきまして、平成22年度に建物の耐震化工事、それから平成27年度に防水工事も済んでいることから、調査の結果、健全度、緊急度Bランクという位置づけをされておりまして、全体的に健全であるという結果でございました。また、防災の拠点施設等の拡充としまして、平成31年度、先ほど議員申されましたが、非常用電源設備の設備計画を計画しておりまして、さらに充実した役場庁舎の整備を進めていく計画でございます。ちなみに、例えばですけれども、現在の箇所の新庁舎を建て替えるのであれば、すべての機能を設け住民サービスを行いながら業務を進めなければなりません。仮庁舎の建設経費などもかかりますし、また現庁舎の取り壊し経費、それから新庁舎建設などの経費、膨大な事業費がなると考えられます。以上のことから、先ほど申しました調査結果をもとに、今後も継続して定期的に点検を実施し、劣化状況を把握し適切に修繕更新を行い、施設の長寿命化を図っていきたくと考えているところでございまして、現在のところ新庁舎の建設は考えていないところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今、山江村は活発に新しいことにも取り組み、財政的にも新しい分野への投資も必要なことだろうと思えます。子育て、あるいは高齢者、そして道路、橋梁、また栗の振興とかそれぞれに投資をされておりますし、おそらく執行部の考えとしては村民の生活が第一、村民の暮らしをまずよくするんだということで、役場庁舎は後回しにしてでも、あるいは修理をしてでももう少し待つてから

という考えだろうと思います。そのようなことで、ぜひ財政等もよく考えながら本当にいつ頃必要なのか、あるいは修理でいくのかを検討していただければと考えております。

日本国憲法第15条2項には、すべて公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないとあります。また憲法99条天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うとありますので、村長をはじめ役場職員各位が憲法や法令を遵守して日々職務に励まれることを期待しております。

歴史学者イスラエル人のユヴァル・ノア・ハラリさんの研究によれば、宇宙が誕生した太古の始まりはおおよそ150億年前で、地球の誕生は50億年前だそうです。その地球上に生命を持つ有機体が誕生したのが5億年前、人とチンパンジーが分かれて人類の祖先が誕生したのが500万年前、そして20万年前には私たち人類の共通のご先祖様であるホモサピエンスが東アフリカに出現したとされています。5,000年前には貨幣も出現し、2,500年前にはペルシャ帝国やインドでは仏教の誕生、2,000年前にはキリスト教や漢帝国、ローマ帝国も誕生しております。さらに進んで500年前には大航海時代が始まり、地球全体が単一の歴史的領域となり、資本主義もスタートしております。200年前には産業革命が起こり、一方では先ほども申しましたが、一部の動植物の絶滅も始まっております。そして今日では、人類は月にもその足跡を残し、2014年12月に打ち上げられた日本国の小惑星探査機「はやぶさ2」は今年の2月22日に小惑星「リュウグウ」へ到達し、サンプルを採集するところまでになりました。順調に進めば2020年末に太陽系誕生の解明を期待できるサンプルを持って地球に帰還するとのことですので。このように時代は一瞬も止まることなく進んでいますが、長い歴史に思いをはせるときに、進化するというか生き残るということを考えますと、それは強いものが残るわけではありません。環境に適応したものが生き残るということをお私たちに教えてくれているように思います。これからの未来がどのようなになるのか予測は難しいところですが、人類はこれまでの経験をもとにAIなど人工知能も駆使しながら、人々の暮らしが自由で平等、そして思いやりに満ちたよりよい社会の建設に汗を流すのではないかと考えています。私たちも自分の背中に先輩方のご尽力の結晶である歴史を感じ、人類の一員として微力を尽くすことが大切だと今は考えているところです。

平成7年以来この24年間、私は山江村議会議員としての活動を続けてきました。これもひとえに村民各位のご理解とご協力のたまものであったと心より感謝しています。私は来月4月21日投開票の山江村議会議員選挙には立候補しない予定

ですが、これまで先輩議員各位や同僚議員各位のご指導に対し、心より感謝を申し上げるところです。すでに退職された職員を含み正規、非正規を問わず役場職員の方々にも大変お世話になりました。時々答弁しにくい質問や質疑もあったかとは思いますが、山江村を愛するが故の発言であったとお許しをいただきたいと思えます。中でも歴代の議会事務局長や事務局職員の方々には大変お世話になりました。事務局職員の献身的な協力がなければ議会活動を全うすることはできませんでした。初当選時の村長は今は亡き故久保田村長で、次いで内山村長、次に横谷村長、そしてまた内山村長と大変お世話になりました。お世話になったすべての皆様に感謝の念をささげ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） 次に、5番、立道徹議員より、1、やまえ栗の生産について。2、農林組合法人万江の里について。3、児童虐待防止についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

○5番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、5番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、やまえ栗の生産についてですが、この質問は平成28年3月にも行っております。3年経っておりますので、再度させていただきます。1977年、昭和52年に皇室献上栗に選ばれて以来、行政を中心に約40年間、やまえ栗の振興とブランド拡充のため努力をされてきました。当時は農協の集荷選果場が本村に1カ所しかないということで、郡の市町村から大量の栗の出荷があり、本村でも最盛期の出荷量が400トンを超えました。やまえ栗はその品質の良さから東京、大阪の青果市場では評判を呼び、その名が広く知られることになりました。しかし、1992年、山江農協が球磨地域農協に合併され、球磨栗に混ぜられて出荷されるようになり、やまえ栗の名称は市場から消えてしまいました。それから今日までやまえ栗の復活とブランド拡充を目指し、さまざまな取り組みをされた結果、現在のやまえ栗の生産高と生産農家について伺いたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

まず、村内の栗の栽培面積についてでございますが、平成29年度に村内栗農家を対象にした聞き取り調査を行っております。栽培面積が約120ヘクタールでございます。次に、生産高についてでございますが、生産された栗がすべて出荷さ

れているわけではありませんので、村が把握している出荷額に直近の熊本県出荷率で割り戻す方式でちょっと計算をしております。まず農林水産省が毎年調査をしております果樹生産出荷統計の平成29年産実績によりますと、熊本県は2,880トンの生産量に対して、出荷量が2,600トンでございました。この生産量に対する出荷率が90.3%ということでございます。

次に、山江村の30年度の出荷量はということでございますが、JA等とかほかのどこにお聞きしましたところ、JAが65.9トン、それからその他物産館とか村内の事業所等にお聞きしましたところ35.4トンということで、合計しまして101トン程度でございます。ただ、先ほど申しましたとおり、出荷率等の計算で割り戻しますと、出荷に対する村の生産量は112トン前後ではないであろうかということ考えておるところでございます。また、生産農家につきましては185名のJA果樹研究会の会員も含め250名程度ではないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 生産高が100トンを超えて、生産農家が250名程度ということですね。生産高を上げ、良質な栗を作りあげるためには担い手、後継者の育成することが大切なことだと思います。今議会に提案されている未来へつなぐやまえ栗条例、目的は先人が築き上げたやまえ栗ブランドを村民の声とし、やまえ栗を守り、本村の特産品として振興することにより村の発展に資することとあります。この目的達成に向けて今後の課題、また担い手、後継者について伺いたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

今後の課題、後継者等についてということでございますが、2015年に行われました農林業センサスによりますと農家数は約250戸であり、先ほど答弁をいたしました栗生産農家も同数であるため、村内の農家はすべて栗を生産されているということになるということでございます。また、農業経営者を年齢別で見ますと70歳以上が全体の約60%を占めており、人口減少に伴う担い手の高齢化が進んでいる状況ということでございます。これが10年先になりますと、このまま70歳以上の経営者が約80%以上を占めると推測され、その結果、生産量の確保も難しい状況が予想されております。今後、高齢化や担い手の問題がある中でこのような状況を解消していく上でも、栗の生産組合や農事組合法人等への作業受託も含め、担い手の確保及び若手担い手の育成に努めることも必要ではないかというふうに考えて

おります。そのためにも山江村ではやまえ栗のブランド化の取り組みを行ってきておりますが、村長も以前申しておりましたとおり、ブランド力を維持、向上するためにはそれに比例するだけの生産量が必要不可欠であるということをおっしゃいます。そのために、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でも300トンの目標の数値を上げて、栗の増産及び品質向上を目指しており、県やJAなどの専門機関から剪定、改植、補植、圃場改良などの指導や支援を受けながら、また栗生産関係者が共通認識を持つために、果樹研究会役員、栗指導技術員などを交えた栗生産量拡大に向けた対策検討を行うため、「やまえ栗生産向上推進委員会」を立ち上げ、関係機関と連携して反収を増やす取り組みを行ってきております。新植など栽培面積を増やすための取り組みを行うことをまた今後も検討してまいりたいと思っております。その取り組みの一環として秋に実施されております「やまえ栗まつり」では、近年主催者の予想を上回る、また特に若い家族連れの方が多く訪れられております。やまえ栗の知名度や栗に対する消費者の関心が増していることを身にしみて感じているところでございます。また、栗の品評会の実施や生産による直売を実施することで、消費者の反応や消費者がどのような栗を求めているかを直に感じることができ、生産意欲の向上及び品質向上に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 担い手のほうが大変な問題でありますけど、去年は栗の加工施設、ペースト機械も導入され、先般、私たちが現地視察させていただきました川辺川造成団地に栗の新植事業をもらっておられます。31年度も予算計上してあります。とても素晴らしい団地だと思います。この事業をやっぱり継続していただいて、品質の良い栗ができるように願っております。そしてまた、この新植事業が成功できますようにお祈りし、そしてまた、この団地が山江村の観光資源になればと思っております。

栗の振興の関連性から海外販売戦略についての質問の許可をお願いしたいんですけど、議長よろしいでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） はい。

○5番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

海外販売戦略についてですけど、平成29年、フランスのパリで開催されましたセボン・ル・ジャポンにやまえ栗を使った商品を出品され、本年度もシンガポールに海外販売戦略のために人員を派遣されていますが、現在、フランスのパリとのやまえ栗の取引状況、そして今回のシンガポールに派遣された目的と人員構成を伺い

たいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えいたします。

海外戦略の件でございます。一昨年ですけども、やまえ栗のテストマーケティングということも含めましてフランスのイベントに参加しております。現地フランス人もやまえ栗は大変好評ということでありまして、大いにやまえ栗のアピールを行うことができたイベントでもありますし、海外進出の第一歩となったところでもあります。取引状況ということでございます。まだフランスとの取引状況は現在しておりませんが、現在も取引につきまして商談中ということでございます。

そしてシンガポールの派遣ということでございます。目的ということでありますけども、これはやまえ栗のブランディングの事業の戦略の一つとして、海外での流通及びブランディングを日本国内でブランディングにつなげることを目的としまして実施した事業であります。やまえ栗を世界でもちょっと有名にするというのが一番の目的でありまして、参加者ということであります。栗の生産者、村民の方と二つの事業所、そして役場の職員、そしてブランド化の推進のため委託しておりますコンサルの5名で参加をいたしております。この旅費等の経費につきましては、地方創生推進交付金を活用しております。シンガポールは大変富裕層が多く、お金持ちが多いということでありますし、日本への旅行者のリピーターが非常に多いということでもありますので、今後は現地での販路拡大も視野に入れながら、この旅行者のリピーターをターゲットとしたブランド化の推進を図る計画でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） ただいまの説明で派遣人員の中では利益を上げる中間業者が2社いらっしゃるようですが、本来は生産農家が潤うような海外販売戦略であるべきだと考えます。それは現在の栗の単価がJAの球磨栗の単価に足並みをそろえているのが現状であり、例えば生産農家が単価が800円、それが中間業者ではその2倍近い単価で販売している現状でございます。そこで生産したやまえ栗は単価が上がり、生産者の所得が向上し生産意欲が一層高まるような目的を持った海外販売戦略ができないかお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） では、私のほうからも答弁させていただきます。

担当課長のほうはPRブランド化と言いましたけれども、今後は輸出を考えて十分成り立つ事業になるというふうにも考えます。いわゆる関税がなくなりますと向こうでの関税がかからないわけでありまして、こちらはもちろんかかりません。

自由に農産物が日本にも外国にも行き来できるような時代がやって来るということになり、いいものであればしっかり輸出もできるし、逆に言うと、そのことによって山江の栗の単価が上がっていくというようなことにもなるかと思いません。世界一のお菓子パティシエと言われておりますジャニス・ウォンさんという人がおりますが、今回のシンガポールの出張のうちにジャニス・ウォンさんとも会ってきたという報告を受けました。また山江の栗が非常に優秀ということで、山江の栗を使ったジャニス・ウォンさん、要するに世界一のパティシエ、新宿のバスターミナルの2階にジャニス・ウォンさんのお店が、これはスイーツのフルコースを出すところだそうですけれども、そういう店があるわけでありまして、そういう試みを実はしていきながら、要は、おっしゃるとおり生産者の所得を増やすということが第一義にありますので、そのための戦略の中での海外戦略ということをご理解いただきながら、また今後とも非常によそからやまえ栗を見直されるということは発信力もありますから、そういうことも含めて増産も含めて取り組んでいきたいと思っております。また、先ほどありました後継者の問題もありますが、実は外から都市に住む人で山江の栗を生産してみたいというような人についてもちょっと募集をかけてみたいということを思っておりますし、それは協力隊の形でもいいかと思えます。

またもう一つは、これは果樹研究会の方の提案なんですけど、役場職員で50を過ぎた職員で将来はこちらにいて何かをしたいという人には積極的に栗の栽培の講習会といたしますか、栗を栽培してもらおうような素地を作ったらどうかというようなことも提案をされてます。これは実は職務専念義務の違反率が抵触するわけでありまして、その点についてはいろんなことをクリアしなければいけないという課題もありますけれども、そういうことも含めて後継者の問題も対応していければと思っておりますし、1丁目1番地は増産と品質向上による生産者の所得の確保ということでありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 村長の答弁でありましたとおり、ちょっと後継者については明るい兆しが出たような感じがいたします。せっかく川辺川の土地、造成団地あたりも素晴らしい団地ですので、その辺も担い手がいないと、せっかく新設しても継続できなかったら大変なことになりますので、その辺も後継者問題、大変ですけどよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。地域を支える農業へ向け2017年、平成29年6月に農事組合法人万江の里が組合員44名で設置されました。農業の会社を設立し継続していくには、大変な努力が必要であると思えます。そこで

3点ほど伺いたいと思います。

まず1点目は、現在の経営状況及びどのような事業に取り組んでおられるか。あくまでも行政のほう支援される立場ですので、把握されてることだけで結構でございます。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

農事組合法人万江の里の経営状況及びどのような事業に取り組んでいるかという質問でございますが、まず法人移設への経緯でございます。平成28年2月、万江地区における集落営農等に関する実態調査を実施しまして意向をお聞きしております。その結果をもとに平成28年3月に万江地区の農家の方々を対象に意見交換会を3回実施しております。その実態調査の結果は、農地を所有している方の4割が今後5年間継続して耕作ができない、もしくは耕作できるかわからないと回答されており、その約半数の農家が後継者がいないというような状況でございました。また、意見交換会の中でも水稻の兼業農家の方が多いということでもございましたので、今後の農業を考える上で機械の共同利用や作業受託、集落営農等の体制づくりが必要であるとの意見が出され、万江地区全体でどうすべきか検討をしていくということになっております。このような状況を全体として解決する目的で、平成28年6月24日に19名の地区代表者による設立検討委員会を設立し、検討委員会8回、役員会11回、先進地研修4回、学習会、セミナー参加4回、アンケート2回、地区の説明会、意見交換会7回を実施しながら検討を進められております。地域の農地を守り利益の上がる農業を展開し、先祖が築いてこられた地域の文化を後世に伝えていくことにより、組合員の共同の利益を増進する目的に平成29年6月24日に農事組合法人万江の里が設立されております。

現在の経営状況及び事業内容についてでございますが、平成30年7月8日に開催されました第1回総会資料によりますと、経営状況としては黒字経営となっているようでございます。また、事業内容については水稻栽培、大麦栽培、カボチャやタマネギ、ハウス栽培等の野菜栽培にも取り組んでおられるような状況でございます。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 農業でやっぱり生計を立てていくには、田畑を遊ばせないことが重要であると考えますが、どうも現状を見ますとやっぱりそうでないよう見受けられております。田畑を有効に使用し、作物を栽培しなくてはいけないのではないかと思います。次の質問、2点目ですが、現在まで山江村、また県からの補助

金はいくらぐらいいただいてるのか伺いたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

現在までの補助金についてという質問でございますが、山江村の支援としましては、法人の運営補助金として平成29年度に300万円、平成30年度に200万円、合計しますと500万円の支援を行ってきたところです。また、熊本県の補助事業の支援としましては、平成29年度に法人立ち上げ費用助成として40万、税理士費用助成として14万2,000円、平成30年度には税理士費用助成として11万8,000円、それから機械購入補助として217万9,000円、合わせて283万9,000円の支援を行っており、合計しますと783万9,000円程度の補助を行ってきているところでございます。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 現在まで770万ですか、31年度の予算にも100万計上されておりますけど、これはあってはならないことですが、万江の里がもし解散となった場合、補助金等は役員さんで返済するのか、わかるところまでいいですから、お答え願いたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

まず解散した場合の補助金はということでございますが、熊本県及び山江村に合計しまして783万9,000円を現在補助をしておると先ほど申しました。村としては法人の解散は今のところないと思っております。もし解散された場合ということであれば、補助金交付の条件が変更となりますので、返還していただく可能性も出てくると思います。しかし、万江地区の将来の農業を考えると、農地を希望を持って守るために組合員が一丸となって設立された農地組合法人でございますので、実際、作業等の担い手の不足の問題はあろうかとも思いますけども、人材の育成を含め、今一度、全体で法人の営農について話していただいて頑張りたいというふうに村は思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 絶対解散は、これだけ支援されて解散したらいけないと思います。私も万江地区の住人でありながら、やっぱり陰ながら応援したいと思います。万江の里の今後の経営目標、方針、課題について、わかるところからお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

今後の経営目標、方針及び課題についてという質問でございますが、法人の経営目標、方針でありますので法人のほうで検討されていることでもあります。村としては答弁は控えさせていただきたいと思っております。村としては先ほど答弁をいたしました補助金による支援のほかにも、これまで毎月実施されている理事会へ同席させていただき、経営目標、方針、達成に向けた情報提供等行っておりますので、今後とも要請があれば参加をさせていただきたいというふうに考えております。

また、熊本県も連携しまして、支援のプロジェクトチーム会議を開催し、支援に向けた検討をしておるところでございます。

今後の課題としては、今まで以上に農地集積等を進め、農地の区画拡大による経営の安定と効率化、将来に向けた機械購入等に係る資金計画といった月別の収支計画を作成していただいて、早急な人材育成も必要であろうかと思っております。

担い手がないということから組織をされました万江の里も設立から2年目を迎えておりますが、現在は理事さんを中心に活動をされておりますが、理事さんも平日は本業をされながら週末等に法人の作業をされている状況でございます。農業で食べていける儲かる農業の実現、地域の農業の担い手がおり、活力あふれる農業経営、地域の特産を生かした商品、賑やかな地域の実現向け、今後も地域、組合員さん一帯が地域の農地を守っていく活動を行っていただきたいと思っております。村としても万江の里に期待をしておりますし、担い手問題、万江地区の農業支援の皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 地域を支える農業と素晴らしい立派なスローガンを抱えておられます。このスローガンに向かって、また未来へつなぐ万江の里を継続していく使命もあると思ひますので、会社経営が安定して経営が継続されることを期待しております。

最後の質問に入りたいと思ひます。最後の質問は児童虐待防止についてでございますけど、先に答弁がありましたので質問は割愛させていただきますが、児童虐待は早期発見が子どもの命を守るためにとても重要なことだと思ひます。2月26日の熊日新聞には、地域の見守りが非常に重要であると書かれております。特にこの山江村は各小学校は地域の皆様との交流が盛んですので、情報等は伝わってくると

思います。服がいつも汚れたまま、帰宅を嫌がる、顔によくあざがあるなど、子どものサインを見逃さないように地域の皆様にもさらなる呼びかけをしていただき、このような痛ましい事件が発生しないように「ほうれんそう」、報告、連絡、相談の連携を密にさせていただき、子どもの命を守っていただきたいと思います、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後3時55分といたします。

-----○-----

休憩 午後3時48分

再開 午後3時55分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、次に、4番、西孝恒議員より、1、学校屋外や公園等の管理作業の状況について、2、子育て支援事業についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。4番、西孝恒議員。

西 孝恒君の一般質問

○4番（西 孝恒君） 4番議員、西でございます。最後になりましたが、議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。よろしく申し上げます。

本日の質問は、1、学校屋外や公園等の管理作業について、2、子育て支援事業ほかについての2点であります。

まず1点目の中で小中学校の屋外や運動場周辺の環境美化、管理状況、そして村内の各公園やフットパスコース等の管理状況についてであります、これは村全体が公園という本村の総合公園の構想の中に入るかと思っております、それで今後の整備の基本設計にも関わると思っておりますので、まず現在の時点で学校屋外の整備、そして丸岡公園など点在する公園の管理状況について申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

学校屋外の美化管理状況についてでございますが、快適な教育環境を実現するた

めには、学校施設内外の環境を整備を推進し、環境美化に対する認識を深め、実践していくことが大切であるというふうに考えております。村内の各小中学校の屋外の環境美化につきましては、学校敷地内の除草、樹木の剪定、台風等によります倒木の除去及び清掃、校庭内の除草など各学校とも年間に10回から15回程度作業を実施しております。児童・生徒や先生方が安心して学習や体力づくりができ、そして快適な学校生活が送れますよう、環境整備に努めてるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 丸岡公園の管理につきましては、これは委託をしております。3種類に分けて委託をしております、一つは丸岡公園の除草と樹木の管理、いわゆる剪定でありまして、除草を年6回、剪定を年1回とするものであります。もう一つは農村広場の除草、清掃でありまして、除草を年に20回、清掃を週に2回以上とするものであります。もう一つは2カ所の公衆トイレがありますけども、その清掃でありまして、清掃を週に1回とするものであります。合計の委託料としましては約620万ということで契約をしております。フットパスコースの管理につきましては、予算的には計上はしておりませんで、私有地につきましては、住民の方々に協力をいただきながらして、村が管理すべき箇所につきましては村がしっかりと管理をいたしております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 今学校屋外、校庭について、また主に丸岡公園についてご答弁をいただきました。その中で管理規約については3種類に分けて発注ということですが、これから春になりますと急に雑草が伸びますので、除草作業などの対策のやり方など、作業に注意されている点などで簡単に結構ですがお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 学校と公園どっち。

○4番（西 孝恒君） 学校からお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

除草作業についての管理状況ということであろうかと思いますが、村内各小中学校の除草につきましては、基本的に学校用務員に依頼しております。危険な箇所がございますので、そのような除草につきましては、業務を委託して作業を行っているところでございます。それぞれの学校につきましては、まず山田小が旧テニスコートの周辺、玄関前及び駐車場、校舎周り、茶畑などを年8回程度学校の用務員で除草を行っております、それから原則毎朝、児童や先生方で校庭や学級園などの草むしりを行っております。万江小については、校舎周り、それから校庭の外周など

年5回程度は学校用務員、児童につきましては掃除の時間や月に2回から3回程度朝のボランティア活動時間に校庭などの草むしりを行っております。また、校庭の外周の除草につきましては芝生がございしますが、先生方も定期的に草刈り機による除草を行っていただいております。それから山江中学校につきましては、同じく学校周り、校庭など年11回、学校用務員で行いまして、特に村民体育祭の前などにはそのグラウンド使いますので、掃除の時間、休み時間などにグラウンドを中心に生徒や先生方で草むしりを行っていただいております。また、急斜面の法面がございしますので、このような危険な箇所は先ほど申しましたとおり、年2回業務委託により実施しております。各学校とも5月の連休ごろ、それから夏休み期間中には児童・生徒、先生方、それからPTAも草むしりや草刈り機による除草を行っているところがございます。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 丸岡公園の除草に対します対策についてということでございますけども、事故防止の面からもちろんですけども、作業員は常に作業に入るときはヘルメットをすると、そして防護眼鏡を着用することということを義務付けております。それから防除につきましては、薬剤の使用は事前に監督員と協議をすることというふうに義務をしております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 教育委員会と、そして企画とそれぞれその特徴を述べていただきました。やはり安全第一で事前の協議は重要かと思えます。

では除草剤の使用についてですけども、特に化学物質過敏のアレルギーの子どもさんの場合、健康被害は全国では学校で事例があるようですので、除草剤の使用に対する考え方ですが、昨年9月の定例会の中で除草剤の使用についてやや紛糾気味に質疑がありましたが、そのときは一般会計決算認定のところでありましたので、質疑、答弁でしたが、急々なことであったと思います。そのときの御答弁としては原則としてでしょうか、使わない方針のようでしたが、その後のお考えなどありましたらお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

学校敷地内での除草作業につきましては、除草剤は使用しておりません。また今後も使用しない方針でございます。安全性に問題がなく、悪影響をほとんど与えない除草剤もあるとも聞いておりますけども、散布することによりまして児童・生徒や先生方の健康への影響、それから雨が降って土壌に入り込んだことによる学校周

辺の農作物等への影響など、さまざまな被害が懸念されますので、基本的に使用しない方向で管理作業を行っていきたくて考えております。特にグラウンドにつきましては、時期によって雑草に覆われ、草取りも悪天候の日が続き、やっても追いつかない状況というのもございますけども、学校の子どもたちや先生方、そしてPTAの方々の協力を得ながら、学校施設の環境美化に努めていきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 丸岡公園の管理に対しまして除草剤の使用につきましては、昨年の議員言われました9月の定例会でいろいろと議論をさせていただきました。公園の除草剤の使用は自然環境保護の観点から好ましくはないというふうに思っております。子どもから高齢者の方まで自由に憩えるスペースであることを十分留意した上で、安心して利用していただける公園を維持していきたいというふうに思っておりますので、管理の作業の際にも最大限の配慮を図って行っていきたくてというふうに思っております。よって、除草作業に対しまして村が管理する部分につきましては、除草剤の使用は考えておりません。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） ただいま学校内、そして公園についても除草剤は使わない方針ということで理解いたしました。確認なんですけれども、では今後の山江村総合公園計画の環境美化の中においても除草剤の使用については予定はないということでしょうか。お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 山江村総合公園についてということでございます。この公園につきましては、一昨年に総合公園計画を作成しまして、今後この計画に基づきまして事業を進めていくというふうにしておりますけども、村の管理する場所の維持管理に対しましては、自然環境の保護の面と利用者の健康の面に配慮し、細心の注意を払い管理していきたいというふうに思っておりますので、村の管理する部分についての除草剤の使用は先ほど申しましたけども考えておりません。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） やはりその予定はないということですね。除草剤の使用については、昨年の9月の定例会のときの様子を見られました一村民の方からも、その後どうなったかと聞かれましたし、特に丸岡公園の場合は雨水や地下水が近くの薬師谷を水源地とされている万江小学校を含みます神園地区や私たちの城内地区もその薬師谷の恵みをいただいているところでもありますので、それで除草剤を使わない方

針ということは、本当に安全安心で美しい環境の村としてのイメージになるのではと思います。

以上で最初の質問を終わります。

次に、2番目の子育て支援事業についてであります。子育て支援関連につきましては、私は以前、子ども・子育て支援新制度に関して質問いたしております。今回は先月の2月6日、1日間で行われました総務文教常任委員会の先進地行政視察研修に玉東町へ行ってまいりました。それで研修報告を初日にさせていただきましたように、研修テーマは「移住定住促進」これにつきましては、先ほど松本議員からも質問がありました。それから子育て支援、そして介護事業であります。その中から主に子育て支援事業について通告いたしましたのでお願いします。

まず本村における乳幼児から児童・生徒の歯の健康状態についてであります。最近の健診結果について、熊本県内の統計調査結果などありましたらお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

まずはじめに、虫歯の主な原因は甘い飲食物、虫歯菌、歯の質の三つであります。虫歯を予防するには甘いものを控え、歯磨きで虫歯菌を取り除き、フッ化物を使って歯を強くすることの三つが大切とされています。近年、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしているということが明らかになってきています。健診の結果ということですが、本村の状況につきましては、県内の統計によりますと虫歯有病者率は1歳6カ月児につきましては、平成28年度は5.41%で41位、平成29年度は0%で1位でかなり減少しました。3歳児につきましては、平成28年度は23.40%で18位、平成29年度は54.55%で44位、12歳児につきましては、平成28年度は75%で42位、平成29年度は66.67%で38位でした。3歳児につきましては、乳歯虫歯の後発時期であり、年齢の増加とともに虫歯が増加する傾向であるということです。全国や熊本県と比べると、まだ多い状況にあります。

以上であります。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 昨年6月ころの山江村保健委員会日より、一応ここにありますが、歯の健康について山江村の状況が載ってまして、県内45市町村全体の中で一応1歳6カ月、3歳児、12歳児と、そのときの統計調査ではちょっとワーストのほうに入っておりましたが、それでちょっと意外でしたけれども、今回の御答弁では大分改善しつつあるということのようです。玉東町の子育て支援の一環

としまして、子どもの歯の健康状態は玉東町さんは県内トップの優秀な状況であることを聞きまして、これも驚きました。玉東町の児童・生徒数は小学校2校と中学校1校で、合計440名ほどであります。山江村よりちょっと多いですけども、虫歯の状況はかなり違うわけであります。虫歯は自然に治ることはありませんから、改善していくことが必須であると思うところであります。対策の一環として玉東町ではフッ化物洗口をされているようですが、山江村もその点につきましては条例の中に山江村フッ化物洗口事業実施要綱がありまして、その第1条に幼児期から歯の健康維持及び増進を図るため、村内の保育園、小中学校におけるフッ化物洗口事業の実施について必要な事項を定めるとありますので、本村における虫歯対策の現状とフッ化物洗口の状況についてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

本村では乳幼児健診におきまして、歯の生え始めの虫歯の予防の意識付けを行うとともに、フッ化物塗布の機会を設け、また虫歯に対する保護者の意識を高めるため、保護者に対する歯科保健指導や間食の与え方や歯磨き、仕上げ磨きの習慣の定着を図っています。また、平成13年度より村内二つの保育園がフッ化物洗口を実施しております。小中学校に対しましては、平成26年度から国の補助事業を受けまして、希望者を対象に週1回、フッ化物洗口を実施しております。本村における虫歯の有病者率は先ほども申し上げましたように低いところもありますが、毎年の取り組みにより園児や児童・生徒の歯の健康状態は良い方向に向かっていると思います。これらの取り組みの一定の成果として、少ない数値ではありますが減少傾向にあります。しかし、全国や熊本県と比べるとまだ多い状況にあります。この状況に対しましては、平成31年度も予算計上をさせていただいております。また、子育て支援事業ではありませんが、歯周病が大きく健康を左右することから、20代、30代、40代、50代、60代、70代の方の節目の年に歯周病予防治療費の一部を助成するなど、歯の健康の保持を図っております。歯と口腔の健康づくりは食事や会話を楽しむことや全身の健康に影響すること、生活の質の向上や健康寿命の延伸には欠かせないものであります。今後も乳幼児からの歯の健康の保持や増進を図るため、栄養士、歯科衛生士による集団指導、保健師による個別指導、各保育園や村内小学校、関係機関との連携を図りながら歯の予防に対する健康づくりを今後も進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） フッ化物の洗口については先ほど小中学校でも平成26年度か

ら実施とのことでありますが、私は以前、23年ですか12月の定例会におきまして、実は国保医療費が高いことから本村の疾病分類15位の中で1位の高血圧に続いて2番目に多い歯周炎、歯周疾患などが本村が多いことについて質問しましたが、その中で30歳から70歳まで10年ごとに歯の節目健診が、当時、人吉市ではすでに行われていましたので、ぜひ山江村でもと提案をさせていただきます、現在では20歳からですか答弁にありましたようにそのとおりに実施されておるようです。このように大人になっても歯周疾患など多いということは、子どもの時点で虫歯が多いことから、やはりつながっているということを感じるわけでありませぬ。幼児のころからの対策として虫歯の治療も必要ですが、先ほどご答弁にもありましたように、虫歯を作らないための予防というのはもっと大事かと思います。

次に、各種子育て支援事業についてですが、玉東町では実施されている事業の中からですけれども、新生児聴覚検査費用助成や各種予防接種助成、それからチャイルドシート貸し出し、また教育支援訪問事業など玉東町の支援事業の部分的なところでございますが、これに対して本村の状況などお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感の増大に対応するため、地域における子育て、親子の交流の促進や子育て相談など、子育ての不安感等の緩和、子どもの健やかな育ちの支援を行っています。

新生児聴覚検査費用助成についてですが、本村でも行っております。新生児の聴覚障害の早期発見のため、医療機関で実施される聴覚検査に対する費用、検査1回につき7,000円を上限とし公費で負担しております。そのほかに新生児マス・スクリーニング助成を行っております。これは生後4日から6日目の赤ちゃんが受けることのできる大切な検査です。採血により先天性の病気がないかを調べることができます。早期に発見し、適切な治療を行うことで病気の発症や重症化予防が可能となります。検査1回につき7,000円を上限とし公費で負担しております。

各種予防接種助成についてですが、4種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、ヒブ感染症、小児用肺炎球菌感染症、子宮頸がん予防、水痘、B型肝炎の各種予防接種助成を行っています。

チャイルドシートの貸出しについてですが、本村ではチャイルドシートの貸出しは行っておりません。しかし、チャイルドシートの購入助成は行っております。補助金の額は当該チャイルドシート購入経費の2分の1以内とし、1件当たり1万円

を限度とし、1世帯で2台まで補助金を受けることができます。

教育支援訪問事業についてですが、本村では赤ちゃん訪問を行っています。これは生後2カ月以内に保健師及び保育士が訪問し、赤ちゃんの健康状態、お母さんに子育ての不安はないかなど、訪問活動を行っています。子育て相談として健診の場を活用したり、直接電話や役場で相談を受けたり、心と体の成長のサポート、子育てのさまざまな悩みを相談できる場を作っており、必要に応じて心理士などの社会的サポートへつないでいます。また0歳から未就学までのお子さまと保護者、妊産婦を対象に、毎週水曜日に子育てサロンを実施しております。これは乳幼児とその保護者が集い、親子で遊ぶ機会や子ども同士、保護者同士で互いに交流し、子育てに対する相談の場を提供しております。そのほか「すこやか子ども医療助成」や「こんにちは赤ちゃん祝い金」、「インフルエンザ予防接種助成」など、子育て支援を行っています。

以上であります。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 玉東町での部分的な支援事業を例にしましてお尋ねしましたが、それぞれに本村の状況や特徴を述べていただきました。ありがとうございます。支援事業の名称は違いますが内容は同じようなことで、本村でも充実されていると思います。出産祝い金は第2子、第3子となるほど高額になるという自治体も多いようです。本村のこんにちは赤ちゃん祝い金のことでありますが、最後に各支援事業や各種補助金、助成制度などのまとめですが、先ほどからさまざまな支援事業などありますし、また主な各種補助金、それから助成制度については村政要覧、資料編にも掲載されていますが、住民支援や各サービス事業も含めた一覧などが以前からありますが、その後内容が変更になったりしているかと思しますので、一覧の更新について予定がありましたらお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） ご質問の住民支援事業一覧は平成25年に山江村地域活性化住民支援事業一覧として配付しました。補助制度の一覧でございますが、5年ほど経過をしていることから、議員申されましたとおり、内容も一部変わっております。そのことから毎年行っております地域懇談会時において補助制度を変更したものの、新たに制度を設けたものなど、村民の皆様にはお示ししているかと思っております。また、来月4月におきまして130周年記念冊子としまして「暮らしの便利帳」を全戸配布予定でございます。その冊子にも現在住民支援サービス事業を明記しておりますので、以前配布しました住民支援一覧の冊子の更新につきましては考えていないというところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 今回、研修を受けました玉東町の支援事業も大変きめ細かに整備されているという印象を受けましたが、本村でもここにはありませんが、第6次山江村総合振興計画書の中で子育て支援の推進のところを見ますと、ビジョンの中にきめ細やかな支援を行い、安心してうんぬんとありますように、各支援事業や各種補助金助成制度につきましても、総務課長からありましたように、今回130周年の中にも含めてもということではありますが、村民の皆様へ十分活用いただけますようにわかりやすく、また支援を受けやすくまとめていただけましたらと思います。

以上で、通告いたしました公園等の管理状況や子育て支援状況についての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これで通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後4時26分

第 3 号

3 月 1 5 日 (金)

平成31年第1回山江村議会3月定例会（第3号）

平成31年3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 発議第 1号 | 山江村選挙公報の発行に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 7号 | 山江村の宝「やまえ栗」条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 8号 | 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 9号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第10号 | 山江村多目的交流促進施設「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第11号 | 丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第12号 | 小山田農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第13号 | 山江村文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第14号 | 山江村総合振興計画の策定について |
| 日程第10 | 議案第15号 | 平成31年度山江村一般会計予算 |
| 日程第11 | 議案第16号 | 平成31年度山江村特別会計国民健康保険事業予算 |
| 日程第12 | 議案第17号 | 平成31年度山江村特別会計簡易水道事業予算 |
| 日程第13 | 議案第18号 | 平成31年度山江村特別会計農業集落排水事業予算 |
| 日程第14 | 議案第19号 | 平成31年度山江村特別会計介護保険事業予算 |
| 日程第15 | 議案第20号 | 平成31年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算 |
| 日程第16 | 議案第21号 | 平成31年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算 |
| 日程第17 | 陳情第 1号 | 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書 |
| 日程第18 | | 議員派遣の件 |
| 日程第19 | | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長） |

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松尾 充章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治 君	副 村 長 北田 愛介 君
教 育 長 藤本 誠一 君	総 務 課 長 白川 俊博 君
税 務 課 長 山口 明 君	企画調整課長 平山 辰也 君
産業振興課長 新山 孝博 君	健康福祉課長 迫田 教文 君
建 設 課 長 清永 弘文 君	教 育 課 長 蕨野 昭憲 君
会 計 管 理 者 一二三 信幸 君	農業委員会事務局長 柳 瀬 真奈美 君
代表監査委員 木下 久人 君	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言につきましては、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願いいたします。なお、3回を超える場合は、第54条のただし書により議長の許可を得てお願いいたします。

-----○-----

日程第1 発議第1号 山江村選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第1、発議第1号、山江村選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 発議第1号について質疑いたします。

この山江村選挙公報の発行に関する条例の制定については、平成31年1月29日開催の議会活性化調査特別委員会に諮られた案件であります。その際、告示から5日間で経歴、政策、公約、写真などを印刷し、選挙民に配布するという事は短期間に選挙管理委員会や行政担当部局、区長等に相当なご苦勞をかけること。今多くなっている期日前投票には該当しないこと。本村の選挙戦の実情から選挙の期日前2日までの配布で果たして効果はあるのか。確かに、選挙民に対して候補者の経歴、政策、公約や考えがわかる公報ではありますが、原文のままの掲載ということで掲載内容のルールづくりや候補者が公報に掲載するのは自由である。強制ではないこと。こういうことなどから本年度からの選挙公報の配布については時期尚早、議会活性化特別調査委員会では表決をし否決されたものであります。そのような中で今回あえて選挙公報の発行に関する条例の制定について発議された理由について質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。答弁席からお願いいたします。

○10番（松本佳久君） ただいまの横谷議員のご質疑に答弁を申し上げます。

まず、村議会議員選挙の選挙運動期間は5日間です。そういうことで告示から5

日間で短期間で配布して村民の理解が得られるのかというご質疑でしたが、これにつきましては、議会活性化調査特別委員会で先進地研修を行いました湯前町の場合で申しますと、このときの参加者は横谷議員と中竹議員と森田議員と私の4名でした。そのときの湯前町議会の例では、まず村議会議員の選挙は火曜日に始まります。そして火曜日の5時の締め切りを待って、選挙になったらただちに印刷にかけると。その原稿はどうしておくかという、その事前にそれぞれ希望する候補者から選挙管理委員会に提出していただき、ちゃんと印刷所とも連絡を取って、選挙ということになったらすぐに印刷をかけ、その夜のうちに役場まで持って来ていただく。そして、区長さんにはご苦勞をかけるけれども、若干の費用弁償を支払って火曜日の夜に印刷、水曜、木曜までには湯前町の1,800世帯には全部配布したということでごございました。それから、ご指摘の選挙管理委員会、区長さんにも大変ご迷惑をおかけしますが、しかしこれは選挙公報の発行が有効であるということをお願いできればと考えております。また、近年は期日前投票が増えております。通常、有権者の方の、あるいは有効投票の20%、あるいはそれ以上の方が期日前投票に行かれます。確かに、火曜日告示で水曜日に期日前投票に行かれる方には、あるいはこの選挙公報は見ていただけないかもしれませんが、木曜、金曜、土曜日に行かれる方は見ていただけるのではないかと考えております。

それから、原文のままの掲載というのはどのように考えればよいかという質疑でしたが、これは候補者本人の責任であります。村議会議員あるいは村長に立候補されようとする方は、私はこういうふうなことで努力したい、こういうふうな政策をもっと実現させるべきだという思いがあらわれるはずですから、そのこと書いていただいて、これは本人の思いですから選挙管理委員会といえどももう触ることはできません。そのまま書くようになっております。そして、そのような細かなルール作りについては、今回、条例を制定していただければ選挙管理委員会のほうで施行規則を作ってくださいようになっております。湯前町の場合でも細かく書いてあります。このようにして出してくださいとなっていて、それを選挙管理委員会が作っていただくようになっております。ちょっと小さくて見えにくいですが、これが平成28年に湯前町選挙管理委員会が発行された選挙公報です。議会活性化調査特別委員会はもちろんお持ちですが、議員各位には2月5日の全員協議会において配付し、ご理解をお願いしたところです。湯前町選挙管理委員会もよく考えておられまして、余白に選挙はいつですよ、期日前投票はこうしますよ、1票はあなたの大事なメッセージですよ、明るく正しい選挙をしましょうと書いてあります。このときは12人立候補しておられますので、表と裏に掲載され、先ほど申しましたように選挙ということになりましたので、5時から印刷をしてその夜のうち

に役場へ届けていただき、翌日水曜日に全町内へ配っていただいたということでした。それから、去年の1月に湯前に行ってそれぞれ委員で研究してきたところですが、最後の第14回の活性化調査特別委員会においては、今年度からの実施はちょっと無理ではないかということで否決ということだったろうと思います。と言いますのも、普通の条例は通常3月議会で決定すれば4月1日施行が普通です。中には、これは人吉下球磨消防組合の火災予防条例でしたが、やはり周知期間が必要だろうということで1年延長して次年度の4月1日から施行というようなものもありますが、通常は3月議会で決定したら4月1日施行ということで考えておりましたので、今年度の実施は無理ではないか、立候補される方も準備は整わないし、あるいは細則を、規則を作ってください選挙管理委員会も「それはもう無理だろう。」ということでした。そこで2月は大変忙しくて、この3月議会の議会運営委員会までには時間がありませんでしたので、いろいろ考えまして、それでは次の選挙からということで6月1日施行であるならば選挙管理委員会にも迷惑かけますが時間はあるだろうし、またこれを発行するには印刷費とそれぞれ10万か15万は必要です。そのような財政措置についても3年後、4年後の選挙からなら間に合うのではないかと考えて議員提案させていただいたところです。どうぞ趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○2番(横谷 巡君) 質疑終わります。

○議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

5番、立道徹議員。まず反対意見のほうからお願いいたします。

○5番(立道 徹君) ただいま議題となっております発議第1号、山江村選挙公報の発行に関する条例の制定について反対討論として、まず先ほど横谷議員も質疑されましたとおり、告示後に公報を発行することで選挙管理委員会、そして、また区長さんに大変業務が増えるということと、その分の経費がかかります。そしてまた、選挙公報の意義として大きな選挙、国政選挙とか県議会議員、知事選などの選挙では告示から選挙まで長い期間の選挙運動ができると思いますので、このようなたったの5日間という短期間での選挙ではその公報を見られる方が何人おられるか、意義をなさないと思いますので、この条例には反対いたします。

○議長(秋丸安弘君) 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

1番、赤坂修議員。

○1番(赤坂 修君) ただいま議題となっておりますは発議第1号、山江村選挙公報

の発行に関する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

今回、山江村議会議員選挙が4月16日告示、21日投票ということで行われますが、選挙運動については公職選挙法で告示日から投票日の前日までとなっており、5日間となります。現在、定例議会等についてはケーブルテレビ等で放送されておりますが、5日間という短い選挙期間の中、特に村外に勤められている若い方や村営住宅等に住んでおられる村外出身者の方については、投票日の2日前までに発行するとなっておりますが、候補者の氏名、経歴、政権、写真等を掲載した選挙公報を見ていただくことで選挙に関心を持っていただけたらと思いますし、候補者を選ぶ判断材料になると私は考えます。また、選挙公報に載せるか載せないかは候補者の自由と聞いてもおります。質疑でも答弁があったとおり、活性化委員会では施行日が4月1日での討議での結論であり、発議第1号については平成31年6月1日からの施行ということで、3年後の村長選挙、4年後の議会議員選挙から適用されるということで、十分に期間もあり、また私はこの件については反対する道理がないと考えますので、条例制定については以上の理由をもって賛成といたします。

○議長（秋丸安弘君） ほかにありませんか。反対派の意見を求めます。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 私は反対の立場から討論をしたいと思いますが、先ほど立道議員のほうで言われましたとおりのあるんですけども、委員会の中では横谷議員申されましたとおり、一応、否決というようなことであつたというようなことのでございました。この活性化委員会の中でいろいろ意見等出たと思いますが、委員の意見を無視されてのあれではないかなというようなことで、委員会の役割を果たされていないのではないかなというようなことで反対をしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 次に、賛成者の意見を求めます。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） それでは、賛成の立場で討論したいと思います。

この条例につきましては、最近特に議会が非常に住民からかけ離れてるということで、マスコミでも盛んに報道されております。従いまして、全国非常に議員の選挙について関心が薄れてるというような状況であります。そういうことで、開かれた議会を目指す、そのためにはやはり議会の公報等も発行しながら、住民の方にもっと身近に感じてもらう。そしてきちんとした判断をしてもらう。これは非常に大切なことではないかというふうに思います。特に、若い候補者がなかなか現れてこないというところには、議会が住民から離れてしまってるのではないかなというような気がします。そういう意味でも今後の村の存続を期待するならば、どんどん若い人に出ていただきたい。そのためにはこの公報を通じてきちんと議員となられる方

の政権、経歴、そういったもろもろのことを判断をしていただく。その一番材料になるのはこの公報だろうと思います。ただし、先ほどから問題になっておりますように、期間が少ない。これはもう公職選挙法で決められておることですので、前もってするということではできませんので、ぜひこの公報の発行については何らかの取り決めをしないとできないということで、この公報発行は条例で決めなければならないということになっておりますので、ぜひこの条例については皆さん方のご理解を得て決定をしたいというふうに私は考えます。そういうことで賛成をいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） ほかに討論ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） ただいまの発議第1号、山江村選挙公報発行に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

これはこの山江村選挙公報の発行に関することについては、本村の議会活性化調査特別委員会で一応検討されたわけであります。その結果、このことについては否定的であった、一応否決ということであったと聞いております。そのような本村の議会活性化調査特別委員会の判断を尊重しまして反対であります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに賛成意見はありませんか。

7番、秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 賛成の立場で発言します。

これはあいさつに行っても若い人と会えない、自分の言いたいことも言えないということだそうで、自分の経歴とかその趣旨とか、そういうのをみんなに知ってもらって、回っていけない家もあります。1軒1軒は全体回りきれませんので、全体世帯にわかるようなシステム、これは非常にいいことですので賛成の立場でお願いします。

○議長（秋丸安弘君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号、山江村選挙公報の発行に関する条例の制定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（秋丸安弘君） 起立少数によって否決いたします。

-----○-----

日程第2 議案第7号 山江村の宝「やまえ栗」条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第2、議案第7号、山江村の宝「やまえ栗」条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 議案第7号、山江村の宝「やまえ栗」条例の制定について質疑をいたします。

条例の基本理念のもとにそれぞれの役割を謳い、品質価値、生産の向上を図り、日本一の栗の生産地の確立を目指すものとこの条例の趣旨の解釈をいたします。ただ現在、昨日担当課長から説明受けました生産量がJA出荷が約66トン、物産館など民間業者出荷が約40トンということで、生産量の増加対策が課題で本腰を入れて取り組まないと、昨今の農業情勢の変化の中で日本一の栗の生産地を目指すことは難しく、絵に描いた餅になる恐れがあります。そこで、生産量を増やし日本一の栗の生産地にするには、今までの傾斜地栽培、本村はどちらかというと優良農地に水稻等を作って場所が悪いところにその他の果樹とか作物を作っていた傾向がありますから、従来の傾斜地栽培から担い手などの高齢化などから作業管理の省力化からも平たん部での栽培に一大転換を図る農業振興策の推進が必要ではないかと考えます。そのための助成支援や雇用制度の確立、今行われている川辺川造成地における栗のモデル試験栽培など、この際農地の有効活用を見直し、また部分的には推進し、栽培作物の区分分けにより水稻栽培する優良農地以外の農地に栗の植栽を推進し、生産量の拡大を図ったらどうかなということを思っています。山江村に入ったならば栗園が広がる風景、栗の村山江村というイメージが定着するのではないのでしょうか。一昨年、昨年と議会のほうでもこの果樹関係、カキとかウメとかいろんなどころ見に行きましたけれども、その町、市に行きますと、やはり入ったとたんにカキの木の風景が広がる。栗が広がる。そういう風景が目に入ります。そのことによって本当にここはその特産物が日本一だなということを痛感しておりますので、ぜひそのような取り組みをお願いできたらというふうに思います。海外戦略、栗まつり等でやまえ栗の名声は村内よりも村外で評価され高くなっています。外で評価を受け逆輸入することも大切な戦略であります。外向けの戦略、内向きでの生産量拡大戦略が合致してこそ日本一の栗の産地の確立に近づいていくのではないのでしょうか。現在、球磨郡市町村では山江村は生産量が3番目、県では7番か8番だと思います。そのようなことで今回の条例の制定に当たり、この趣旨は大変私は誇りとすべきものと思いますが、ただ、基本理念の日本一の栗の生産地を目指す施策、掛け声ではなくて本当に、先ほど言いましたように農地活用の一大転換地を図らないと、どうもその思いに達成しないだろうということから、平たん部農地への

栗の植栽を推奨する考えはないか質疑をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

栗条例のことということでございまして、平たん地ということでご質問を受けたところでございますけども、実は先ほど議員申されましたとおり、栗の栽培面積を増やす取り組みとしましては、平成30年度から地方創生推進交付金を活用しまして、川辺川造成地内の補助に栗の新植事業を取り組んでおります。新植全体の補助をじっくり見ていただいたと思っておりますけども、60センチの深耕、それから土壌改良材等を使いまして土を肥やし、それから苗木を植えるという作業を補助全体で取り組んでおります。それについては鳥獣被害関係もあることからワイヤーメッシュという金網のようなものを設置して取り組んでおります。面積としましては、川辺川造成地、先ほど言いました優良農地といいますか農地を活用するというところで、3.3ヘクタール程度、今回は募集をかけて取り組んでいるところでございます。今回は特にモデル的に平たん地ということでもありますが、そちらのほうに今年はさせていただいております。後から出てまいりますけども31年度予算につきましても、これ3年間事業といたしましてこの取り組みを団地化をしていこうというふうな取り組みを今後考えておまして、この栗条例のほうにもありますとおり、一大産地、要するに4ヘクタール、10ヘクタールぐらいは今回平たん地のほうで増やしていければというふうに考えているところでございます。また生産量を確保するということでは、一貫した生産と品質向上と加工、販売、流通体制の構築とか、6次産業に向けた企業化も進めていく必要があろうかと思っておりますので、今後につきましては、都市部からの人材確保、特に地域おこし協力隊等も含めたところの雇用も考えながら、平たん地のほうの新植のほうも進めていきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） この山江村の宝「やまえ栗」の条例の制定については、村長としての思いも非常に強いものがあるというふうに思います。村長の主観を伺います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 山江村の宝「やまえ栗」条例の制定についてでございます。村制施行130周年を記念しながら、もう一度130年を振り返り新しい一步を踏み出すんだという試みの一つだというふうに位置付けております。やまえ栗、昭和52年に天皇陛下に献上以来、市場ではやっぱり都会の都市圏の市場で起きた事象が、これは先輩から聞いた話であります。まずやまえ栗を競ってやまえ栗を基準

とする。一番高い基準として丹波栗、つくば栗、ほかの栗が値段が決まっていたというふうに聞いております。要するにやまえ栗が1,500円と位置付けられれば丹波栗が1,200円、つくばが1,200円というふうに決められていった。要するに、一番高い値でやまえ栗が競られていたということでもあります。まさにそのこと自体が日本一だというふうに考えているわけでもあります。ただ、ご案内のとおり、最近高齢化も含めて農協の合併も含めて「やまえ栗」と呼べなくなったということもあり、生産量も随分低下をして、昨日申しましたとおり101トンの今生産量であります。その当時は400トンを超える生産量を誇っていたやまえ栗が101トン、このまま何もしないでいると100トンを超えて50トン、30トンとなってしまいはしないかというようなことでもありますし、そういう過去、名声を博したやまえ栗をもう一度、せっかくやまえ栗というファンがまだ日本各地のお菓子屋さんを中心におられますから、何とかもう一度この名声を取り戻したい、日本一を取り戻したいという思いで、この「日本一」も付けさせてもらっているというところでもあります。現状ちょっと申しましたが、昨日、土地の面積も申しました。農用地で畑は412ヘクタール山江村であるうちに栗園が113ヘクタール栽培されています。101トンですから1反当たり90キロぐらいの生産高ということになります。ただ、管理をよくすると200キロは大丈夫ということでもありますから、113ヘクタールあれば、それだけでしっかり管理をしてもらって施肥をしてもらって、枝の管理もしてもらって200トンを超えるということになるわけでありまして、このことについてはそれを目標にやまえ栗の昨年来組織しております、一昨年ですね、やまえ栗生産向上推進委員会の方々、非常に意欲を持って反収を上げると、また品質を向上する、増産をするんだということに取り組んでもらっており、自らやまえ栗の管理栽培のポスターまで作って配られているというような状況であります。ただ、200トンではということで、やっぱり300トンぐらい目標にしないと一つの産業として成り立っていかないのではなかろうか。また、いろんなところでやまえ栗を欲しがっている方がありますので、足りないというような状況でもありますので、議員、ご案内のとおり急傾斜地で非常に草刈しにくい、収穫しにくいところよりも平たん地の栽培管理がしやすいような土地を求めて、やっぱり今後は推進すべきだろうということを考えているところでもありますし、川辺川造成団地3ヘクタール、議員の皆さん方にも現地視察でご覧いただいたということでもありますけれども、あそこは間伐時には水もあるということでもありますし、あの川辺川造成団地の遊休農地というか、もう土地を管理しきれないという方がおられたら、一大産地としてあそこの川辺川造成団地、実は59ヘクタール全部であるわけでもありますけれども、徐々に増やしていくことができればと、議員おっしゃ

いますように、よそから見て素晴らしい栗園が広がる山江らしい景色が出来上がるんだがなということの思いながら、その事業を進めさせてもらっているということでございます。地方創生推進交付金によりまして本年度、31年度、32年度、とりあえず3カ年を目標にしながら同じような事業を進めていくということでもありますので、ぜひ議員の皆様方、村民の皆様方のご理解もお願いしたいと思いますし、この条例につきましても、ぜひ村民の皆さん方もご理解の上、山江は栗の村なんだということ誇りを持てるような地域として成り立っていきけるように目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 子どもたちから大人まで、本当に山江は栗の村という誇りを持っています。このような条例を作って栗の村が本当に名実ともに定着するように、農業振興等しっかりと力を入れていただくようお願いし質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

1番、赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 議案第7号、山江村の宝「やまえ栗」条例の制定について質疑いたします。

この条例の中で第4条2項、村民はおもてなしによる食材についてはやまえ栗を使用するよう努めるというふうになっておりますが、村民のおもてなしというのはどのようなことを考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） この条例の中の第4条の第2項であります。おもてなしによる食材についてはやまえ栗を使用するよう努めるということでございます。おもてなしといいますか、例えば親戚の方がよそから来られた場合、特にお土産とかやるということもありますけども、お土産を例えば人吉から買ってきてお土産をやるのではなくて、山江の栗を利用した加工品をそこでお土産をやるとか、ちょっとしたお客さんに対しても栗を使った食材を食べてもらうとか、普通のお菓子とかではなくて、そういうふうにならめいただくように目指していただくというふうな気持ちを込めて、この第2条を謳ったということでございます。

○1番（赤坂 修君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第2、議案第7号、山江村の宝「やまえ栗」条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第8号 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第3、議案第8号、山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、議案第8号、山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第9号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第4、議案第9号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 議案第9号について質疑をいたします。

これはなぜ安くなったのか答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

平成30年度より県へ財政運営が移行しまして、市町村納付金として県が各市町

村の納付金を定めております。平成30年度の納付金が6,556万7,336円に對しまして、今回、平成31年度の納付金額が6,051万7,258円と505万78円の減額で提示がされております。この納付金を算定するに当たりましては、県より各市町村の1人当たりの保険料であったり、その直近3カ年の比較、伸び率等を参考にいたしまして、細かな医療費水準の係数を使って算定してあるところがございます。しかしながら、大きな要因といたしましては給付額の減少と考えております。1人当たりの医療費といたしましては、県内でも低いほうから上位となっております。これにつきましては被保険者の方の健康に対する意識の向上と健診等の積極的な受信が影響しているものと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 県への納付金が少なくなったことに伴う減額。そして、それは医療費が安くなったからだということでもあります。これについては健康福祉課、一生懸命取り組んでおられると思いますが、そのような予防医療、予防介護の成果として医療費が下がり、それで国民健康保険税も下がったと、こういうような理解でよろしいか答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

病院につきましては、国民健康保険被保険者の減少、景気回復に伴う社会保険への移行など、この2年間で約100名程度の方が減少しています。

また、65歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方で障がいなどの重い状態の方につきましては、個人負担が割合が軽減される後期高齢者医療制度に移動したことに伴う医療費の削減もあります。さらに重症化の予防の取り組みを行っており、保健師や看護師による健診未受診者への勧奨訪問及び継続した受診勧奨訪問、糖尿病や高血圧の代表される生活習慣病等への予防を行っていた結果だと思えます。

また、各地区で開催されております保健師による健康診断の説明、栄養士による食生活改善の健康相談会を行っており、これらの活動の取り組みによって特定健診を受診する村民の方が増加しており、健康に対する意識が高まっていることも医療費の削減の要因と思われます。

以上であります。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、議案第9号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第10号 山江村多目的交流促進施設「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第5、議案第10号、山江村多目的交流促進施設「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 議案第10号、山江村多目的交流促進施設「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑いたします。

今回の一部改正、入居者がいないことから利用料を安くして利用を図ろうということであり、募集し入居がない場合、その場合の対策というのをお聞かせください。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 議案第10号でございます。この「ほたるの荘」の条例の改正につきましては、利用料金を減額するものでありまして、利用者がここ2年間いないという状況であります。それでこの施設は10年ほど前に国の補助金を活用しまして整備をしてるという施設でありますので、今までは実人数で7件で30名ほど利用されておりました。延べ人数としましては24件で128名の方が利用をされております。確かに29年度、30年度は利用者がいないということでございますので、いろいろなこれを村の施設として運営するのか、いろいろな補助金がらみもあります。でも利用を促進するために何らかの手当を打ちたいということでありまして、今回、利用料の減額ということでありまして、もし、これ3月の募集をかけたいと思いますけども、もしそれでも数年間利用者がいないということであれば、何らかの活用方法を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今、一時ブーム的になりました別荘等が、非常に今維持困難に日本全国直面してるということです。ですからおそらく情勢の変化でこのようなことで、一時的なブームでしたけれども入居者がないかなというふうに判断いたします。私は再三、入居者がないときにはもう用途に縛られて有効に使われないから補助金を変換して村で移住定住等にも使ったらどうですかということを提案してまいりました。補助金の金額があと900万ぐらい返せば自由になるということも聞いておりますけれども、それはそれとして入居があることを期待したいと思います。提言したいという思いがあります。議案審議の中で地域おこし協力隊を入居させたらという考えがありますが、入居した場合にはちょっと補助金の規制で引かかるかなという思いもありますが、これは調査していただいて、私はあえてこの地域おこし協力隊をここの施設管理者にお願いすると、そして今山江村はICT教育で全国に名が売れて、この分野では先を走っています。ですからITとかAI企業の関連企業を誘致する施設として、また移住定住促進策をさせる地域おこし協力隊に業務を与えて、あの施設が山江の企業誘致とか移住定住促進を図る施設に管理させたらどうかなというふうに提言をしたいというふうに思います。なぜかという、AI関連は東京にいても山江村のような万江の「ほたるの荘」があるところでも、同様な仕事ができる。そして少人数で大きな利益を上げる企業でもあります。やっぱり山江村の地形、自然からそういうふうにあそこを生かしたならば、あの屋形周辺もちょっとは元気になるし、いろんなICT関係で山江にもどんとICTを中心に来ますから、そういうことを誘致する。そしたらあその施設が生きるかなというふうに提言しますが、これは村長どうでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。

まず地域おこし協力隊の管理者としての位置付けの中でということですが、できればあの施設を活用して入居してもらいたいというふうに考えておりますので、その方法があるのかどうか、管理者として位置付けができるのかどうかということもありますけれども、ちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、あの施設を東京の企業が特にIT、ICT関係の企業が山江村内においてあの施設を利用しながら働いてもらうというようなことというこの提言だったわけですが、これはテレワーク事業といって、以前から山江村もそういうことで推進をしてきているところで、なかなか現実的にかないということでありまして、サテライトオフィスといいますか、あそこだけではなくて昼間のオフィスを山江中学校のコンピューター室が空いてますから、ぜひあそこを使って、夜は帰って寝泊りしながら、夜でも光ケーブルがありますので自由にできるというような

こともあり、そういう考えでいろんなところに今当たってはいるところでありま
す。特に教育長にもお願いしながら、ICT教育が山江村、日本のモデルといいま
すか先進的な取り組みしておりますので、その電子書籍等々の会社が山江に拠点を
置きながらそういうお仕事をしていくというのはできませんかというような誘いも
実はしているところでもありますけれども、なかなか具体的になってないというと
ころであります。いずれにしましても本当に光ケーブルが全村に入っておりますか
ら、いろんなところでいろんな方が仕事をできるというような状況にありますの
で、今後ともその方向は模索していきたいと思っておりますし、これはもう議員の
皆様方、また村民の皆様方にもいろんな情報をお寄せいただければ大変ありがた
いなど思っているところでもあります。

○2番(横谷 巡君) 質疑終わります。

○議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番(松本佳久君) 議長にお願いがあります。山江村議会会議規則によります
と、議案に対する質疑では自己の意見を述べてはならないとなっておりますので、
ぜひ議長からのご指導をよろしくお願いします。

以上です。

○議長(秋丸安弘君) それでは、本会につきましては質疑をお願いいたします。質問
ではありません。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第5、議案第10号、山江村多目的交流
促進施設「ほたるの荘」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第6 議案第11号 丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について**

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第6、議案第11号、丸岡公園農村広場の設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許しま
す。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております議案第11号、丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

この丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例であります、その第1条にこのように書いてあります。第1条、設置目的。この条例は丸岡公園農村広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とするとあります。でもたいてい普通の条例にはその目的が書いてあります。例えば、先ほど可決した「ほたるの荘」の条例では、この条例は地方自治法何とかかんとかとありまして、都市と農村の交流を促進する交流施設としてというふうに条例の目的があるわけですが、この丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例、この丸岡公園農村広場を設置する目的は何でしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 丸岡公園農村広場の設置に関する条例の目的ということでございます。確かにもともと平成19年に制定しました条例につきましては、設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とするということで、実際の使用の目的とかそういうのは謳ってありません。この広場に対しましては、やっぱり村民の方が子どもからお年寄りまで憩いの場として地域をつなぐといいますか、お互いに憩いの場として活用いただきまして、健康づくりの面からも活用していただくということを目的として、健康づくりの面を含めたところの整備ということで目的であります。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今回の改正案では前面を使用する場合、午前中1,500円、午後1,500円となっております。これまでは無料で使用できたということですが、主にどのような団体、どのような競技に農村広場の前面を使用しているの利用がありましたか。また、それは何件といいますか何人といいますか、どのような状況でありましたか。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 利用状況についてでございます。今までの利用としましては、主に前面を占有して使う場合にはサッカーとかラグビーとかが主でございました。これは村外の方でございますけれども、ちなみに今年度まだ年度が終わってませんけれども、今まで現在ではサッカーが3,730名、その他ラグビーも含めまして210名ということで、合計で4,200名の方がここを占有して利用されているということでございます。あと、村内の方はグラウンドゴルフとかゲートボール、ゲートボールはちょっとされてないと思うんですけどグラウンドゴルフを利用

されてる方が今年度は約300名ということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 以前は議会でも下球磨議員あるいは山江、坂本、千丁議員交流会などで丸岡公園を使わせてもらったときも、よそから来られた方はほとんど「ここはよかところな。」と言われます。とても素晴らしいところです。それで、先ほどの利用状況の中でソフトボールや野球等の利用はなかったようですが、あそこのバックネットを撤去すれば、今利用者が多いサッカーとかラグビー等の利用もできるのではないかと思います。執行部の考えはいかがでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） バックネットといいますと、真ん中ほどに道側に設置してあるバックネットということだと思いますけども、今占用して利用していただいているサッカーとかラグビーの方から、別にそういうような要望とかは出ておりませんし、今後そういう利用の、あれは確かに球技をするためのバックネットということですので、今後ソフトボール、野球とかの利用がないということであれば、撤去と言いますか置く場所と言いますか、そういうのもちょっと考えさせていただきますと思います。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、議案第11号、丸岡公園農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第12号 小山田農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、議案第12号、小山田農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、議案第12号、小山田農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第13号 山江村文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、議案第13号、山江村文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、議案第13号、山江村文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第14号 山江村総合振興計画の策定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第9、議案第14号、山江村総合振興計画の策定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 議案第14号、山江村総合振興計画の策定について、1点だけお尋ねしたいと思いますが、すみません、ページは63ページ、男女共同参画の推進という目標を上げてあるわけですが、その数値目標の取り方についてお尋ねし

たいと思います。現状値が27.6%、目標値が40%というふうに設定をしておりますが、審議会の分母ですね、どのような審議会で何名と見て現状値が出てきたのか。それから目標値は40ですが、審議会の組織の数、何名、総数がわかれば教えていただきたいと思います。では、後でもいいです。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 63ページの数値目標の27.6%現状値、目標値が40%ということであります。審議会の数、正式にはちょっとわかりませんが、現在が50近くは多分あると思いますけども、そこで女性の方が今27.6%の役を請け負っていただいているということですので、目標が40%ということでございます。具体的に女性の方が40%になるためには何人必要かというのは、今ちょっと資料がありませんので大変失礼しますが、そういう目的でちょっと今回の数値を掲載していただきました。委員会と審議会です。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております議案について質疑をいたします。

12ページにアンケート調査から見る山江村の現状として、このことをもとに基本計画を立ててあるようであります。その中で調査概要の中学生に対するアンケートの回収率は95.2%、それから山江村在住の方に対する回収率は32.1%、この山江村在住の方のアンケート回収率が高いと見られるのか低いと見られるのか答弁を求めます。

同じく、村内で4回開催されたワークショップの参加者は4回で62名とのことでした。このワークショップの参加者は多かったと考えるか、少なかったと考えるか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 12ページのアンケートの回収率ということでございます。中学生に対しましては病欠とかいらっしやいましたので95%ということになっております。山江村の住民の方に対しましてアンケートの回収率が32%ということでございます。これが多かったか少なかったかということでございますけども、もちろんこの数字が上がってほしいのはもちろん現実でございますけども、大体、回収率としましては40%ぐらいをちょっと想定はしておりましたので、この40%を受けて、そしてあとを実際このアンケートを提出されなかった方、防災無線等でも呼びかけておりました結果が32%ということで、大変多い回収率とは別

にそういうことは思ってませんが、このアンケートばかりではなくて、先ほども議員申されましたワークショップも山田地区と万江地区、それぞれ2回ずつしております。合計でさっき申されました62名ということでもありますけども、これも多かったか少なかったかと言いますと、1回当たりの参加者数が約20名弱ということですので、少ないほうではあるかなというふうにも思っております。ただ、このアンケートの結果、そしてワークショップの結果を踏まえて、今回の総合計画に活かしていきたいというふうな気持ちで策定をしております。ただ、この二つのワークショップとアンケート結果ではなくて、5月から6月に開催しました村政懇談会の方が1区から16区ありますけども、参加者が405名ということですので、全体的に言いますと、それも含めたところでもうちょっと多いのがいいんでしょうけども、もうちょっと参加できるような仕組み体制を今後作っていく必要があるのかなというふうに思っております、決してこれが満足できる回収率とは別に思ってません。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 村長あるいは教育長、教育課長にもお尋ねします。55ページに学校教育の推進として、その一番下に数値目標が書いてあります。全国学力学習調査結果では現状は全国平均を上回るのだが、目標値では全国平均を10ポイント上回るとしてあります。このこととその下の中学3年生卒業時における英検3級以上取得率（平成31年2月末実績）では、現状は26%だが目標値では60%とするとしてありますが、どのようにしてこの目標値に近づけていかれるか答弁をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、まず全国学力学習状況調査でございますけども、現在も上位のほうを行っておりますけども、全国平均を10ポイント上回るということは一つの目標としておりまして、なかなか10ポイントまで行くためには結構な努力が必要でございます。うちの場合には今ICT教育を中心にしっかり子どもたちが学び合いながら、深い学びにつなげる取り組みをしておりますので、これは可能かなというような数字ではないかなと思っております。もう秋田県が今一番高い数字を示しておりますけども、そこに迫っておりますし、教科によってはポイントを上回っております。大体その平均が全国平均よりも10ポイントぐらい上を行っておりますので、それを目指そうというようなことで10ポイントとしております。

それから、中学生の卒業時における英検3級でございますけども26%ということで、今年から英検の1回分を無料化にさせていただきましたので、その影響で非

常に子どもたちが意欲的に受けておりますし、3級合格者がこれまでだったということでございます。また英語の授業も非常に充実しておりますし、それから今ICTを使いました、AIを使いましたソフトを使いまして授業の中で取り入れながら、発音もきちんとできるようなことも取り組みをしております。そういうことをしながらしっかり60%に近づけていきたい。この60%何でしたかと言いますと、国と県の目標が50%でございます。しかし、うちはICTを使いながらうまく授業も充実しておりますので、やっぱりその上を目指そうというような取り組みをしたいという私の考えがございまして60%にした段階でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） ちょっと全体的に答弁させていただきます。

まず1点目の32.1%の件ですが、非常に低い数字だというふうに私も感じておりますけれども、このアンケートの分析結果が有効か無効かという判断は20%を基準にしているということでございますので、一応、そのアンケート結果、有効回収率を上回ったということで概要を分析させていただいたというのが一つあります。

それから、55ページの全国平均をということでありますけれども、私、全国のICT教育首長協議会の役員を仰せつかっておりますけれども、平成27年の全国学力学習調査の結果を見てみますと、10ポイントは優に上回っております。小学生の算数Bにおいては23ポイント上回っていた事実もあるわけであります。そういう非常にICTを使いながら、まずは学級経営をされる先生方がいろんな創意工夫をされながら取り組んでいらっしゃるという成果の一つだと思いますけれども、今後も教育長が申しましたとおり、教育委員会中心にしっかりこの目標値が達成できるように、村長部局としても私としてもしっかり支援をさせていただきたいと思っております。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第9、議案第14号、山江村総合振興計画の策定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時25分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時14分

再開 午前11時23分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第10 議案第15号 平成31年度山江村一般会計予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、議案第15号、平成31年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております平成31年度山江村一般会計予算書について、3点ほど質疑をいたします。

1点目は保育園事業についてであります。ページは48ページから社会福祉総務費がありまして、ずっと行きますと54ページに児童福祉総務費というのがあります。今回は10月からの消費税アップはまたそのときに考えるとして、4月からのことを掲げてあります。その中で児童措置費、これは総額では2億7,000万円ですが、特に10月から安倍首相の公約といいますか、3歳から5歳の保育教育に係る無償化政策が実施される予定です。その中でまず1点目は、私たちは国が払ってくれると思ってたんですが、無償化に係る財源の4分の1は市町村負担ということであります。このことについてはどのように考えておられるのかというのが1点と、また今の計画では給食費はいただくというような方向であるようです。条例による山江村の保育料はやや高めにしてありますが、所得割でありますので、割と保育料が安いご家庭もあります。そのようなところではかえって給食費負担が増えてくるのではないかという、この2点懸念がされますが、10月以降の保育教育の無償化について執行部ではどのように考えておられますか。

2点目は、農政についてです。62ページから農業総務費としていろいろな目で農業振興についての予算を計上してあります。その中で昨年9月議会に請願書が上がってきた二連木堰利用の用水確保についてであります。これは12月議会で横谷

巡委員長よりその請願書は否決するという方針が出されて、請願書の否決に対する賛成者は6名、反対者は紹介議員の谷口議員と中竹議員と私でした。それで、議会としては二連木堰の利用には採択しなかったわけですが、産業振興課としては当然水に困っている人たちに対しては何らかの手立てを考えておられるとは思いますが、おそらく今回の予算書には上がっていないと思います。今後どのように検討していかれるのかお尋ねをいたします。

もう1点、アグリセンター維持管理費があります。現在、アグリセンターの利用はどのようになっているのか。それは69ページです。夜間の利用もできるのか。一般の団体、農家の方が利用したい場合に夜間の利用もできるのか。

以上の3点の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

負担について市町村の4分の1ということですが、10月以降から3歳から5歳児までの利用については無償化ということで閣議決定されました。それに伴い国が示した内容についてなんですけども、保育料が無償化ということで保育料の分は入って来ないと思います。しかし、国の負担のほうが増えますので、今後4分の1というのは変わらないといえますか、今後も4分の1で負担していく形にはなるかと思えます。まだ国が具体的な方向性を示していないので、わかり次第対応をさせていただきます、補正で対応させていただきたいと思えます。

また、給食費についてなんですけども、今回の幼児無償化につきましては、食材費については無償化の対象とならないと報告を受けております。これは食材費につきましては、在宅で子育てする場合でも生じる費用であり、保護者が負担することが原則であることから、10月以降の3歳から5歳の利用は無償化となりますが、主食費、副食費、主食費というのがご飯で副食費というのがおかずについてなんですけども、については今後施設による実費徴収を起用することが決定されております。現制度では実費または利用者の一部として保護者に負担していただいております。山江村におきましては、主食費のご飯については各保護者が保育園等にご飯を持参していただき、副食費については利用の一部として負担しています。この問題は村内の認定こども園、保育園だけの問題ではなく、村外の保育園に出されている保護者もいらっしゃいますので、本村だけの問題ではなく広域的に考えなければならぬと思っております。この件に対しましても、県の具体的な方向性を示しておりませんので、わかり次第対応させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

二連木堰の件ということでございます。今回、議員申されましたとおり予算等は上げておりません。二連木堰につきましては、議会のほうの中でも否決というようなことではございました。実はこの二連木堰の水路等におきましては相当数の費用がかかるということでございましたので、何らかの補助事業を見つけない限りはなかなか改修等は難しいのではないかなというふうには考えておるところではございます。ただ、現在は多面的支払交付金というのがございますが、そのあたりも考えながら、今後はできる限り地元の方ともお話をさせていただいて、先ほど言いましたとおり補助金等が付くようであればそのあたりも進めていきたいというふうを考えているところでございます。

それから、アグリセンターの件でございます。アグリセンターの件につきましては、現在、川辺川の土地改良事業組合のほうで1室借りて昼間入っておられます。利用状況につきましては、川辺川土地改良区の会議、また行政連絡会等々に使われている状況でございます。夜間につきましてはの利用でございますが、現在は夜間についての利用はございません。実は鍵のセキュリティの問題等もございますので、そのあたりをクリアいたしまして夜間等の利用も地元の方の要望があれば使っていいのではないかなというふうを考えてるところでございます。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 1点目の保育園の件ですが、多分これまで同様4分の1は市町村負担になるという答弁であったと思っております。それから2点目の件ですが、山江村は小中学生給食費無料化を打ち出しております。そういうときに保育園費は無償化されるんだが給食費は発生するということですが、山江村の子育て支援政策として給食費無料化の拡充は考えておられませんか。それが1点です。

もう1点は、3点目のアグリセンターの件ですが、条例にも何時から何時までは何円と書いてありますので、もし夜間に使用ができないのならば、その条例改正などをされる考えはございませんか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 1点目の幼児教育に対する無償化の話ですけれども、国のほうがこの話を進めております。ただ、国の政策によって市町村の負担を生じるようなことはやってくれるなというのは、これは全国の町村会でも決議をしているところでもありますので、そういう負担が生じるということになりますと、またそういうお願いを、本年度は致し方ないにしても来年から声を上げていきたいというふうに思っています。

給食費の負担についてでありますけれども、無償化とそれから給食費の負担の兼ね合いで、全体的には負担減になるのではなかろうかというふうに考えておりますけれども、その付近はそういう事件が発生した時点でまたいろんな情報の中で検討させていただきたいと思っております。

それから、アグリセンターの条例改正の件ですけれども、予算書を見ていただければわかりますように、川辺川土地改良事業組合のほうは解散をいたしました。残っているのは川辺川の土地改良区だけであります。従いまして、36万の歳入が土地改良区の川辺川の施設使用料として上がってきているということでもありますけれども、現在、見てもらっております歳出予算が129万8,000円ありますので、要するに、先般は台風が起きたときも被害を受けまして、その修理も実はアグリセンターやっているところであります。営々とあそこの施設、また土地の管理を山江村がやっていくということになりますから、またその利用についてのいろんな条例改正ということもありますけれども、果たして、どういう方がそういうふうにご利用を今後されるのか。現在のところ役場として、行政としてあそこを積極的に活用しようというようなメニューがありませんので、この取り扱いについては、ちょっと本気で検討を要するなということをおっしゃっているところであります。

また、二連木堰のこともちょっとありましたけれども、私の考えは、先般、山江村の土地改良区が解散をいたしました。従いまして、その財産が山村のほうに清算委員会を作って清算されるわけでもありますけれども、いずれ山江村のほうに財産が譲渡されるというようなことになろうかと思っております。その時点でまたその農業の耕作者の意見を聞きながら、また検討する必要があるなど今思っているところであります。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 1点目の保育園の件につきまして、今村長は保護者負担については総体的に安くなるのではなかろうかということでございましたが、現場の課長はどのようなご認識ですか。総体的に安くなりますか。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

ただいま村のほうでは4分の1負担しております。ただし、無償化になりますと若干ではありますけれども、今の状況によりますと若干安くなるのではないかと考えております。

○10番（松本佳久君） 保護者負担が安くなるということですか。

○健康福祉課長（迫田教文君） 申し訳ありません、私が申したのは今村が負担している分の4分の1は安くなるということと、保護者負担につきましては、今保育料の

無料という方もいらっしゃるし、また食材費が出た場合に保護者費用として発生する場合も出てくるかと思えます。ということは、このままでいくと今の保育料よりも高くなるという家庭が出てくる可能性がありますので、今後、また先ほど申し上げましたように、県の具体的な方向性とか保育園に対しましては広域化がなっておりますので、今後検討してまいりたいと思えます。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） ただいま議案第15号、平成31年度の一般会計予算書について、2点だけお尋ねしたいと思います。

ページは開いていただくと、まず9ページの軽自動車税の中にあります環境性能割、これは昨年はありませんでしたけども今年から出ております。それと併せて交付金がやはり環境性能割交付金というのが今年度新しく出てきておりますが、この内容についてお尋ねしたいと思います。それから、これは今からずっと始まっていく交付金であり、また税の掛け方であるのか、その1点お尋ねしたい。

それから、もう一つはページは69ページの真ん中ほどにありますやまえ栗の知的財産権の登録補助金というのがありますが、この内容についてお尋ねと同時に、この補助金はどこに払うのかお尋ねしたいと思います。

以上です。2点だけお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

軽自動車税の中に環境性能割ということで上げております。こちらにつきましては10月からの消費税増税に伴いまして、これまでは自動車取得税交付金という名称で入ってきたかと思っております。そちらが名称を変更しまして環境性能割交付金ということで、款の7と軽自動車税の中の目の中に上がってきているかと思えます。これは簡単に言いますと、款7のほうが普通自動車分と款1、3、2の環境性能割のほうは軽自動車分ということで、県のほうから自動車税ということで交付される分でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

やまえ栗の知的財産権登録補助金ということでございます。以前よりブランド化の取り組みをしておりまして、やまえ栗という名称の商標が登録できないかということで検討をしてきております。熊本県の関係機関であります地財総合支援窓口を

通じて、こういう手続きをされる弁理士さんという方がおられるんでございますけれども、相談を行ってきてまいりました。この商標についてでございますけれども、種類がいろいろございますが、検討を進める中で農林水産省が管轄しております地理的表示、G I と申しますけれども、の法制度が山江村に一番合っているのではないかとということで、やまえ栗を中心としたこのG I 制度を取って商標登録を行いたいというふうなことでございます。補助金どこに払うかということでございますが、先ほど申しました弁理士さん等の手続きに使う補助金ということでしているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） では1点目の環境性能割というのは、いわゆるこれからずっと毎年交付金としてまた出てくるというような性質のものだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

議員申されましたように、制度が変わらない限りはこのまま環境性能割交付金ということと軽自動車税ということで計上させていただくことと思います。

以上です。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

7番、秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） ただいま議題になってます議案15号、31年度山江村一般会計の予算書でございますが、その中に37ページには移住定住とあります。また81ページには住宅管理費とありますが、昨年、北永シ切住宅を払い下げなりまして21棟の購入がありました。定住人口を増やすためにもさらなる2次、3次と払い下げをと思いますが、村当局としてはどのようなお考えですか。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

81ページに住宅管理費等ございますが、先ほどのご質問で北永シ切団地の払い下げについてご質問がありました。こちらについては平成29年度におきまして入居者に対して説明会を実施しております。その説明会で入居者の意思を確認した後に譲渡処分を行っておりますので、現在のところ今後の払い下げというのは予定してないところです。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） できれば今後、何年か後には払い下げということで考えてもらえばと思います。今、村営住宅は何戸ありますか。ほかにもそういう払い下げの希望が出てるところがありますか。

○議長（秋丸安弘君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

山江村では現在171戸の住宅のほうを管理しております。払い下げにつきましては、他の団地から要望は現在上がっていないところでございます。

以上でございます。

○7番（秋丸光明君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 平成31年度山江村一般会計予算書の中から2点質疑いたします。

ページは73ページの目3、公有林造成費のところであります。その中で13の委託料のところであります。森林環境保全直接支払事業、造林、これ960万ほど、それから公有林整備事業費、単独、これ1,000万円ほど、それから間伐等森林整備促進対策事業委託料として、これ600万ほどあります。この内容についてお願いしたいと思います。

それから、もう1点は82ページの1目、非常備消防費のところあります。これは区分の14、使用料及び賃借料であります。失礼しました。これは13、委託料のところですよ。すみません。測量設計委託料200万、そして災害対応工程管理システム保守委託料6万6,000円のところでございます。

ということで、最初の公有林造成費委託料、ここの内容をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

まず森林環境保全直接支払い事業の960万3,000円の方だと思っております。これにつきましては、補助事業といたしましては、ヒノキの下刈りのほうを行いたいというふうな事業でございます。場所といたしましては、上小森、今村、光の畑等の森林の伐採のほうということで補助をしているものでございます。それから、公有林整備事業の1,002万7,000円の方でございます。これにつきましては、光の畑の主伐を考えておるところでございます。それから間伐等の森林整備促進対策事業委託料の634万1,000円でございます。これにつきましては

は、大平分収林のところの間伐ということで現在考えているところでございます。
以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、ご質問の消防費、消防費、非常備消防費の委託料の件でございますけれども、206万6,000円計上しております。これにつきましては、この下のほうといいますか工事請負費に関連する設計委託料でございます。31年度ヘリポートの整備を計画しております。それに伴います測量設計、実施設計の委託料でございます。それを200万計上しております。それから、災害対応工程管理システム保守委託料でございますけれども、これは県が進める事業でございます。災害発生から復旧、最後まで仮設住宅等を整備するに当たって、県としてはフロー図を製作したいと、その流れをシステム化するということで、これは県下参加自治体に呼び掛けまして、山江村も参加するというところでございますので、これは県に支払う委託料でございます。

以上でございます。

○4番（西 孝恒君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第10、議案第15号、平成31年度山江村一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第16号 平成31年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第11、議案第16号、平成31年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 山江村特別会計国民健康保険事業予算書の中から、1点だけ質疑いたします。

ページは12ページであります。目1、特定健康診査等事業費のところでありまして。これは区分の13、これも委託料であります。この中で特定健康診査委託料

382万について。それから、下の特定健康診査情報提供委託料、これ新しく入ったようだと思います。14万についてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

委託料、特定健康診査委託料でございますけども、これは40歳から64歳までの国民健康保険の被保険者による健診の委託料であります。450人を見込んでおります。

続きまして、特定健康診査情報提供委託料につきましては、健康診断、施設健診、人間ドッグを受けない人がかかりつけの病院で特定健診と同じように診査を受ける人を対象者がいる場合に、対象者の同意を得て医療機関から健診データを提供してもらうための委託料であります。情報提供委託料としましては1件につき2,000円、追加検査料として1,500円、いずれも40名を予定しております。

以上であります。

○4番（西 孝恒君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第11、議案第16号、平成31年度山江村特別会計国民健康保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第17号 平成31年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第12、議案第17号、平成31年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第12、議案第17号、平成31年度山江村特別会計簡易水道事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第18号 平成31年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第13、議案第18号、平成31年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第13、議案第18号、平成31年度山江村特別会計農業集落排水事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第19号 平成31年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 日程第14、議案第19号、平成31年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第14、議案第19号、平成31年度山江村特別会計介護保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第20号 平成31年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第15、議案第20号、平成31年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第15、議案第20号、平成31年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第21号 平成31年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、議案第21号、平成31年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第16、議案第21号、平成31年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 陳情第1号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、陳情第1号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第17、陳情第1号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第18、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りいたします。会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま、議員派遣の件が決議されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

-----○-----

日程第19 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第19、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がありました。

よって、委員長の申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りいたします。会議規則第44条の規定により本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 発言の機会を与えていただきありがとうございます。私、議会運営委員と議会活性化調査特別委員会の委員を辞任したいと思いますので、山江村委員会条例第10条の規定により、議長におかれましては議会に諮っていただき、辞任を許可していただきますようお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） これは本日時点の辞任ですか。

○10番（松本佳久君） そうです。

○議長（秋丸安弘君） それでは、暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、暫時休憩をしたいと思いますので、しばらく議会控室のほうにお入りいただきまして審議したいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後0時29分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど、10番、松本議員より議会運営委員、議会活性化調査特別委員会委員の職を辞するとの申し出がありましたが、両委員会を開催し協議した結果、引き続き任期まで議員の職を継続することになりましたので、ご報告申し上げます。

迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、訂正いたします。議案第16号、平成31年度山江村特別会計国民健康保険事業予算につきまして、西議員のほうから質疑がありました特定健康診査委託料につきまして、年齢のほうを40歳から64歳と申しておりましたが、正しくは40歳から74歳であります。お詫び申し上げ訂正いたします。申し訳ありませんでした。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君）　これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

　お諮りいたします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君）　異議なしと認め、平成31年第1回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会　午後0時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員